

令和3年6月8日開会

令和3年6月16日閉会

令和3年第4回  
和気町議会定例会会議録

和 気 町 議 会

令和3年第4回和気町議会定例会議事日程

1. 会期 6月8日(火) から6月16日(水) までの9日間
2. 日程

日程	月 日	曜日	開議時刻	摘 要
第1日	6月8日	火	午前9時	本 会 議 1 開 会 2 議事日程等の報告 3 会議録署名議員の指名 4 会期の決定 5 諸般の報告 6 議案の上程、説明(報告) 7 議案の上程、説明、質疑、委員会付託 8 請願・陳情の上程、説明、質疑、委員会付託
第2日	6月9日	水	午前9時	休 会(本会議) 和気鵜飼谷温泉事業特別委員会 午前9時～ 議会全員協議会 特別委員会終了後
第3日	6月10日	木	午前9時	休 会(本会議) 厚生産業常任委員会 午前9時～ 総務文教常任委員会 午後1時～
第4日	6月11日	金		休 会
第5日	6月12日	土		休 会
第6日	6月13日	日		休 会
第7日	6月14日	月	午前9時	本 会 議 1 開 議 2 一般質問
第8日	6月15日	火	午前9時	本 会 議 1 開 議 2 一般質問
第9日	6月16日	水	午前9時	本 会 議 1 開 議 2 委員長報告 3 質 疑 4 討 論・採決 5 閉 会

## 令和3年第4回和気町議会定例会目次

◎第 1 日	6月 8日 (火)	.....	1
◎第 7 日	6月14日 (月)	.....	21
◎第 8 日	6月15日 (火)	.....	45
◎第 9 日	6月16日 (水)	.....	59

令和3年第4回和気町議会会議録（第1日目）

1. 招集日時 令和3年6月8日 午前9時00分
2. 会議の区分 定例会
3. 会議開閉日時 令和3年6月8日 午前9時00分開会 午前11時19分散会
4. 会議の場所 和気町議会議事堂
5. 出席した議員の番号氏名  
1番 尾崎 智美                      2番 太田 啓補                      3番 從野 勝  
4番 神崎 良一                      5番 山本 稔                        6番 居樹 豊  
7番 万代 哲央                      8番 西中 純一                      9番 安東 哲矢  
10番 当瀬 万享                      11番 山本 泰正
6. 欠席・遅参・早退した議員の番号氏名  
なし
7. 説明のため出席した者の職氏名  
町長 草加 信義                      副町長 稲山 茂  
教育長 徳永 昭伸                      民生福祉部長 岡本 芳克  
総務課長 永宗 宣之                      危機管理室長 河野 憲一  
財政課長 海野 均                      まち経営課長 寺尾 純一  
生活環境課長 山崎 信行                      健康福祉課長 松田 明久  
介護保険課長 井上 輝昭                      産業振興課長 新田 憲一  
都市建設課長 西本 幸司                      上下水道課長 田村 正晃  
総務事業課長 久永 敏博                      教育次長 万代 明  
社会教育課長 鈴木 健治
8. 職務のため出席した者の職氏名  
議会事務局長 則枝 日出樹

9. 議事日程及び付議事件並びに結果

議事日程	付 議 事 件 等	結 果
日程第 1	会議録署名議員の指名について	5 番 山本 稔 6 番 居樹 豊
日程第 2	会期の決定について	9 日間
日程第 3	諸般の報告	議長、町長
日程第 4	報告第 1 号 令和 2 年度和気町一般会計繰越明許費繰越計算書について	説明
	報告第 2 号 令和 2 年度和気町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について	説明
	報告第 3 号 令和 2 年度和気町地域開発事業特別会計繰越明許費繰越計算書について	説明
	報告第 4 号 令和 2 年度和気町簡易水道事業会計繰越計算書について	説明
日程第 5	承認第 6 号 専決処分（令和 3 年度和気町国民健康保険診療所特別会計補正予算第 1 号）の承認を求めることについて	承認
日程第 6	議案第 4 6 号 和気町介護保険条例等の一部を改正する条例について	委員会付託
日程第 7	議案第 4 7 号 令和 3 年度和気町一般会計補正予算（第 2 号）について	委員会付託
日程第 8	議案第 4 8 号 物品購入契約の締結について	委員会付託
日程第 9	請願第 1 号 選択的夫婦別姓制度の法制化を進める意見書の提出を求める請願	委員会付託
	請願第 2 号 選択的夫婦別姓制度の法制化に反対する意見書の提出を求める請願書	委員会付託
日程第 1 0	陳情第 1 号 区内の排水路調査研究に要する作成費の早急な予算措置の要望書	委員会付託
	陳情第 2 号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情	委員会付託

午前9時00分 開会

(開会・開議の宣告)

○議長(山本泰正君) 皆さん、御苦労さまです。

ただいまの出席議員数は、11名です。

したがって、定足数に達しておりますので、ただいまから令和3年第4回和気町議会定例会を開会いたします。

なお、議会中は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、マスク着用の奨励をいたしておりますとともに、風邪や発熱の症状がある方は出席をお控えくださるようお願いいたします。

これから本日の会議を開きます。

(議事日程の報告)

○議長(山本泰正君) 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。御了承願います。

(日程第1)

○議長(山本泰正君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、5番 山本 稔君及び6番 居樹 豊君を指名します。

(日程第2)

○議長(山本泰正君) 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

ここで、去る5月31日、議会運営委員会を開き、今期定例会の運営について協議した結果を委員長から報告を求めます。

議会運営委員長 山本君。

○議会運営委員長(山本 稔君) 皆さん、改めましておはようございます。

それでは、去る5月31日午前9時より、3階第1会議室において、議会運営委員全員、執行部より町長、副町長、担当課長出席の下、令和3年第4回和気町議会定例会の会期、日程等を協議いたしました。その結果を報告いたします。

まず、会期でございますが、本日6月8日から6月16日までの9日間に決定いたしました。

日程につきましては、第1日目、本日でございますが、議案の上程、説明、質疑、委員会付託を行います。また、請願2件及び陳情2件を受理しておりますので、併せて上程、説明、質疑、委員会付託を行います。本会議終了後に、議会運営委員会を開催いたします。

なお、一般質問の通告期限は、本日の正午までであります。

第2日目、6月9日、本会議は休会でございます。午前9時から和気鶴飼谷温泉事業特別委員会を開催いたします。特別委員会終了後、議会全員協議会を開催いたします。

第3日目、6月10日、本会議は休会でございます。午前9時から厚生産業常任委員会、午後1時から総務文教常任委員会を開催いたします。

第4日目、第5日目及び第6日目は、休会でございます。

第7日目、6月14日午前9時から本会議を開催し、一般質問を行います。本会議終了後、議会運営委員会、議会広報編集委員会を開催いたします。

第8日目、6月15日は一般質問の予備日としております。

第9日目、6月16日午前9時から本会議を開催し、委員長報告、質疑、討論、採決を行います。

なお、今定例会に提案されます案件は、報告4件、承認1件、条例等2件、補正予算1件、請願2件、陳情2件でございます。

また、例年定例会終了後に実施しております人権啓発研修会は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止といたします。

以上、議会運営委員会委員長報告といたします。

○議長（山本泰正君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番 西中君。

○8番（西中純一君） 9日の議会全員協議会は、どういう議題で行われますか。知っておられたら、お願いします。

○議長（山本泰正君） 議会運営委員長 山本君。

○議会運営委員長（山本 稔君） ワクチン接種の状況のことと、それから矢田工業団地についての説明があるということでございます。

（8番 西中純一君「ありがとうございました」の声あり）

○議長（山本泰正君） ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 質疑なしと認め、委員長の報告に対する質疑を終わります。委員長、御苦勞さまでした。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月16日までの9日間にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認めます。

したがって会期は、本日から6月16日までの9日間に決定いたしました。

（日程第3）

○議長（山本泰正君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長の諸般の報告は、別紙にてお手元に配付のとおりでございます。後ほど御一読をお願いします。

次に、町長から諸般の報告がございます。

町長 草加君。

○町長（草加信義君） 本日ここに、令和3年第4回和気町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては早速御参集を賜り、御苦勞さまでございます。

それでは、ここで令和3年第3回議会臨時会以降の諸般の報告を申し上げます。

5月27日、第34回和気町新型コロナウイルス対策本部会議を開催し、緊急事態宣言下での公共施設等について、当初5月末まで体育館をはじめとする公共施設について休館といたしておりましたが、6月20日まで延長とさせていただいたところでございます。

新型コロナウイルスワクチン接種関連について、まず接種のための医師の確保についてでございますが、先般、町内在住の医師の方から、ワクチン接種に協力がいただけるお願いができましたので、早速5月31日から勤務をお願いいたしまして、日笠診療所においてワクチン接種をしていただいております。

次に、5月17日から始まりました65歳以上の高齢者へのワクチン接種の状況でございますが、町内医療機関では、先週までに1,590人に1回目の接種を終えておまして、これは対象者5,657人の28.1%で、接種希望者の36.8%に当たります。今週からは2回目の接種も始まっております、接種ペースを引き上げ、1週間当たり約1,000人のペースで接種を進めてまいります。7月末には、一部16名の方が医療機関を御指定されますので、その16名の方につきましては7月末までに完了しないという事情はありますもの

の、それ以外の方々につきましては、7月末までに全員接種を終了することになっております。また、6月15日から学校関係者、介護施設関係者について、日笠診療所において順次接種を実施してまいります。64歳以下の方への接種予定でございますが、6月18日から対象者へ接種券の送付を行いまして、町としましては、まずは基礎疾患のある方を6月28日から、60歳から64歳までの方を7月5日からそれぞれ予約を開始し、接種を始めてまいります。その後、一般の方の予約受付を7月12日から開始し、順番に接種を実施する予定でございます。

今後のワクチン接種についてでございますが、引き続き町内7医療機関での個別接種のほか、仕事都合などで平日のワクチン接種が難しい方へ、土日の集団接種も検討してまいります。全体としては、10月末までには2回目の接種が終えられるよう努力をしたいと、医療機関とも調整をいたしております。また、国・県の新型コロナウイルス支援対策に加え、単町でも緊急事態宣言解除後、必要な対策を慎重に検討してまいります。

次に、矢田工業団地についてでございますが、造成工事が5月末で完成いたしまして、6月中に誘致企業の公募を開始すべく準備を進めております。企業からの問合せにつきましては、大手企業からのものも含め、製造、物流といった分野において複数の問合せをいただいております。現在町独自で新たなパンフレットを作成中であります。関係各所への配布や町ホームページ、岡山県企業立地ガイドのホームページへの掲載等、矢田工業団地の情報を積極的に発信いたしまして、岡山県とも連携し、優良企業を誘致できるよう、より一層のPRを行ってまいります。

ワクチン接種並びに矢田工業団地の件につきましては、議会全員協議会で御説明をさせていただきます。

次に、小・中学校とにこにこ園の状況でございますが、現在緊急事態宣言発令中ではありますが、子供たちの学びを止めないよう、感染防止対策に配慮しながら教育活動を行っております。6月5日には、和気、佐伯それぞれの中学校において、種目の精選や手洗い、消毒の徹底等、感染予防対策を講じまして、無観客での体育会を実施いたしました。保護者の方に参観していただけないことに配慮し、和気中学校は当日のライブ配信を、佐伯中学校は編集した動画を後日動画投稿サイトに保護者限定でアップすると聞いております。

次に、町内の各種イベントについてでございますが、6月1日りんご祭り実行委員会を開催いたしまして、今年度のりんご祭りの開催について協議いたしました。新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、今年度のりんご祭りは中止とすることに決定いたしました。りんご狩りにつきましては、各品種の収穫時期に合わせまして新型コロナ感染防止対策を徹底し、実施してまいります。

次に、毎年夏休みの初めに金剛川でにぎわう水辺の楽校についても、関係機関等と協議を行いまして、中止とすることに決定いたしました。

次に、7月23日に予定いたしておりましたNHK巡回ラジオ体操についてでございますが、緊急事態宣言の延長に伴いまして、NHKから8月末までの夏季の巡回ラジオ体操を本年度中止する旨の連絡が入りました。

次に、和気鶴飼谷温泉についてでございますが、緊急事態宣言が岡山県に発令されてから5月末までは、宿泊業務、仕出し及びテイクアウトのみの営業といたしておりましたが、緊急事態宣言の期間延長に伴いまして、宿泊についてもお断りをさせていただき、仕出し及びテイクアウトのみの営業といたしております。また、和気鶴飼谷温泉夏祭りにつきましても、県外からの往来者や3密回避が困難であることなどから、昨年に引き続き本年度も中止とさせていただくことにいたしました。

また、さえきふるさと夏祭りについても、実行委員会から本年度は中止するという連絡をいただいております。

最後になりましたが、令和2年度和気町一般会計の決算見込みについて、現在精査中ではありますが、財政調整基金からの繰入れを行うことなく決算を迎え、歳入歳出差引残高から繰越事業に係る一般財源を除いた純繰越金は、約1億8,000万円となる見込みであります。このうち2分の1に当たります9,000万円を財政調整



基金に積み立て、残額の9,000万円を令和3年度会計へ繰り越すこととなります。令和3年度当初予算では、繰越金として5,326万円を計上いたしておりますので、3,600万円余りについては9月補正の予定といたしております。

なお、令和2年度末の一般会計における基金残高は、42億3,000万円となっております。

以上、諸般の報告といたします。

(日程第4)

○議長(山本泰正君) 日程第4、報告第1号から報告第4号の4件を一括議題とし、提出者の説明を求めます。

町長 草加君。

○町長(草加信義君) それでは、本日提案をいたしております報告第1号から報告第4号までの4件につきまして提案理由を御説明申し上げます。

報告第1号は令和2年度和気町一般会計繰越明許費の繰越計算書、報告第2号は令和2年度和気町公共下水道事業特別会計繰越明許費の繰越計算書、報告第3号は令和2年度和気町地域開発事業特別会計繰越明許費の繰越計算書でありまして、いずれも令和2年度から令和3年度へ繰り越して執行する事業について、地方自治法施行令の規定により報告するものであります。

次に、報告第4号は令和2年度和気町簡易水道事業会計の繰越計算書でありまして、令和2年度から令和3年度へ繰り越した事業について、地方公営企業法の規定により報告するものであります。

以上、説明を申し上げましたが、詳細につきましては担当課長に説明いたさせますので、よろしく御願い申し上げます。

○議長(山本泰正君) 次に、報告第1号から報告第4号の4件について順次細部説明を求めます。

財政課長 海野君。

○財政課長(海野 均君) 報告第1号説明した。

○議長(山本泰正君) 上下水道課長 田村君。

○上下水道課長(田村正晃君) 報告第2号説明した。

○議長(山本泰正君) 都市建設課長 西本君。

○都市建設課長(西本幸司君) 報告第3号説明した。

○議長(山本泰正君) 上下水道課長 田村君。

○上下水道課長(田村正晃君) 報告第4号説明した。

○議長(山本泰正君) 以上で報告第1号から報告第4号の4件の報告を終わります。

(日程第5)

○議長(山本泰正君) 日程第5、承認第6号専決処分(令和3年度和気町国民健康保険診療所特別会計補正予算第1号)の承認を求めることについてを議題とし、提出者の説明を求めます。

町長 草加君。

○町長(草加信義君) それでは、承認第6号につきまして提案理由を御説明申し上げます。

承認第6号の専決処分した令和3年度和気町国民健康保険診療所特別会計補正予算第1号の承認を求めることについてでございますが、日笠診療所勘定では、既定の予算に728万3,000円を追加し、予算の総額を3,158万3,000円とするものでございます。また、塩田診療所勘定では、既定の予算に47万1,000円を追加し、予算の総額を287万1,000円とするものであります。いずれも、内容といたしましては、歳入では新型コロナウイルスワクチン接種に係る外来収入等の追加で、歳出では新型コロナウイルスワクチン接種に係る経費の追加でございます。

以上、御説明を申し上げましたが、詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、御審議、御議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（山本泰正君） 次に、承認第6号の細部説明を求めます。

民生福祉部長 岡本君。

○民生福祉部長（岡本芳克君） 承認第6号説明した。

○議長（山本泰正君） これから承認第6号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

承認第6号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認めます。

したがって承認第6号は、委員会付託を省略することに決定しました。

次に、お諮りします。

承認第6号を討論を省略し、採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認め、これから採決します。

承認第6号専決処分（令和3年度和気町国民健康保険診療所特別会計補正予算第1号）の承認を求めることについて、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認めます。

したがって承認第6号は、承認することに決定しました。

（日程第6）

○議長（山本泰正君） 日程第6、議案第46号和気町介護保険条例等の一部を改正する条例についてを議題とし、提出者の説明を求めます。

町長 草加君。

○町長（草加信義君） 次に、議案第46号につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

議案第46号の和気町介護保険条例等の一部を改正する条例についてでございますが、和気町介護保険条例及び和気町介護保険条例の一部を改正する条例の字句に訂正の必要が生じたため、改正するものでございます。

以上、御説明を申し上げましたが、詳細につきましては担当課長に説明をいたさせますので、御審議、御議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（山本泰正君） 次に、議案第46号の細部説明を求めます。

介護保険課長 井上君。

○介護保険課長（井上輝昭君） 議案第46号説明した。

○議長（山本泰正君） これから議案第46号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 質疑なしと認め、議案第46号の質疑を終わります。

お諮りします。

議案第46号を厚生産業常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認めます。

したがって議案第46号は、厚生産業常任委員会に付託することに決定しました。

（日程第7）

○議長（山本泰正君） 日程第7、議案第47号令和3年度和気町一般会計補正予算（第2号）についてを議題とし、提出者の説明を求めます。

町長 草加君。

○町長（草加信義君） それでは、議案第47号につきまして提案理由を御説明申し上げます。

議案第47号の令和3年度和気町一般会計補正予算（第2号）についてでございますが、この補正は、既定の予算に9,430万7,000円を追加し、予算の総額を80億6,469万4,000円とするもので、主な内容は、歳入では新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金、コミュニティ助成事業交付金、辺地対策事業債等の追加、歳出ではコミュニティ活動助成事業、地方創生臨時交付金事業、日笠地区公民館改築事業の追加等をするものであります。

以上、説明を申し上げましたが、詳細につきましては担当課長に説明をいたさせますので、御審議、御議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（山本泰正君） 次に、議案第47号の細部説明を求めます。

財政課長 海野君。

○財政課長（海野 均君） 議案第47号説明した。

○議長（山本泰正君） ここで10時15分まで暫時休憩といたします。

午前 9時58分 休憩

午前10時15分 再開

○議長（山本泰正君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

これから議案第47号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番 西中君。

○8番（西中純一君） 33ページの総務管理費で、委託料、シティブロモーション業務委託料というのがあります。首都圏を中心にして、電車とかにコマーシャルというか、そんなものを貼ったりするあれだというふうには大体聞いているんですけど、これも委託先はそういうふうな大手の宣伝会社とか、そういうところに委託するんですかね。その点が1点。

それから、その下のらくらく証明交付サービスシステム使用料44万円、それからその上、システム使用料5万円、それから施設備品購入費198万5,000円、どうもこのうちの148万円でコピー機を購入されるというふうなことなんですけれど、その意味というか意義は、また国のほうにサービスというか、マイナンバーカードを増やすための策としてこういうふうなものをされるのか、今コンビニで既にいろいろなことはできているのに、あえて役場にコピー機を導入してやるというのは、どうもよう分からないんですけれど、その辺をお教えいただければありがたいと思います。

○議長（山本泰正君） まち経営課長 寺尾君。

○まち経営課長（寺尾純一君） 失礼いたします。

先ほど、西中議員から御質問いただきましたシティブロモーションの関係の委託先のことでございます。

議員がおっしゃられたように、例えば山手線等へ中づり広告をする場合ですと、JR関連の、そういう関係の広告会社がありますので、そういったあたりへ委託させていただくという形になろうかと考えております。

○議長（山本泰正君） 民生福祉部長 岡本君。

○民生福祉部長（岡本芳克君） 失礼します。

らくらく証明交付サービスでございますけど、これにつきましてはマイナンバーカードを活用して、タブレット等で住民票、印鑑証明、税証明の交付申請ができるというシステムでございます。議員がおっしゃられたとおり、コンビニ交付システムと同様のシステムでございますけど、マイナンバーカードを御持参いただければ、役場においても全ての住民票、印鑑証明、税証明が、マイナンバーカードをタブレット等で、ICカードリーダーを利用して申請書の作成を、個人の方が記入しないでできるといったようなサービスになりますので、今回役場のほうでも導入するようにいたしました。使用料が44万円と、備品購入費の設備品購入費198万5,000円のうちの148万5,000円がこの事業の備品に当たります。

○議長（山本泰正君） 健康福祉課長 松田君。

○健康福祉課長（松田明久君） 失礼いたします。

システム使用料の5万円でございますが、こちらにつきましては、健康事業におけます健康教育実施等における電子媒体のツールの利用料ということでございます。

○議長（山本泰正君） 8番 西中君。

○8番（西中純一君） シティプロモーションですが、大体駅というか、車両に貼ったりする、JR関連の広告をする、それだけということなんですか。

それから、らくらく証明交付サービスというのが、どうもよく分からない。結局手を煩わせないというか、申請書を書かない、要するに感染症対策を含めてのことなんですかね。もう一遍、そこの辺をよく分かるようお願いします。

○議長（山本泰正君） まち経営課長 寺尾君。

○まち経営課長（寺尾純一君） 失礼いたします。

まず、シティプロモーション事業のほうで、こちらのほうで考えておりますのは、もちろん電車への中づり広告といったようなものも考えておりますが、併せまして移住してこられた方、そういった方々にアンケートとかを取りますと、知った媒体、それから効果的な媒体といたしましては、そういったものと併せましてインターネットを利用した媒体と、そういったものが上がってまいります。そういった中で、例えばユーチューブ、それからツイッター、そういったSNSへ広告の動画を入れる、そういったようなこと。それから、あとは移住関係のウェブ雑誌への記事掲載、それとあとインターネット、ヤフーとかグーグルとか、そういったようなもので移住とかというキーワードを入れると、そこへ広告が上がってくるというインターネットの検索の連動広告、そういったような形のもの、こういった複数媒体を利用して広告をしてまいると、そういった形のものを今計画しております。

○議長（山本泰正君） 民生福祉部長 岡本君。

○民生福祉部長（岡本芳克君） らくらく証明交付でございますけれども、マイナンバーカードを持ってきていただいて、ICカードにタッチしていただいて、タブレットでどういうものが要るかといったのを選ぶということになりますので、先ほど議員がおっしゃられたとおり、そこででの感染対策の一環としてのこのサービスが活用できるということで、今回導入をさせていただく予定です。

（15番 西中純一君「分かりました」の声あり）

○議長（山本泰正君） ほかに質疑はありませんか。

10番 当瀬君。

○10番（当瀬万享君） 総務文教常任委員会で詳しく聞けばいいんですけど、厚生産業常任委員会の人に聞いてほしいんですけど、ページ31の県の支出金で教師業務アシスタント配置事業補助金、これは先生の働き過ぎの改革のためのものか、それにしても人件費ほどの金額にもなっていないし、どういう内容か、もっと詳しく教えてほしいのと、その下のオリパラの教育推進事業委託金で、どういった教育、オリンピックをするか、しないかというような時代にあって、和気町でどういうふうな教育をやられるつもりなのか。それから、マスコミでは、皆さん御存じのように、調子のいいときには専門家の先生の言葉に従ってと言いながら、いつの間にか自主的な集まりだとか別の地平から物を言っているというようなおかしげな状況になってるんで、和気町でどういった教育を子供たちにやられるんかというのを教えてほしいというふうに思います。

○議長（山本泰正君） 教育次長 万代君。

○教育次長（万代 明君） 失礼します。

31ページの、まず業務アシスタントですが、こちらにつきましては、和気町では業務アシスタントを各小・中学校に配置しております。その経費につきましては、当初予算で計上済みでございます。このたび、改めて県のほうから補助がついたということで、この予算を計上させていただいております。教師の数に応じて補助金が変わってきます。そういった形で、中学校では87万3,000円、小学校では43万6,000円の予算を計上させていただきました。内容は、あくまでも教職員の補助ということで、コピーをしたり、印刷物、それからあと、いろいろ集計をしたりと、そういった業務を行っております。

それから、オリンピック・パラリンピックの教育推進事業委託料でございますが、人権教育も絡めまして、異文化や共生社会の理解を深めるために、そういったパラリンピック等の講師を招いて、スポーツの価値、効果を再認識するために行う授業を予定しております。

○議長（山本泰正君） 10番 当瀬君。

○10番（当瀬万享君） 業務アシスタントというのは、教育委員会から学校へ行って確認をしましたか。今言われたような仕事内容を実際にやっているかどうか。校長先生に、どれだけ役に立っているかというような確認は当然されているんだと思うんですけど、そこら辺を教えてほしいのと、オリパラにしても、誠に立派な答弁なんじゃけど、実際にそれをやって、子供たちの教育の手助けになるんかどうかというのも、もしやるんやったら、確認はしてください、これは。何か世の中の流れと違うような気がするんで。ただお金が来たから、それをこなすというような状況じゃなしに、本当に子供たちのためになっとなるかどうかというのも、これはぜひ確認していただきたいというふうに思います。

○議長（山本泰正君） 教育次長 万代君。

○教育次長（万代 明君） まず、業務アシスタントの業務についてということでございます。

こちらにつきましては、各学校、管理職面談等で回っております。その中でも、校長、教頭のほうから大変助かっているという話は聞いております。あと、採用に当たっては、教育委員会としても毎回面接をしておりますので、どういった内容ということも把握はできております。

それから、あとオリンピック・パラリンピックにつきましては、実績に基づいて確認をしたいと思っております。

○議長（山本泰正君） 教育長 徳永君。

○教育長（徳永昭伸君） 失礼します。

御質問ありがとうございます。先ほど、次長のほうから答弁させていただいたとおりで、業務アシスタントについては、校長会等のたびに仕事内容を確認しておりますし、我々も現場に足を運びまして、活動の様子についてはその都度チェックをしております。今、働き方改革ということで、教職員の業務負担軽減に向けていろいろ取組を進めておるわけですけども、その中でこの業務アシスタント配置については学校現場からも非常に助かっ

ておるといふ強い要請もありますし、少しでも教職員の働き方改革に向けてこの業務アシスタントの活用をしていきたいと思つて、配置をしていただいております。今後ともぜひ御理解をしていただいで、この配置事業につきましては予算化をお願いできたらと思つております。

また、オリパラのほうなんですけども、これは中学校のほうで手を挙げておるわけなんですけども、実際にパラリンピックに出られる、出た後になると思ふんですけども、その選手の方に来ていただいで、子供たちと一緒に触れ合う中で、その競技のスポーツ体験もして、子供たちに感性というんですか、そういうものが少しでも伝わったらということで、昨年度から手を挙げておった事業なんですけども、今オリンピック・パラリンピックの置かれている状況、議員がおっしゃるとおり、いろいろな状況があります。そういうところも見ながら、子供たちにとって有意義な教育活動になるように、教育委員会としても学校と連携の下、考えていきたいと思つております。どうぞよろしくお願ひします。

○議長（山本泰正君） 10番 当瀬君。

○10番（当瀬万享君） 2点お聞きしたんですけど、総務文教常任委員会も今視察できないような状況になっています。行くと嫌がられるというような状況で、子供たちに新型コロナをうつしても困るんで、せめて和気町の議会としては、総務文教常任委員長ぐらいに報告していただいで、学校の状況というのを把握、今の時代だからこそ、常任委員長ぐらいは把握してほしいなど。新型コロナが落ち着けば、視察に学校を取り入れるということができると、ぜひお願ひしたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

○議長（山本泰正君） ほかに質疑はありませんか。

6番 居樹君。

○6番（居樹 豊君） じゃあ、細かい部分ですけど、2点お願ひいたします。

まず、33ページ、自治振興費のコミュニティの助成金810万円、これは4か所というのはお聞きしました。参考までに、各地区の内容といますか、宝くじ関係は公民館とか、多少仕分がございまして、その辺、分かる範囲で教えていただきたいということと、それからこれは私の把握違いかも分かりませんが、事業の内容というのものもあるけども、各地区から出した申請をくじ引きとかというようなことも言ふたけど、その辺のことも併せて御回答願ひたいと思ひます。

それから、もう一つ35ページ、社会教育費の2,700万円、これは脱炭素とかということがありましたが、そこをもう少し具体的な、結構金額も大きいですし、詳細に教えていただきたいということで、その2点をお願ひいたします。

○議長（山本泰正君） 危機管理室長 河野君。

○危機管理室長（河野憲一君） 失礼いたします。

居樹議員の御質問、コミュニティ活動の助成金についてでございますが、本年度に申請が通ったところは4か所でございます。先ほど御説明もございましたが、奥塩田区、小坂区、北山方区、岸野区でございます。この宝くじの助成金については、一般コミュニティ助成事業というものと、地域防災の育成事業というものが本年度ございます。一般のほうで、奥塩田区がコミュニティ事業の活動に直接必要な設備を整備するというようなものが対象になりますが、地区での物置とか、それからお祭りをされているワイヤレスアンテナ等の整備をさせてほしいというような要望でございました。それから、小坂区につきましては、地区のエアコンと、あと物を収納する保管庫、それから自走式の草刈り機等を整備させてほしいという要望でございました。北山方区につきましては、テレビ等の公民館のものを整備させてほしいということでございます。岸野区につきましては、地域防災組織の助成事業ということで、防災用のテント、それからテーブル、椅子、それから投光器等の防災資機材の整備をさせてほしいという、この4件の申請が通りました。それで、今回令和2年の9月頃に各区長のほうに要望を取りまとめて、その中で今まで11件とか要望があったりしたのも、採択を受けるのが1件とかというようなレベルで

ございました。そこから、和気町といたしまして、各事業の3件ほどを選ぶために抽せんをさせていただいております。9月に御案内をいたしまして、抽せんをした結果を申請して、3月に採択を受けるというような流れになっております。

○議長（山本泰正君） 社会教育課長 鈴木君。

○社会教育課長（鈴木健治君） 失礼いたします。

それでは、居樹議員の日笠地区公民館の太陽光パネル等の設置について詳細をとということで、お答えをいたします。

まず、太陽光パネルと、あと蓄電池というものを設置する予定にしております、まず太陽光の発電のほうなんですけれども、こちらが14.85キロワットの能力がございます。これは、日中普通の電灯であれば賅えると、エアコン等は駄目なんですけど、明かりは採れるというぐらいの能力であります。あと、蓄電池ですけれども、こちらが7キロワットアワーのものを2つ、合わせて14キロとなっております。能力的には、こちらも電灯ですけれども、8時間程度の明かりは続けて取れるというぐらいの能力になっております。こちらは、CO<sub>2</sub>の軽減の意義に加えましてなんですけど、日笠地区の指定避難所になっておりますので、仮に夜間に停電が起こった場合、こちらは8時間程度の明かりは採れるというふうなことで、地区民の安心にもつながるのではないかと考えております。

○議長（山本泰正君） 6番 居樹君。

○6番（居樹 豊君） この補正の内容は分かりました。これは、当初にはこの計画はなかったけども、今回新たに太陽光とか蓄電池を設置しようという考え方は説明で分かります。すると、考え方として、今後日笠地区に限らず、町内の避難所についての、その辺の整備の仕方、考え方が今段階であるのか、それともこれは今回日笠地区の新築に絡めてということで、こういうタイミングを取られたということで、町内全体そういう該当箇所の整備をするという考えがあるのか、ないのか、今段階で結構です。

○議長（山本泰正君） 社会教育課長 鈴木君。

○社会教育課長（鈴木健治君） 失礼いたします。

こちらは、今後についてどうなのかということなんですけれども、昨年和気町総合計画のほうを一新しております。その中で、まず国が取り組む温室効果ガスCO<sub>2</sub>実質ゼロというふうな現状を迎えまして、施策の展開としまして、公共施設の省エネ化、公共施設の省エネ設備の導入促進というものが途中から出てまいったというのもございます。あと、これはごく最近になるんですけれども、新聞の報道のほうで、後は公共施設については太陽光パネル等、温室効果ガスCO<sub>2</sub>の削減に寄与するものを義務化するぐらいな感じの報道がたしかにされていたと記憶しております。

○議長（山本泰正君） 6番 居樹君。

○6番（居樹 豊君） 概略は分かりました。ありがとうございます。

○議長（山本泰正君） ほかに質疑はありませんか。

1番 尾崎君。

○1番（尾崎智美君） タウンプロモーション事業というのとシティプロモーションというのは、同じような意味合いなんですか。

○議長（山本泰正君） まち経営課長 寺尾君。

○まち経営課長（寺尾純一君） 失礼いたします。

タウンプロモーション、シティプロモーション、同じ意味でございます。よろしく申し上げます。

○議長（山本泰正君） 1番 尾崎君。

○1番（尾崎智美君） 分かりました。このタウンプロモーションの事業費なんですけど、ほかの市町に比べて、

和気町は多めなのか少なめなのか、分かれば教えていただきたいです。

○議長（山本泰正君） まち経営課長 寺尾君。

○まち経営課長（寺尾純一君） 失礼いたします。

直近のものではございませんが、昨年度、こちらの手持ちになるんですけれども、他市町村のそういうシティプロモーションとかタウンプロモーションの費用という、こちらの新型コロナの臨時交付金ではなくて行っているものをご確認させていただきますと、和気町の金額というのは、これまででいくと少ない状況であったというのは感じております。

○議長（山本泰正君） 1番 尾崎君。

○1番（尾崎智美君） 分かりました。

○議長（山本泰正君） ほかに質疑はありませんか。

9番 安東君。

○9番（安東哲矢君） 33ページの説明欄の一番下の、これは飲食店の感染防止対策支援補助金200万円ということで、和気町内は約40店舗があるわけです。感染対策はほとんどの店が今既にやっとならるんじゃないかなとは思ってますよね。具体的には、カーテンとか、それから今の本会議場にもあります、そういう仕切りとか、それから消毒液、あと温度計ですか。大体こういうふうなものはほぼ、各店はあるんじゃないかなと思ってますよね。ですから、今後新しく対策をする場合に1店舗あたり5万円を補助するというので、今までしとるところについては、これはできないということになるんですか。そこらあたりをお願いしたいと思います。

○議長（山本泰正君） 産業振興課長 新田君。

○産業振興課長（新田憲一君） 失礼いたします。

33ページの飲食店に対する感染防止対策の支援補助金ということですが、これは安東議員がおっしゃられるように、飛沫防止対策、それから非接触式の体温計での測定でありますとか、非接触式の消毒液の装置、これの購入に係る費用のうち、上限5万円で10分の10補助させていただくものでございまして、ほとんどのお店でそういう対策を取っていただいておりますが、一部まだできていないところもございまして、それから今回の補助事業は、御議決いただいた後には、今年度4月に遡って適用させていただこうというふうに考えております。

○議長（山本泰正君） 9番 安東君。

○9番（安東哲矢君） それから、この40店舗については感染対策がしっかりできているかどうかというのは、行政側として把握をされとんですかね。各店舗ごとに1回行って指導をしているのかどうかという点をお聞きしたいと思います。

○議長（山本泰正君） 産業振興課長 新田君。

○産業振興課長（新田憲一君） 失礼いたします。

このたびの緊急事態宣言を受けまして、和気町内食品衛生法上の飲食店の許可、喫茶店の営業が、届出上は65件ございます。そのうち、5月20日から21日にかけて職員で見回りのほうを行いました。営業実態がある店舗が49店舗、全て回りまして、あと営業実態のない店舗は13件ございました。廃業していたり、長期休業中であつたりする店舗でございました。このあたりの把握もしておりますし、見回りを行いました、その場でも感染防止対策をお願いしているところでございます。

○議長（山本泰正君） ほかに質疑はありませんか。

2番 太田君。

○2番（太田啓補君） それでは、何点かお伺いをいたします。

まず、31ページなんですけど、先ほど当瀬議員が質問されたことで重複は避けたいんですけれども、私は厚生産業のほうの委員会ということで少しお聞きをさせていただきます。



アシスタント配置ということなのですが、この予算額を見ると、何か備品購入で減額をされた額と似通っているといえますか、マッチをしているというようなことで、アシスタント配置に、これがマッチをしているのか、そこら辺がよく理解ができないんですけど、もう少しそのアシスタント業務のところの当初の人件費等を含めて、今回87万3,000円だとか43万6,000円が県のほうから新たにいただけたんだというところを、もう少し詳しく説明をお聞きしたいというふうに思います。

GIGAスクールサポーター配置支援事業というのが国のほうであるんですけども、昨年度の国の予算が繰越しをされていたものが、5月28日で和気町に148万5,000円内示額があったということを私はお聞きしているんです。そのような情報をいただいているんですけど、それとの関係がどんなのかなということも含めて、分かれば教えてください。それが1点です。

それから、2点目ですけども、33ページです。

区分18の備品購入費、教育施設の備品購入費が1,000万円強補正されていますけれども、これは具体的にどのような備品を購入するのかということをお教えください。

それから、最後になりますけれども、新型コロナウイルスの臨時交付金が、今まで5億8,500万円ぐらい町のほうに手当をされているということのうち、今回が6,600万円ほどのお金で、残りの3,300万円は次回ということで御提案をされているというふうに思いますけれども、先ほどのシティプロモーションのこととも関係をするんですが、これは厚生産業常任委員会の中でもまた言わせてほしいと思うんですけども、このコロナ禍で、これは不要までとは言いませんけれども、不急の事業じゃないかなというようなことも思います。今本当に必要な事業や、今困窮している人のために、この臨時交付金を使う必要があるのではないかなというふうに思って、残りの3,300万円ももう少しこの時点で何か施策を考えて、提案をしていただけなかったかなということも思っているところですけども、そこのところについては御見解をよろしくお願いたします。

○議長（山本泰正君） 教育次長 万代君。

○教育次長（万代 明君） 失礼します。

まず、1点目、31ページの業務アシスタントの補助金についてということで、時間等はマッチしているのかということでございます。

今回の補正は、あくまでも歳入補正のみということでございます。県の基準を申しますと、教職員の数によって変わっております。20人以上の学校を対象に、873時間分の助成ということになっております。教職員の数が15人から19人までにつきましては、その2分の1という基準がございまして、それに基づいて今回補助を受けたというものでございます。あくまでも教職員のサポートということでございます。GIGAスクールサポーター配置支援事業はあくまでもGIGAスクール構想で新たにタブレット等を配置して、授業を進める上でそういった電算関係で困った点につきまして、こちらはそれをサポートする事業でございまして、これとは関係ないというものでございます。

それから、2点目、33ページ目の備品購入費1,029万4,000円の内訳をということでございます。

足踏み式の手指消毒器、それからレバー式の蛇口、それから網戸、それからスピーカー一体型のマイク、こういったものがそれぞれ園、小・中学校等に整備を予定しております。それから、個別の案件もございまして、密を避けるため、それぞれの教室で放送設備を利用して連絡事項等を行っておりますが、そういったことについて放送設備の調子が悪いという学校もございまして、それも併せて整備する学校もございまして、そういったものを合わせまして、1,029万4,000円となっている状況でございます。

○議長（山本泰正君） 総務課長 永宗君。

○総務課長（永宗宣之君） 失礼をいたします。

昨年度から国のほうが示しております新型コロナウイルス感染症対策の地方創生臨時交付金事業でございまして、資料

にもございますように、令和2年度と本年度と合わせて5億8,000万円の配分が和気町に来ておるということでございますが、この事業は、当然議員の皆様御承知のように、直接的な感染予防対策のための経費、あるいは今回の経済的な困窮に陥っている事業者の支援と併せまして、新型コロナ終息後の新たな生活スタイルに向けてというような取組、こういったようなことが項目に上がっておりまして、そういったような項目を庁内部で検討いたしまして、昨年来より実施してまいったところでございます。

太田議員御指摘のように、今回残り3,000万円ほどあるものを、早急な形でここで示したほうがよかったですのではないかなという御提言もいただいたわけではありますが、これまで内部で検討してまいりました結果、新型コロナの終息時期も明確には見えておりません。ワクチン接種については年内がめどでというような方向は見えてきましたけども、今後いかなるような事態が起きてくるかということも図りかねる現状でございますので、そういったところに対する経費の蓄え、ストックといえますか、そういったようなものも持っておくことも一つの手法かなというような意味合いで、一部3,000万円ほどは今回は留保させていただいていると。より必要なところに必要な手当をするという基本的な考え方というのは、議員が御指摘のものと我々執行部の考え方は同じではないかなという理解をいたしております。残りの3,000万円につきましては、しっかりとどういったようなものに投入することが効果的であるかというあたりは、しっかりと今後も検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（山本泰正君） 2番 太田君。

○2番（太田啓補君） 1点だけ、すいません。教育次長のほうでお答えをいただいたんですが、GIGAスクールサポーターの配置の関係で、予算案とは全く関係ないんですが、分かれば、簡単にいいです、教えてください。タブレットを使つての教育が、今はかなり進んどんでしょうか。どのくらいになっているか、簡単にいいです、教えてください。

○議長（山本泰正君） 教育長 徳永君。

○教育長（徳永昭伸君） 失礼します。

GIGAスクールの進捗状況ですけども、議員も御承知のとおり、先日の広報わけにもこういう取組をやるということで、町民に広く御理解をしていただくように広報しておるところでございます。それぞれ各校では取り組んでおります。ただ、学校間で取組の進捗状況には差がありますけども、できるだけ差がないように指導主事が各校を回りながら、今授業改革に取り組んでおるところでございます。ICTサポーター、今出ておりましたGIGAスクールのサポーターですけども、このICTサポーターは、実際に授業に入りまして、教員がタブレットを使つて授業を進める中で、子供たちがタブレットを使うのに戸惑う、そういうこともあるんで、そういうところの個人的な個別のケアをしてくれる、そういうサポーターでもあります。また、全体的な教員への専門的な指導等も行つてくれております。また、ぜひ一度どこかの機会に授業の様子等も議員の皆様にも見ていただけたらと思っております。今年一年間は、一日も早く子供たちがタブレットの活用に慣れ、今後あってはならぬんですけども、学校休業等が起きた場合には、家庭でも持ち帰つて使えるような、そういう活用、いろんなそれぞれの個に応じた授業支援にこのタブレットを活用していきたいと思っております。

○議長（山本泰正君） ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 質疑なしと認め、議案第47号の質疑を終わります。

お諮りします。

議案第47号を総務文教常任委員会並びに厚生産業常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認めます。

したがって議案第47号は、総務文教常任委員会並びに厚生産業常任委員会に付託することに決定しました。  
（日程第8）

○議長（山本泰正君） 日程第8、議案第48号物品購入契約の締結についてを議題とし、提出者の説明を求めます。

町長 草加君。

○町長（草加信義君） 議案第48号につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

議案第48号の物品購入契約の締結についてでございますが、令和3年度和気町クリーンセンターじんかい収集車購入契約を締結するに当たりまして、地方自治法第96条第1項第8号及び和気町の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定によりまして、議会の議決を求めるものであります。

以上、説明申し上げましたが、詳細につきましては総務課長に説明いたさせますので、御審議、御議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（山本泰正君） 次に、議案第48号の細部説明を求めます。

総務課長 永宗君。

○総務課長（永宗宣之君） 議案第48号説明した。

○議長（山本泰正君） これから議案第48号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

2番 太田君。

○2番（太田啓補君） 当初の予算では、1,000万円ほどの予算が組まれていたと思います。私は、3月の定例会の中では言わせていただいたんですが、今後は脱炭素社会に向けて、ハイブリッド車を庁用車として採用することがいいのではないかということも言わせていただきました。今回の車は、これはハイブリッド車だったんでしょうか。

○議長（山本泰正君） 生活環境課長 山崎君。

○生活環境課長（山崎信行君） 今回の車は、ハイブリッド車ではございません。なぜハイブリッド車でなかったという理由を申しますと、昨年3月末までにハイブリッド車のリース車が1台ございました。この車が12月頃から調子が悪くなりまして、ハイブリッドシステムの故障ということで、3月末に廃車となりました。このハイブリッドシステムを直すのは多額の金額がかかりますので、そういう経緯がございましたので、今回購入する車は通常のディーゼルエンジン車といたしました。

○議長（山本泰正君） 2番 太田君。

○2番（太田啓補君） 十二、三年前に買ったハイブリッド車が故障したということで、ハイブリッド車が故障すると費用も高くつくというようなことで説明を受けまして、言われていることは理解をいたしますけれども、だんだんと車も10年前に比べると進歩もしてきているというふうに思いますし、今後は予算も多分そのつもりで1,000万円以上を組んでいたのではないかなというふうに思いますので、安いほうがいいじゃないかということではなくて、そこらは考えて、今後検討いただければというふうに思います。よろしくお願いいたします。

○議長（山本泰正君） 生活環境課長 山崎君。

○生活環境課長（山崎信行君） クリーンセンターには、このじんかい収集車以外にもたくさん車がありまして、年次買換え等がございますので、そのときには議員の御指摘があったように、ハイブリッド車も考慮しまして、今後対応に当たっていきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（山本泰正君） ほかに質疑はありませんか。

10番 当瀬君。

○10番（当瀬万享君） これは、40ページを見せていただくと、入札に参加しているのが5者で、辞退が8者。担当者として、変に思わんですか。このままで、また2回目を仮にやるとしたら、辞退した8者の人の待遇はどうするんですか。これも、地元の人ばかり呼んでるから、職員の人が親心を出しとんじやろうけど、半分以上辞退されたら、顔に泥を塗られとんのと一緒に、このまま放っとくというのも変じゃと思うんですが、何かペナルティーがあるとか、それか担当のほうで8者の人にどういう理由で辞退するんですかという、ただ辞退しただけじゃなくて。こういうことが続くと、ほかの入札のときもよくありますけど、きちっと把握しとかんと、また同じことが起きるんで。ああ、辞退したんじやなじやなしに。和気町はなめられとんですよ、これ。だから、そこをよう考えてほしいなというふうに思います。担当課は、どういうふうに思われていますか。

○議長（山本泰正君） 総務課長 永宗君。

○総務課長（永宗宣之君） 失礼いたします。

今回の入札に当たりまして、辞退者が多いというような、こういったようなことをどう考えるのかというような御指摘であらうかと思えます。

今回、指名しましたのは、町内の自動車の取扱事業者で、町の受注希望者、入札指名願を提出した事業者でございますが、今回のケースにつきましては、パッカー車というようなことで特殊機装もあって、そういったような取扱いがないといったようなことで特に辞退者が多かったのかなと、そういったような特殊要因は今回についてはあったのかなというふうに思っております。指名辞退につきましては、それぞれ辞退届とともに、その理由もお伺いしてございます。今後につきましては、特にそういったようなことで、1回辞退したから、その次でペナルティーをというようなことでは考えてはございませんが、全体の入札、契約執行に当たりまして、適正な業者指名というあたりの手法につきましては、今後執行部でも十分検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（山本泰正君） 10番 当瀬君。

○10番（当瀬万享君） 説明だけを聞いたら、それでいいわと思いましたが、何かパッカー車が特殊だから取り扱ってない、それなら最初から外せばいいのに。何で、済んでからそんなこと言うん。じゃあからそれをもっともらしく議会に出さんようにしてください。半々ぐらいならまだ分かるにしても、そういうパッカー車が特殊な車だから扱ってないというのは前もって分かるんじゃない。これ、おかしいわ、そういうふうな入札をするということ自体が。だから、もっと真剣にやってほしいと思います。

○議長（山本泰正君） 答弁はよろしいか。

（10番 当瀬万享君「いいです、いいです」の声あり）

町長 草加君。

○町長（草加信義君） おっしゃることは十分理解ができますし、そのとおりでございますが、先ほど総務課長のほうからも御説明申し上げましたように、町内の業者を優先ということで今までやってきました関係もありまして、最近どうも指名の辞退が、特に自動車の購入について多いんです。それで、そのあたりは今後、メーカー直結でということも私も言うんですが、そうすると地元企業の育成につながるということで、やっぱり地元企業でお願いをするよりほかにはねえんかなと思うんですが、もう少し襟を正していただいて、前向きに取り組んでいただきますように、これからお願いをしていこうと思います。それができんということであれば、指名から外させていただくというような対応をさせていただきます。

○議長（山本泰正君） ほかに質疑はありませんか。

6番 居樹君。

○6番（居樹 豊君） 私は、この物品契約を質問しようと思っていましたが、当瀬議員のほうで言われましたけども、その中で、この物品契約、それから工事契約、私は以前にも、工事契約関係でもこういう例はあった

と思います。皆さんも御存じです。ですから、この件はこの件で今答弁がありましたけども、もともと公共の事業の契約の在り方、具体的には指名競争ですから、指名基準が、今回は13者と言います。例えば、工事関係でいったら、工事規模でありましたね、6者以上とかね。物品契約の指名基準というのは、ただ町内業者を育成せにゃいけんからという、ただその1点なのか。それから工事契約についても、今まで結構指名辞退、これはきちっと今後の問題として、手直しとかというようなやり方もそこまでは言いませんけども、こちらからお願いして、業者が蹴る、そのことについて事務的に何とも思わん感覚もあれだけども、そういうことを、今回私はあえてこういう契約のことまで細かくは言うつもりはなかったけども、そこは少し本気で。それと、後の履行確認、これも、特に契約関係で私も町内でいろいろ聞かれます。特に工事関係なんかというのは、ちょっと物品からずれますけれども、履行確認をどこまで、どういふのをやっとなかというのを聞かれるけど、私も詳しくは知りませんが、そういう声の中にはあります。地域の方は、特に工事なんかよりも身近な問題で、物品とは違ってありますけれども、そういうことを含めて、少し根本的に契約そのものの在り方、今後検討していただけたらと思います。

○議長（山本泰正君） 副町長 稲山君。

○副町長（稲山 茂君） 指名委員会の責任者として、今後そういう業者関係、入札の指名に関しまして、しっかりと対応していきますので、よろしく願いいたします。

○議長（山本泰正君） ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 質疑なしと認め、議案第48号の質疑を終わります。

お諮りします。

議案第48号を厚生産業常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認めます。

したがって議案第48号は、厚生産業常任委員会に付託することに決定しました。

（日程第9）

○議長（山本泰正君） 日程第9、請願第1号及び請願第2号の2件を一括議題とします。

まず、請願第1号選択的夫婦別姓制度の法制化を進める意見書の提出を求める請願についてを議題といたします。

これから請願第1号の紹介議員であります西中純一君から説明を求めます。

8番 西中君。

○8番（西中純一君） 選択的夫婦別姓制度の法制化を進める意見書の提出を求める請願の紹介議員になりましたので、趣旨の説明をさせていただきます。

まず、これは、日本の場合は結婚をした場合に、どちらかの姓を名のするというふうな形に法律がなっているわけですが、これについて世界ではこういうことは日本だけであるというふうなことです。それで、今そういう不利益というんですか、夫婦別姓での婚姻が認められないため、今までの、例えば女性が今までの経歴とか、そういうことが分からないというんですか、姓が変わっているということと、いろいろ不利益が出るという場合がある。同様に、逆に男性が女性の姓を名のしても、そういうことがあると思います。そういうことで、既に法制審議会というところが1996年に選択的夫婦別姓の導入を含める民法改正の要綱を答申しているわけですが、審議会は選択的夫婦別姓ということを行っているんですけど、それが実際に25年間進んでいないということで、ぜひ国に対して法制化を進めてほしいという意見書を出してほしいというこの請願でございます。

その出した経緯というのは、どうも県議会で逆の選択的夫婦別姓の反対の陳情が、自民党がほとんどということで通ったと。それに対して、それではいけないという考えの婦人のグループがあって、そういうふうなことを今しているということでございます。

その参考資料を見ると、県議会で陳情に対して公明党が反対ですね。その陳情に対する反対だから夫婦別姓については賛成の形だと思わすけれども、選択的夫婦別姓に反対の陳情に対して反対されているんで、その例が出ている。あと、全国の同様の意見書を可決した自治体の一覧が出ております。よろしくお願ひします。

○議長（山本泰正君） これから請願第1号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番 当瀬君。

○10番（当瀬万享君） 今お聞きしたんですけど、公明党の話が出たんですけど、共産党はどうされたんですか。分かったら教えてください。

○議長（山本泰正君） 8番 西中君。

○8番（西中純一君） 共産党は、公明党と同じように反対をいたしました。たしか、民主クラブもそうだったと思います。県議会の中での話ですよ。

○議長（山本泰正君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

西中君、御苦勞さまでした。

次に、請願第2号選択的夫婦別姓制度の法制化に反対する意見書の提出を求める請願書についてを議題とします。

これから請願第2号の紹介議員であります山本 稔君から説明を求めます。

5番 山本君。

○5番（山本 稔君） それでは、選択的夫婦別姓制度の法制化に反対する意見書の提出を求める請願書について説明を行います。

家族が同じ姓を名のる夫婦同姓制度は、家族の絆や一体感の持続を、重ねて子供の福祉に資するものであり、社会の維持に極めて重要な制度と言えます。また、これにつきましては、平成27年、民法の第750条にありますので、最高裁大法廷が合憲と判断しておりますので、こういうことも理由にあります。また、この戸籍制度は、行政の基盤、基礎と言えるところでございます。仮にもこの基礎部分に変更されれば、多くの法改正が必要になってくると思います。まだ内容の全体が見えていないところでは、今この法制化に賛成ができないということで反対をさせていただきますので、よろしくお願ひします。

○議長（山本泰正君） これから請願第2号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

山本君、御苦勞さまでした。

請願第1号及び請願第2号の2件を、会議規則第92条第1項の規定により、お手元に配付した請願文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しますので、審議をよろしくお願ひします。

（日程第10）

○議長（山本泰正君） 日程第10、今回陳情2件が提出され、これを受理しております。陳情第1号及び陳情

第2号の2件を、会議規則第92条第1項の規定により、お手元に配付した陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しますので、審議をよろしく願います。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

明日は、午前9時から和気鶴飼谷温泉事業特別委員会が予定されておりますので、出席方よろしく願います。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

午前11時19分 散会

令和3年第4回和気町議会会議録（第7日目）

1. 招集日時 令和3年6月14日 午前9時00分
2. 会議の区分 定例会
3. 会議開閉日時 令和3年6月14日 午前9時00分開議 午前11時28分散会
4. 会議の場所 和気町議会議事堂
5. 出席した議員の番号氏名
 

1番 尾崎 智美	2番 太田 啓補	3番 從野 勝
4番 神崎 良一	5番 山本 稔	6番 居樹 豊
7番 万代 哲央	8番 西中 純一	9番 安東 哲矢
10番 当瀬 万享	11番 山本 泰正	
6. 欠席・遅参・早退した議員の番号氏名  
なし
7. 説明のため出席した者の職氏名
 

町 長 草 加 信 義	副 町 長 稲 山 茂
教 育 長 徳 永 昭 伸	民生福祉部長 岡 本 芳 克
総 務 課 長 永 宗 宣 之	危機管理室長 河 野 憲 一
財 政 課 長 海 野 均	まち経営課長 寺 尾 純 一
税 務 課 長 岡 本 康 彦	生活環境課長 山 崎 信 行
健康福祉課長 松 田 明 久	介護保険課長 井 上 輝 昭
産業振興課長 新 田 憲 一	都市建設課長 西 本 幸 司
上下水道課長 田 村 正 晃	総務事業課長 久 永 敏 博
会計管理者 清 水 洋 右	教 育 次 長 万 代 明
学校教育課長 國 定 智 子	社会教育課長 鈴 木 健 治
8. 職務のため出席した者の職氏名  
議会事務局長 則 枝 日出樹
9. 議事日程及び付議事件並びに結果

議事日程	付 議 事 件 等	結 果
日程第1	一般質問 1. 9番 安東哲矢 2. 6番 居樹 豊 3. 4番 神崎良一 4. 2番 太田啓補	



午前9時00分 開議

(開議の宣告)

○議長(山本泰正君) 皆さん、御苦労さまです。

ただいまの出席議員数は、11名です。

したがって、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

(議事日程の報告)

○議長(山本泰正君) 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。御了承願います。

(日程第1)

○議長(山本泰正君) 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は、会議規則第55条及び第56条の規定に基づき、1人40分以内、同一項目につき質問回数4回以内を原則とし、一問一答方式で行います。なお、時間40分は、質問、答弁を合わせてでございますので、答弁者は特に簡明、的確なる答弁をお願いいたします。

それでは、通告順位に従って、9番 安東哲矢君に質問を許可します。

9番 安東君。

○9番(安東哲矢君) それでは、改めましておはようございます。

それでは、議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

一般質問は実に2年ぶりでございますので、少し緊張しております。このたびの定例会は、コロナ禍の中、また緊急事態宣言下の中での議会でもあります。5月31日の議会運営委員会の中でも協議したとおり、喫緊を要する事項についてのみ、また質問及び答弁については簡潔なものとし、時間短縮に努めるということの申合せに沿って質問をさせていただきます。

やはり現在の町民の皆さんの関心事といえば、新型コロナウイルスワクチンの接種でございます。今回は、このことだけに絞って6項目の質問をさせていただきますが、既に町長の諸般の報告また先日の議会全員協議会の中で詳しい説明がありましたので、違う観点からの質問もあるかも分かりませんが、答えられる範囲で答弁よろしくをお願いいたします。

コロナ収束の切り札は、やはりワクチンの接種であります。国も1日100万回の接種を目指しており、7月末までの高齢者の接種の完了を目指しております。岡山県下でもほとんどの自治体が7月末までの高齢者の接種の完了を掲げており、県内の1回目の接種率は9日時点で41.6%と、全国でも2番目に早い接種率でございます。なぜこんなに早い接種ができるのかといいますと、まず第1点目に、県内の共通の予約システムを備えている。2点目に、ホームページ上で空き状況が一目で分かる。3点目に、医療センターをプロに任せている。それから4点目に、県内どこでも接種が可能であると。こういうように、他県にないやり方で接種率の向上を図っております。本町においても、現在約43%と、県の平均を上回っておりまして、関係各位の皆さんの御努力に対し敬意を表するものでございます。いよいよこれからが本番でございます。64歳以下の町民の接種を一日でも早く終わるよう、全町を挙げて取り組んでいかなければならないと思います。

そのような状況の中で、質問項目の第1点目として、5月17日から65歳以上のワクチン接種が始まっておりますが、現在の接種状況がどうなのかということをお聞きしたいと思います。

第2点目に、キャンセル等で余剰が生じた場合、優先で充てる対象者を決めているのかどうか。また、現時点でそのようなことがあるのかどうかです。

第3点目に、自力で病院に行けない在宅の高齢者や障害者はどういう形で接種をするのか。

第4点目に、64歳以下のワクチン接種券はいつ頃から発送できるのか。また、全ての町民が2回接種を終えるのはいつ頃になるのか。

第5点目に、12歳から15歳までのワクチン接種についてはどのような形で接種をするのか。集団接種を行うのか。

第6点目に、現時点での課題は何か。また、その対策は考えているのか。

以上6項目ですが、第1点目と4点目と5点目は、既に全員協議会等で説明を聞いておりまして、再度の説明になるかも分かりませんが、よろしくお願いいたします。

○議長（山本泰正君） 健康福祉課長 松田君。

○健康福祉課長（松田明久君） 失礼いたします。

それでは、安東議員の質問に対しまして答弁を申し上げます。

まず、1点目でございますが、65歳以上の方へのワクチン接種の状況でございます。

先週末までに2,560人に対しまして1回目の接種が終了しております。これは、65歳以上の全対象者に対しまして45.3%となっております。

次に、キャンセルなどで余剰が発生した場合に、優先で接種できる対象者についてでございます。

これにつきましては、和気町コロナワクチン廃棄回避対策方針を定めております。これは、町のホームページに掲載しております。その中で、町内の医療機関において予約のキャンセルがあった場合や、あらかじめ設定している予約枠に空きが生じている場合に、設定した優先順位により接種を実施することができることになっております。優先順位としては、1番目が接種医療機関の従事者、2番目が接種医療機関の入院者など、3番目が和気町職員のうち医療関係機関へのワクチン接種支援業務に携わる者、4番目が町内の高齢者施設等の従事者、5番目が町内のこにこ園、小・中学校、高等学校に勤務する者と定めております。それぞれ廃棄処分となるようなワクチンが発生しないよう対応することとしております。

次に、3点目でございますが、自力で病院に行けない在宅の高齢者や障害者などはどうするかについてでございます。

今のところ、町へは自力で病院へ行けないとの相談はほとんどございません。恐らく家族や支援者などの協力で接種を受けられているものかと思っております。しかし、家族や支援者がいらっしゃらない方もおられると思います。こういった方々の情報は、我々よりも民生委員の方のほうが詳しく把握されているかと思っておりますので、先日民生委員の方に、接種に行きたいが行くことができない人がいれば町へ連絡するようお願いをしているところでございます。そういった方々への対応策も検討してまいります。

次に、4点目でございます。

64歳以下のワクチン接種券はいつ頃発送するのか、また全ての町民が2回接種を終えるのはいつ頃かについての質問でございます。

64歳以下へのワクチン接種券の発送予定でございますが、これは6月18日に満12歳から64歳の方へ一斉に送付する予定でございます。その後、まず初めに、基礎疾患を有する者、次に小学生までの人を扶養する独り親の方、高齢者施設等の従事者から優先的に受付を始め、その後60歳から64歳までの方、12歳から59歳までの方という順に受け付け、接種を進めてまいります。今の予定ですと、順調に国からのワクチンが提供されれば、10月末をめどに2回目の接種が終わるのではないかと考えております。

次に、5点目でございます。

12歳から15歳までのワクチン接種の方法でございますが、これは先日の議会全員協議会でも御説明をさせていただきましたが、15歳以下の方については保護者の同意が必要ということもありますので、今後は個別接種の方向で国、県の動向や県、和気医師会とも相談しながら接種を進めていきたいと考えております。

最後に、現時点での課題についてでございますが、先ほど申しましたとおり、10月末をめどに接種を終わらせるためには、国からのワクチンの供給が順調に進んだ場合でございます。町としましても、ワクチンの安定供

給をお願いしているところがございますが、まだ明確な回答をいただけていない状況でございます。今後、場合によっては、町村会へ働きかけを行い、国へ要望することも必要ではないかと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山本泰正君） 9番 安東君。

○9番（安東哲矢君） ありがとうございます。

第1点目の現在の状況ということなのですが、3月10日の議会全員協議会での資料を見てみますと、接種可能数が1日に70人ということだったと思います。しかし、現在はそれを上回っております。特に日笠診療所では、1日たしか5人だったと思うんですが、現時点では恐らくこの4倍から5倍になっていると思います。これは、やはり医師が1人確保できたということもあると思います。

そういうことで、現在この1日70人の予定が大幅に変わってきていると思うんですが、もし各医療機関の現時点の接種数が分かれば教えていただきたいというように思っております。

それから、第2点目のキャンセルが出た場合の対応ということで、これは分かりました。

それから、第3点目の自力で病院に行けないという方です。特に今のところそういう方はいらっしゃらないような答弁がございましたが、仮に出た場合に、これはそこまで行くためのタクシー券とか、そういうものを考えていただければなど。備前市なんかは、65歳以上の方のタクシー券を発行しているということも聞いております。

それから、第4点目については、6月9日の議会全員協議会で頂いた資料によりますと、特に16歳から59歳までの方の接種券の発送と予約の日にちが掲載をされておりますが、実際はこれどんなでしょうね。一遍にこれだけの年齢の幅の方に送るわけですよ。実際、予約もこれ非常に混乱するんじゃないかなと思うんですよ。ですから、できれば50歳から59歳のくくりですか、あるいは40歳から49歳、30歳から39歳というふうな形のくくりで、これ発送あるいは予約をしたほうが混乱しなくていいんじゃないかなというように思っています。

それからまた、特に65歳以上の高齢者は別といたしまして、それ以下の方については、特に若い方は新型コロナを症状なしでばらまいているということが言われております。そういう意味で、自治体によっては若い人から先に接種をするというところも現実あるんじゃないかというように思っておりますので、そういう予定は和気町ではないかということですよ。

それから、5点目の12歳から15歳までのワクチン接種については、集団接種は今のところ考えていないというような答弁だったと思います。全国的には、確かに集団接種にするか個別接種にするかという問題のいろいろな議論があります。ちょっと聞いた話では、京都府の伊根町ということですかね、ここは約3,000人ぐらいの小さい町なんですが、6月末から中学校で集団接種を行う方向で調整を進めてきたということだったんですが、子供の接種に反対をする抗議の電話とか、あるいはメール等が200件近く寄せられたということで、町としては混乱を避けるために中学校での集団接種をやめて、個別接種に切り替える方針に変更したと。町としては、接種が任意であることをより理解してもらうために、保護者に対して医師の協力を得てメリットあるいはデメリットを十分に説明していくという、こういう記事もございました。

そういう意味で、もう和気町としてははっきり集団接種はしないということがほぼ決まっておるわけですが、特に岡山県下ではこの集団接種するようないところがあるんじゃないかとか、それをお聞きしたいと思います。

それから、6点目の課題と対策なんですけど、ワクチンの供給量が問題だというような、今さっき課長からの答弁だったんですが、やはり予約がスムーズに取れないと、我々にとってみればこれが問題ではないかなと思うんです。私も、5月12日に8回ほどしてようやく予約が取れたわけです。1回目が7月9日、2回目が7月30日ということで、非常に遅かったんですが、逆に私より遅く予約した方のほうがもっと早く取れたという方も大

勢いらっしまいました。

そういうことも含めて、空きがあった場合、接種を受ける方に電話をして、ここのこの日が空いてますからどうされますかというようなことをコールセンターのほうで現時点でされているんかどうか、これをお聞きしたいと思います。

それと、これは一つの提案なんですけど、ほとんどの方が現在スマートフォンを使用されております。その中でも、いわゆる簡易アプリのLINEというアプリを使用されていると思うんですが、このLINEを使用すれば、ワクチンの接種の枠が大幅に拡充された際などにプッシュ通知で知らせが届くというようになりまして、少しでも混乱を避けるためにこのようなことを考えてもよいのではないかなというように思っておりますので、これも既に導入されている自治体もあるようでございます。

それから、一般の方の集団接種ですが、一応中央公民館と、それからサエスタですというようになっておりますが、これはなかなか難しいかも分かりませんが、ある方によりますと、できればこれを小学校区ぐらいでやってもらえんかなというような、こういう要望もありますので、そこらあたりもできないんかどうかということも含めて御答弁をお願いしたいと思います。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（山本泰正君） 健康福祉課長 松田君。

○健康福祉課長（松田明久君） 失礼いたします。

それでは、御質問に対しまして、順番に回答を申し上げます。

まず、1点目でございますが、医療機関ごとの接種の件数ということでございますが、医療機関ごとの日々の件数については今手元にあるんですが、先週末までの医療機関ごとのトータルというのは今手元にありませんので、すみません。

（9番 安東哲矢君「1日の接種でいいです」の声あり）

1日の接種につきましては、病院によっていろいろばらつきはあるんですけども、洪藤医院では日々20人でございます。それから、北川病院では、多いときには66人の接種をいただいております。平病院につきましては、多いときに54人、小谷医院は多い日で30人、大田原医院につきましては15人、日笠診療所については54人、塩田診療所については5人ということでございます。これは、一番接種の多い日でございます。

接種の始まった当初につきましては、なかなか初めてのワクチンということでございましたので、病院のほうも慎重に対応していただいて接種件数も抑えぎみであったんですけども、だんだん接種のほうの状況も分かってきたということで件数のほうも増やしていただいておりますので、今後はもう少し増えていき、1日に多い日で250件ぐらいいけるのではないかなというように予定をしているところでございます。

それから、2点目でございます。

タクシー券等についてでございます。こちらにつきましては、県内数か所の自治体では実施をしているところもあるように聞いております。今後、要望等、希望があればそういったことも考えていく必要があるのかなというようには思っているところでございます。

それから、接種券の発送のタイミング等でございますが、こちらにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、6月18日に一斉に送るような形にはするんですけども、予約はそれぞれ、まずは最初に基礎疾患を有する方が6月28日、それから60歳から64歳ということで、1週間ずらして予約を受け付けるようにしておりますので、そのあたりは分散で受付ができるというように考えております。

それから、若い人からの接種等についてという御質問でございますが、こちらにつきましては、この新型コロナワクチンについては、感染もですけども、そもそも発症を抑えることが期待できるワクチンということでございますので、特に感染した場合、重篤化する高齢者、そういった方の重篤化を抑えるという意味で考えれば、や

はり高齢の方、それから基礎疾患がある方を優先的にするほうがいいのではないかと考えております。

それから、集団接種についてでございます。こちらにつきましても、15歳未満の方は保護者の同意が必要ということでございますので、それぞれ受けるのを希望される方もいらっしゃるでしょうし、接種を希望されない方もいらっしゃると思いますので、そちらはもうそれぞれ御本人、それから保護者の意思を尊重いたしまして、それぞれ自由に考えていただければと思っております。

岡山下の集団接種についてでございますが、こちらについては今のところ接種を実施するというような市町村は聞いておりません。

それから、スマートフォンのアプリを利用してということでございますが、こちらにつきましては県の統一したシステムを利用しているということもございますので、なかなか和気町だけ独自にこういったことができるのかどうかというあたり、私は今すぐには勉強不足で回答できませんので、難しいとは思いますが、もしこちらが可能で便利ということであれば実施をしたいと考えております。

それから、集団接種の学校区での接種ということでございます。こちらにつきましては、やはり集団接種ということでございますと効率的なことも考える必要がありますので、できるだけ大きな範囲で1日で多数の数をこなしたほうが効率的にはいいのではないかとこともありますし、あと医師の確保等の問題もございます。また、アナフィラキシー等の副反応があった場合の緊急時の対応の体制等がございますので、できるだけ大きな学校数か所に集めてしたほうが、そういった面からもより安全ではないかというように考えておりますので、今のところ中央公民館とそれからサエスタでの実施ということで考えております。

○議長（山本泰正君） 9番 安東君。

○9番（安東哲矢君） ありがとうございます。

1点目の現在の状況で、各医療機関で1日どれぐらい接種できているのかということなんですが、今聞いた範囲では当初の予定よりも相当数が増えてまして、非常にこれはすばらしいなというように思っております。

それから、3点目でしたっけ、在宅の障害者等の要介護者はどうするかということなんですが、できればタクシー券か何か発行をされて接種会場まで、往復か片道かは別にいたしまして、ぜひお願いできたらなというように思っております。

それから、中学生の集団接種なんですが、これはまた後から、徳永教育長でもいいですし、町長でも構わんですが、今はしない方向だということなんで、仮に集団接種をしなくても、個人接種にしてもやはりする児童もいればしない児童もいるというように思います。ですから、しない児童がいじめを受けたりとかというようなこともあるのではないかなと。そこらあたりしっかりと教育委員会あるいは学校の先生なりがこういうメリット、デメリットがあるんだということを保護者あるいは児童・生徒の方にもしっかりと話をしていくということが重要ではないかなというように思っておりますので、これはあと町長あるいは教育長のほうからお願いしたいというように思います。

それから、先ほど提案をしたんですが、LINEのほうです。これはもう一回しっかり研究していただいて、できるだけそういう方向でできればと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、なかなか公民館あるいは小学校区での接種は難しいと。集団接種のほうが非常に効率的だということですね。分かりました。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（山本泰正君） 教育長 徳永君。

○教育長（徳永昭伸君） 失礼します。

安東議員からいろいろ心配されることについての御質問をいただきました。我々もそのことについては十分に

認識をしております。

今回のワクチン接種ですけども、今の社会情勢、いろいろな課題が出てきておりますし、ワクチンについてのいろいろな情報も飛び交っておるといことも承知をしております。あくまでもこのワクチン接種は任意であり、特に12歳から15歳までは保護者の同意ということが必要だということの徹底を図っていきたくと思っております。十分に家族間で話し合って、する、しないの判断をしてもらうように対応していきたくと思っております。特にしないことでの人権上の課題ということについても、先日も校長会を開いて方向性についていろいろ話し合ったときに、こういう課題も出てくるということで、学校のほうも十分注視してほしいということでお話をしておりますし、実際にこの接種が始まりましたら、いろいろな情報を集めながら適切に対応していきたくと。真に子供たちの人権が侵害されることのないように、我々教育委員会としても頑張っていきたいと思っております。

○議長（山本泰正君） 町長 草加君。

○町長（草加信義君） ワクチン接種については、もう大変お世話になっておりまして、ありがとうございます。おかげをもちまして、当初町内で個別接種を基本にということで始めさせていただきましたが、当初1日大体20人から30人程度しか対応できないという医療機関もあったんですが、医療機関の先生方の御理解と御協力によりまして、それを50人に増やしていただいたり、それから大森先生という尺所の先生でございますが、ぜひ協力しましょうということになりまして、こういったことがありましたおかげでかなりスピード感を上げることができて、1日に今では大体最低でも100人以上の方の接種ができております。医療機関の皆様方の御協力とそれから医師の先生方の御協力によりまして、結果的には県内でも西栗倉村、新庄村あたりを除くと本町が一番に進んでおるといふふうに聞いております。最後まで事故のないように皆さんの御協力をいただきながら進めていきたくと思っておりますが、その中で先ほど12歳からの中学生、このお話でございますが、これは打つ権利もあれば打たない権利もあるわけでございまして、ぜひ家族で十分御協議をいただいたり、近隣の状況、国・県の状況、このあたりを十分判断しながら対応していこうということ、教育長をはじめ、皆で検討いたしておるところでございまして、接種券は一般の方と同じように家のほうへ送らせていただこうと。接種券は送らせていただきますが、御家族での御協議もしていただいたり、我々も国・県の指導等を踏まえながら慎重に対応させていただこうと思っております。

それから、キャンセルによる繰上げ、この問題につきましては、北川病院、平病院、大きな病院が最初の予定からいうと1日の件数を20件以上増やしていただいたと、こんなことがありました。もうコールセンターでの予約はいっぱいになっていたんですが、新しく受けましょうというお話がありましたので、すぐコールセンターから7月の終わり、8月に入るような方につきましては連絡を取らせていただいて、事情があつてこの医院でこれだけの人数が確保できまして、日程を変えることができますよという連絡をさせていただいております。ですから、後から申込みをした人が先に接種をすることになる、これはそこあたりが要因なんです、何にしても高齢者の方につきましては7月末までにといこと、結果的にはそういう状況が発生いたしております。

それから、集団接種によります会場の問題なんです、サエスタとそれから中央公民館ということで予定いたしております、4回ばかり集団接種をやらせていただこうと思っております。ただ、ワクチンの移動になかなかいろんな意味での制限があつて、あまり振ったらいけないそうです。注射器へ注入するに当たっても振ったらいけないというようなことがありますので、そんな専門的なことがあつたりするので、従事者はそんなたくさん確保できませんから仕方ありませんので、今岡山市内のほうの看護師にお願いをして集団接種の会場へは対応していただこうと、こんなことも考えながらやっておるところでございまして、何にいたしましても10月の末には接種を希望する方全員の接種が終わるよといこと、今努力いたしておりますので、御協力方よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（山本泰正君） 9番 安東君。

○9番（安東哲矢君） 御答弁、大変にありがとうございました。

ワクチンを接種することで取りあえずは町民の皆さんの不安を払拭できることは間違いありません。ただ、コロナ後にこのワクチンがどれくらいの期間抗体がもつのか、あるいは毎年1回接種をしなければいけないのか、あるいは接種に係る費用はどうするのかと、まだまだ課題がたくさんあると思います。また、新たなウイルスの発生の可能性もあります。特にインド型、これデルタ株というんですか、こういう新種が日本にも入ってきております。そういう意味では、我々は常にウイルスとの闘いがあることを肝に銘じていかなければいけないということをおもっております。

ともあれ、現時点で一日も早く全町民の接種完了ができるよう、総力を挙げて頑張ってくださいと思います。そのことを申し上げまして、一般質問を終了いたします。大変にありがとうございました。

○議長（山本泰正君） これで安東哲矢君の一般質問を終わります。

次に、6番 居樹豊君に質問を許可します。

6番 居樹君。

○6番（居樹 豊君） それでは、議長の許可を得ましたので、一般質問に入らせていただきます。

今回、2点お願いしたいと思います。

まず、1点ですが、公共施設等の総合管理計画の取組についてということでございます。これはもうかれこれ何年も前から国のほうから地方に対してそういう指針等が出されておりますけれども、取組について現在の状況を教えていただきたいということでございます。

本町の保有する公共施設それからインフラ等を整備してかれこれもう30年から50年と、相当の年数を経過しておるといことは皆さんも御承知だと思います。予算決算等でも出ていますけれども、今現在財政的にもこの維持管理経費が、相当な経費を要しているということで、当然この大きくない和気町の財政負担ということでこれからますます圧迫するということは誰が見てもお分かりだと思いますけれども、そういう状況でございます。今後、ますます人口減少が進みますが、その中で、自治体の経営者としてどのようにこの問題に対処していく考えなのか、その辺をお聞きしたいと考えております。

それで、質問要旨としましては、まず施設の現状と課題ということで、施設の現状、これは全てを言えば相当な数になると思いますので、今現在のリスト、いわゆる公共施設等の一覧なんかを作られているのかどうか、その辺の現状と、それを洗い直す中での課題は何かということを簡潔にお願いをしたいと思っております。

それから、決算等で、この維持管理経費というのが相当かかっているというのは皆さん承知のとおりですが、実際個々に全部というのは難しいですが、大きく問題として考えておる維持管理経費の、ここにはこういう金がかかるとんだということで将来的にはこうこうだというふうなことの辺までは、質問要旨にのっとって回答願いたいと思っております。

それから、将来的には、これはやっぱり他の自治体等を見ましても、公共施設等の管理について全国的には、管理運営方法を直営でなく、いわゆる指定管理とかいろんな方法がございます。その辺は、これは今後の課題だと思いますけれども、そういうことを含めて、管理方法も今の現状で十分だと思っているのかどうか、その辺も含めて考え方をお聞かせ願いたいということでございます。

○議長（山本泰正君） 財政課長 海野君。

○財政課長（海野 均君） それでは、居樹議員の公共施設等の総合管理の取組について回答いたします。

現在、和気町では平成28年度に公共施設等総合管理計画を策定いたしました。5年の時間が過ぎまして、今年度新たに公共施設等管理計画を策定予定にしております。この公共施設につきましては、議員が先ほどおっしゃられたとおり、30年から50年のかなりの年数が過ぎているということで、今後古くなった施設についてど

う大切に使うのかという点と、先ほどもおっしゃられたとおり、和気町も人口減少、少子高齢化、そういったことが進んでいく中で、公共施設の在り方について考えていかないといけない時期に来ていると思っております。

以上2点を中心に、居樹議員の質問に対して御回答をしたいと思います。

まず、1点目の施設の現状と課題は何かについてお答えいたします。

公共施設やインフラは、高度経済成長期に集中的に整備されたものが多く、現在老朽化した施設の更新が同時期かつ大量に必要であるというふうを考えております。併せて、維持管理経費、費用が急速に増大するということが全国的にも大きな問題となっております。また、人口減少、少子高齢化により今後の公共施設の利用需要が変化していくことが見込まれているところであります。

このような状況において、公共施設等の全体を把握し、長期的視点を持って更新、長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減するとともに、時代に即したまちづくりを行っていく必要があることから、公共施設等の総合的な管理による老朽化対策を推進していくことが重要となっております。

まず、和気町の現状について申し上げます。

整備から30年以上経過している和気町の公共施設は、全体の約40%を占めており、老朽化が進んでいる現状にあると言えます。そのため、近い将来、建て替えや修繕といった更新が必要な時期を一斉に迎えるため、これに対応していくことが最大の課題であると考えております。特に町民生活に必要なインフラである道路、上水道、簡易水道施設、下水道施設など、更新の規模が大きく多額を要しますので、計画的な対応が必要と考えております。

このような課題に対応するため、平成28年度に和気町公共施設等総合管理計画を策定いたしました。この計画では、公共施設等の管理に関する基本方針を示しており、この方針の下に平成29年度には学校・園が統廃合され、施設保有量の適正化を図ったところであります。その一方、既存施設につきましては、点検、診断等や計画的な改修による施設の長寿命化などを進めていく必要がありますが、財源がある橋梁など一部の施設についてのみ対応で、多くの施設では改修等の実施に至っていないのが現状であります。町民のニーズを最大限配慮しつつ、人口規模、財政規模を勘案した施設保有量の適正化を図るとともに、世代間の公平性を踏まえた計画的な改修を進めていくことが重要であると考えております。

次に、2点目の質問でございます。

維持管理経費はどれくらいかかっているのかについてお答えいたします。

維持管理経費につきましては、令和元年度の普通会計の決算統計において、該当する施設の管理費等の状況を基に算出してみました。主な施設といたしましては、本庁舎、公営住宅、公民館、図書館などとなっております。光熱水費、施設保守管理委託料、備品購入費、賃金などの施設管理に係る物件費で約2億300万円、維持補修費で約1,100万円となっております。

最後に、3点目でございます。

管理運営方法等の見直しは検討しているかについてお答えいたします。

先ほど申し上げましたとおり、平成28年度に公共施設等総合管理計画を策定し、今年で5年が経過したことから、本年度中に計画の改定を行う予定にしております。今回の改定では、点検、診断の実施方針、維持管理更新等の実施方針、長寿命化の実施方針、統合や廃止の推進方針に加え、新たな基本方針としてユニバーサルデザイン化の推進方針についても盛り込む予定といたしております。

これからの公共施設の在り方についてですが、人口減少、少子高齢化、価値観の多様化、高度情報化等、時代の変化に伴う町民ニーズの変化に見合ったサービスを提供できる公共施設へと変化していく必要があると考えております。



このような視点を踏まえて、まず1点目、人口減少や財政規模に応じた公共施設の保有量の適正化をしていくこと、2つ目、公共施設に係る生涯コストの軽減を図ること、3点目、財政負担の世代間の平準化を図ること、以上3つの視点を念頭に置きながら、管理運営方法を見直し、基本方針に反映していくとともに、財政負担を軽減し、公共施設等の総合的な管理による老朽化対策を今後推進してまいりたいというふうに思っております。

以上、居樹議員の答弁とさせていただきます。

○議長（山本泰正君） 6番 居樹君。

○6番（居樹 豊君） ただいま財政課長のほうから説明がございましたけども、考え方を言われて、いわゆる具体性はなかったと思います。基本的な考え方、方針、これはもうごもっとも、これについては異論ありません。ただ、今回質問したのは、公共施設のことを言い出してからもう今言われるようにかかれこれ5年も経過したということで、具体的に私がここでお聞きしたいのは、今言われた考え方に基づいて、施設一覧とか、効果の検証とか、チェックリスト、ただ年数だけじゃなしに、いろんな多面的から見た利用者の数とか、そういうチェックリストがどうなっとんかということ、まず簡潔に。いや、そんなものはまだこれから作るんだというなら、それでよろしい。そういうことを教えていただきたいと思います。

それから、国全体の指針といいますか、その辺国のほうからの働きかけとかというのがあるのかないのか。当然指針がなくても、和気町独自の指針でするのであれば、これはやっぱり財政的な負担がこれからますますのしかかってくるということは明らかです。もちろん皆さん御承知のように、今年から10年間の第2次和気町総合計画、これには、大きな和気町の課題として7つありますけども、その項目の中に、公共施設の統廃合、インフラの長寿命化、これが町の大きな課題という、今回もう皆さん持っておられます総合計画、これの中にやはり大きなこと、町の中心的なことはこれを読めばそう狂いはないと思いますけども、これ文書に書くんじゃないし、どう施策を実行するかということ。我々が一般質問をするのはそのため、ただ表面的な方針だけじゃなしに、それをもってどうやるんかということをお聞きするのが一般質問の狙いです。

その意味で、今課長から、ある程度事務レベルでの話はありましたけども、この辺のいわゆるまちづくりの基本という中で、本当に持続可能な行政といいますか、これは大きく言えば和気町の大きな財政問題ということで、これから5年、10年かけてやらにゃいけん問題ですけども、あえて私は取組はどうなっているのかと聞いたのは、何となく動きが表立って見えないんで、これから本当にただ施設の統廃合とかということになると町民の皆さんにもいろいろ御理解、御協力をもらわないといけない問題もあります。一つに公共施設はたくさんありますんで、それぞれは言いませんけども、大きくは、先ほど課長が言いましたように、上下水、こういうものは相当な金が要ることでしょうけども、その辺も含めてもう少し取組のスピード、それから中身の検討というのを。これは財政課だけの問題じゃございません。まち経営課のほうでこういう立派な総合計画をつくっていただいて、これは机に置いとったんじゃないしょうがないんで、これを具体的に実行せしめるということが大事なんで、この辺を。今回、私もこれに関係したんですけども、なかなか委員のときだけでは分かりませんので、何回かこれ読ませていただきました。そういう面で、中身的には立派なものをつくって、これを具現化しないと、何をつくったんかということになるので、その辺は大変ですけども、町を挙げてやらないけん大きな仕事だと思っております。その辺で、課長もしくは総務課長、町長のほうで総括的に考え方があれば、答えていただきたいと思っております。

○議長（山本泰正君） 財政課長 海野君。

○財政課長（海野 均君） それでは、居樹議員の再質問について。

確かに第2次和気町総合計画の中でも、序論、基本構想の中で、公共施設、インフラ等の統廃合について触れられております。町といたしましても、先ほど具体的にというような御質問がありまして、例えば箱物に関して言えば、文化施設あるいは社会教育施設、スポーツ施設、産業施設、学校教育施設、子育て施設、それぞれの分

野に応じて、前回の計画の中でも施設名称、延べ床面積、代表等、経過年数等を細かくリスト化したものを計画の中に盛り込んでおきまして、先ほどおっしゃられたように、30年から50年既に経過している古い建物については、個々の施設の状況に応じて、現状あるいは方針について個別具体的なものも示しているところでありませぬ。今年度5年が経過したということで、そういった個別具体的な施設につきましても、さらに踏み込んだ検討をしていきたいと考えております。

ただ、おっしゃられるように、統合、廃止につきましては、総論ではやはりそういった方向、ただ地域の大切な公共施設ということで、町民感情等もあろうかと思っておりますので、検討していく際には町民の意見を聞きながら進めていきたいというふうには考えております。

○議長（山本泰正君） 6番 居樹君。

○6番（居樹 豊君） じゃあ、この項目は最後にしたいと思っておりますけれども、これはいずれにしても和気町の行財政の大きな課題です。具体的に課長のほうからチェックリスト等も作られるということですが、少し本腰を入れてやらないとこれは間に合わないということになりますんで、この辺を総括的に町長のほうから考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（山本泰正君） 町長 草加君。

○町長（草加信義君） 公共施設の管理について、原則的には長寿命化が基本だなというふうに考えておるところでございますが、利用者の減少とかコストの削減、この必要性を考えますと、やっぱり再編、集約、場合によっては廃止等についても避けられない状況であると思っております。町が所有する公共施設は町民の生活に密着したものでございますから、なかなかこれを再編とか統合、廃止とかということになってきますと、総論では賛成をしていただけても、各論になったときにはなかなか御理解が得にくいというのが現実でございます。ただ、そんなことを言うたんじゃいけませんので、何とかそのあたり御理解をいただかないといけないということで前へ進めていかないといけないのですが、いずれにいたしましてももう公的な施設としての役割を十分に果たしている施設、これについてはやっぱりそのあたりを進めていく必要があると私は考えております。

それから、まだまだ施設が十分に活用されているところ、それから長寿命化を進めていくことで施設を引き続き存続していくというその考え方に基いて運営をしていく施設、これのさび分けをきちっとさせていただかないけませんし、ただ今日の日笠小学校、それから佐伯幼稚園、山田小学校、このあたりももうずっと引き続き機会あるごとに町内の企業の皆さん方にも何らかの御活用がいただけないものかなというお願いをしています。しているんですが、なかなかあそこへ行ってみると、体育館のほうへは入りにくいとか、企業向けにした建物じゃございませんから、それなりの御理解はいただけないのでしょうか、上がり口が取れないとか、いろんな問題があるんです。ですけど、何とか町内だけでなしに、町外へも広く募集をかけているんです。かけているんですけど、なかなかどうも、それじゃあ見せていただこうとか、考えてみようとかというのが今のところございませんで、最近あったのは、日笠小学校の跡地でお飾りをするという四国の会社が考えてみようかというようなお話がございましたが、これも途中で中断をしましてしております。ですから、町村会なんかでもこの話をするんですが、町村会なんかではもう全然今の跡地の問題については前へ行かないと。仕方がないんで、よそのことは言わなくてもええんですが、猫を飼いよんじゃというようなところもあるんです、校舎全部で。そんなことは、今現在の和気町の地域性からは考えられませんので、このあたりのことも町で直接事業を何か起こしていくかなというのも一つの方法ですから、このあたりのことも町の政策会議等でも検討をこれからしていくべきかなと思っております。おところございまして、何にいたしましてもこの公共施設についての利活用、それから今後の廃止の問題、このあたりについて今のままでいいとは思いませんから、前へ進めていかないとイケんと思っておりますのでございます。

それから、地域の皆さん方の意見もお聞かせをいただこうということで、一回地域の区長方の御意見も聞かせていただいたことがあるんですが、なかなかそれじゃあという意見も出てまいりません。その地域の小学校の問題等についても結論が出ていないと。いずれにせよ、人口減少、少子化による利用の低下等もありますし、地域の実情が変わってしまっておりますから、今、そのあたりのことも勘案しながら、公共施設の管理に関しては今後前向きに取り組んでいきたいと思っております。

何にいたしましても、老朽化した施設の維持管理、更新時期の問題、町といたしましてもこの課題を抱えております。財政負担を極力抑えないといけませんし、住民サービスを維持することができるような、そういう公共施設の管理に関する基本方針の策定を第2次和気町総合計画で計画しとんですから、それを基本に考えていく必要があると思っております。

それから、公共下水道、水道、これについては大きな問題でございまして、民間にというような話も一時あったんですが、なかなかこの話も進むような話じゃありませんし、何とか公共が維持管理をしていく必要がある。管の耐久年度が来るとというような問題もあります。下水道につきましては、自然流下でございまして、私は自然流下というのはもう半永久的に使えるものというような話が最初の頃ありましたから、水道と違って圧がかからんですから、かなり経費は要らないだろうと思っておりましたが、ただ橋の添架とか圧送とかがありますから、これにかなり費用が要るんです。ですから、これにつきましても見直しをしないといけん部分があると思っております。

○議長（山本泰正君） 6番 居樹君。

○6番（居樹 豊君） それでは、2問目に入らせていただきます。

2番目のほうは、時間の関係もございまして、最後には副町長のほうからもやるか、やらないか、必要性があるかどうかと、その辺に絞って議論したいと思っております。

御承知のように、和気駅周辺の活性化ということは、いわゆるまち・ひと・しごと創生総合戦略の優先施策としてこの何年間も整備されております。具体的には南北のトイレも立派なのことができました。駐輪場もできました。駐車場整備等もできております。そういうことでありますが、あと細かい今日これを言いますのは、もう表題のとおり、大きな問題ではございません。しかし、御承知のように、駅南ロータリーというのは人の数が相当増えておると思っております、細かいデータは持っておりませんが、そういう中で、もう実質和気町の中心市街地は駅の南というて言ってもいいぐらいの状況でございまして。

そういう中で、今日も私そこを通ってきたんですけども、ロータリーのあの広場、面積はどのくらいか分かりませんが、草ぼうぼうですけど、近く草刈りをシルバーがやるようなことを聞いております。私は美的センスはあまりないんですけども、私みたいな者が見とつても駅の裏の玄関口の顔としてはもう少しお化粧をしてきれいにしてもいいのかなというふうに思っております。その程度の環境整備が和気町でできないのかという人もおられます。私はそこまでは思いませんけども、あの程度、駅の北と南といつても、玄関口は北だ南だ言われません。そういう意味で、あとはもう感覚の問題です。本当に環境整備を駅周辺ということで、あれだけではございません。これは蛇足ですけども、当然エレベーター問題もまた別途、これは今回はできませんけども、これも全体の和気駅、駅は本丸、それから和気駅周辺は本丸ではございませんけども、周辺ということで、これを何としても、あえて蛇足で言わせてもらえれば、駅の南の草を年間三、四回シルバーできれいにしてるんですけども、もうあそこをこの際、ちょっとお金がかかるかも分かんないけども、石畳ぐらいにして、ミニ公園化ということで、そういう発想に立っていただけないかということで、若いお母さん方から何件か私も聞いております。駅周辺にちょっと、公園といつたらおかしい、そんなに広いとこじゃございませんけども、ミニ的でも、あそこに親子で遊べる公園をとということで、周辺のロータリーがありますけども、そういうことも御意見というか、要望というのを聞いております。あえてそういうことも含めて、以下の問題ですけども。

まず、南北の通路の利用状況です。これは、和気駅の1日約2,700人のそれを含めて、現状把握をしているのか。いや、今これからしようと思うんだというんなら、それでもよろしい。要は、もう中途半端な答えじゃなしに、実際問題現地を見て、現場はこうだということで、これだけ人が集散しとるということを含めて、その辺の現状認識をどう思っとんか。やっぱり現場現物で現場を見てもらい、現物を見てもらいたい。そういう仕事の在り方も含めて、現状をどう把握しとんかなということをお聞きしたいと思っております。

それから、先ほどの第2次和気町総合計画ですけども、立派なことが書かれとんで、あれにも都市・生活基盤といえますか、そういう項目がたしかあったと思います。7項目の中の5番目でしたかね、ありました。これの中には、和気町に全体的な4か所ほどの大きな公園ということで、私もあまりきちっとした数等を把握してませんけども、私が今回言いたいのは、駅周辺ということで、やはり人が集散するところ、ぼろんぼろんではちょっとあれなんで、費用対効果がございいますから、せめて駅の南北のそれぞれの玄関口ぐらいは、素人発想じゃなしに、少し手を入れて本格的に、どういう公園設定がいいのかということをご検討をお願いしたいと思っております。

それからあと、2番目は、これはもうあとは感覚の問題。いや、草ぼうぼうでも別にどういうことはない、あそこは交通の面でもうわざわざ広っぱにしとんだというんであれば、それも答えです。そういうことを具体的に回答願いたいと思っております。

○議長（山本泰正君） 都市建設課長 西本君。

○都市建設課長（西本幸司君） 失礼いたします。

それでは、居樹議員の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の駅南北自由通路の利用状況は把握しているかについてでございますが、近年通行量調査は行っておりませんが、整備が完了した平成25年度に国庫補助事業に係る事後調査をした結果、午前7時から午後7時までの12時間で歩行者、自転車を合わせて952人の通行がございました。整備前の平成19年度の調査では508人であったので、利用が大きく伸びております。なお、平成25年の調査時の和気駅の利用者は、1日当たり2,992人ございました。最新の和気駅の利用者が新型コロナウイルスの感染拡大に伴う影響のため、1日当たり2,166人の利用であり、このことから南北自由通路の利用は2割程度減少していると考えられますが、これは新型コロナの関係の特殊な要因のため、鎮静化すれば通常の生活が送れるようになり、通行者は増加するものと考えておるところでございます。JRの利用促進を図ることは、駅エレベーター設置や減便されたダイヤの復活へ向けるため、今後も積極的に施策を行う必要があると考えておるところでございます。

次に、2点目の和気駅周辺の憩いと安らぎの場として、整備の必要性をどう認識しているかについてでございますが、御承知のとおり、和気駅周辺整備につきましては、平成10年度に国道374号線から和気駅南方面へ2車線歩道付きの町道を整備し、同年南ロータリーを整備しておるところでございます。この整備により、駅の南北通行の利便性が飛躍的に向上いたしました。その後、和気駅周辺整備事業等で南北自由通路の整備、北側駅前広場の整備や自転車置場、南北公衆トイレの整備を行い、駅利用客の利便性を高めるとともに、和気駅の利用客の増加に寄与しているものと考えておるところでございます。

さて、駅南側のロータリー整備につきましては、当初の計画段階から、開放的な空間を楽しみ、自動車の通行が多く、自転車道もあることから、見通しのよいオープンであることをコンセプトとして整備しており、電線等についても地下に埋設し、景観に配慮いたしておるところでございます。

議員御指摘の南側ロータリーのミニ公園化につきましては、先ほど申し上げましたとおり、国道374号線から南北の集落を結ぶ生活道路としての利用や、駅利用者や送迎の交通量もかなりありまして、自転車の通行もあることから、公園等を設置することは交通安全を考える上では問題があるというふうに考えております。

また、南側ロータリー付近の現状は、芝生の広場として年数回程度の草刈り作業で景観を保っており、必要最

小限の経費で管理ができておると思っておるところでございます。しかし、和気駅周辺整備はかなり進んできていますが、今後も和気町にとって駅周辺整備は重要な課題であることから、南北ロータリー周辺の整備につきましても今後の課題であるというふうに考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上、居樹議員への答弁とさせていただきます。

○議長（山本泰正君） 6番 居樹君。

○6番（居樹 豊君） 今、課長のほうからお話ございましたけども、これ答弁者は、いわゆる工事という関係から言われたのかも分からないけど、私の視点は若干違っていて、いわゆるまち経営とか、まちづくり全体の観点から見るといって、皆さん方とちょっと切り口が違います。ただ、すぐ物的に考えるんじゃないし、あそこは駅の環境整備という、これはまちづくりの範疇なんですよ。だから、当初私の要望ではまち経営課長と書いてましたけども、そのどちらでも庁内ですからいいですけども、そういうもっと感覚的に私個人とは考え方が違うというのは、ほら皆さん考え方違って当たり前ですけど、そういう駅周辺というのは、交通のことを言うけど、あそこに建物を建てるとは言っておりません。草が今でも相当生えてますけど、それは三、四回、シルバーがやっておるのは知っております。あそこを少し駅の北の段のところを石畳にしてますが、ああいう形を私らだったら、そういう発想してるからあえて言うんですけども、この際一回やっとならば草刈りももうこれから10年、20年、石畳にしとけば、あそこへベンチでも、北にコンクリートのベンチがありますわね、例えばああいうのを、私は素人じゃからそういうセンスはありませんけども、これが駅から遠いとこじゃたら言いません、駅の周辺、駅前だから、あえてそういう場も提供したらいいんじゃないかということ、一々町民は言うてきません。私らが言うしかありませんので、個々には言いませんけども。そういう憩いを安らぎをとって言葉の遊びをしたってしょうがないんで、駅に子供、お母さんが来て、それで交通安全言うけども、これ交通のことは気をつけなければならぬのは当たり前で、それがあからできませんというのは、できない理由じゃないんです。できない理由でない、あるいはやるためにはどうすりゃいいかということ、最後に副町長、必要性を含めて回答してください。

○議長（山本泰正君） 副町長 稲山君。

○副町長（稲山 茂君） 詳細については、担当課長が道路整備の上から駅前周辺のことを申し上げましたけど、議員おっしゃるように、環境整備の面からどうなるかということでございますので、今後どういう方法がいいか、ロータリーの利用計画等々を考えながら今後の検討課題にさせていただきます。

○議長（山本泰正君） 6番 居樹君。

○6番（居樹 豊君） あえて担当課長のほうから、くどいようですけども、交通安全上問題だということは、当初はそういう計画があったかも分かりませんが、それは町民の方皆さんこういう話を聞けば分かりますんで、私も一応言うた以上はきちっとある程度の方にはしてみますけども、交通安全上あそこできないという理由にはならないと思います。やらん理由を並べるよりは、やるためにどうするかということ。予算も要る、それから環境整備、そういうことをやるためにはどうすりゃいいかということ、前向きに検討するということはそういうことじゃないですかね。やらん理由を言うのは、あれやってもしょうがねえかというのをみんな世の中というてやらん理由をこしらえあげつらう、これが普通なんですけども、そうじゃなしに、やっぱりこれから前向きな議論というのは、何とかこれをやっていくためにどうすりゃいいかというふうな解決に向けて、今副町長から総括答弁がありましたんで、将来というか、次年度に向けての検討課題ということで、皆さん町民の方で、あそこを環境整備して怒る人は誰もおりません。ようやってくれたなということだけしかありませんので、そういう立場で、この場限りじゃなしに、私もこれからはそういうこと言っただけじゃありませんので、そういうお願いしたいと思っております。

○議長（山本泰正君） 6番 居樹君。

○6番（居樹 豊君） それでは、時間が来ましたので、これで終わりますけども、ひとつ一般質問だけの場じゃなしに、きちっと、私も言ったことは半年、1年後には一般質問を自分でフォローしますけども、その場限りということはあるんですけども、ひとつよろしく願いいたします。

○議長（山本泰正君） これで居樹 豊君の一般質問を終わります。

ここで場内の時計が、10時35分まで暫時休憩といたします。

午前10時16分 休憩

午前10時35分 再開

○議長（山本泰正君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、4番 神崎良一君に質問を許可します。

4番 神崎君。

○4番（神崎良一君） 議長に許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

先ほど同僚議員からもありましたように、新型コロナウイルス感染拡大防止のいろんな観点から、議会運営委員会からも時間短縮と。現在では、岡山県に緊急事態宣言が出されていると。ただ、そういう中でありながら、和気町では昨日現在で15名ということで、第4波が収束していない中でも15人と低い水準で感染者がとどまっています。

そこで、喫緊の課題であります新型コロナウイルス感染症対策のワクチン接種についてのみ質問させていただきます。特に、同僚議員からの質問とかぶらない点で質問をさせていただきたいと思います。また、議会全員協議会もありましたので、かなりの情報が皆さんに伝達されたかと思えます。

その中で、まず今日の高齢者向けワクチンの接種の実績が45.3%ということで、ほぼ半数に近い件数が現在実施されている。かつ、病院での実績も大体100名から200名されている。多いときは200名を超えるというような現状であれば、7月中旬までの高齢者向けの65歳以上の接種状況の完了もほぼ固いということであれば、64歳以下の若い人向けの接種にもスムーズに移行できるんじゃないかという安心感を覚えました。そうした中で、予約がキャンセルになったワクチンの利用の優先順位、これも非常に細かく御回答いただいております。

1点目の質問は、その予約のキャンセルが実際にはあるのかどうか。あれば、何人ぐらいが今まで約一カ月経ったところであったのかということをお教えいただきたいと。

それから、2点目は、先ほどもお話がありましたが、若年層、特に小・中学生でもしワクチンの接種を受けなかったらいろんな差別的なことにもならないかと、そういう心配があるというようなことでの御指摘もあり、教育長からも抱負はいただきましたが、逆に高齢者での未接種者がどのくらい出て、その人たちには今後どうしていくのかということ、当然今後になりますが、64歳以下の方で未接種者が出た場合にどのように町としては考え、対応していこうと考えているのかということをお考えをお聞きしたい。

最後は、3点目、議会全員協議会でも御報告がありましたけども、若年層、64歳以下のワクチン接種については、金曜日の午後5時以降という時間帯と土日を主に接種日時として掲げておられました。若い人によっては、金、土、日に仕事をされると方もあるとは思いますが、そういった中で逆に今度は平日の月曜日から木曜日までの時間外、5時以降に接種なんかはできないのだろうか、またそんなことを検討していただけないのかなど、このような点ということで、以上3点だけに絞って御質問させていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（山本泰正君） 健康福祉課長 松田君。

○健康福祉課長（松田明久君） 失礼いたします。

それでは、神崎議員の質問に対して回答を申し上げます。

まず、1点目の予約キャンセルの実績数と予約キャンセルとなったワクチンの利用法でございます。

医療機関から町へ連絡があった件数としましては10件程度でございます。実際にはもう少し多いとは思いますが、こういった方は接種医療機関の医療従事者でまだ接種していない方や、医療機関の入院患者等の接種で対応しているかと思えます。

町へ申出があったキャンセルへの対応でございますが、こちらは町から医療機関へ接種の支援に行く25名の町職員でまだ接種を受けていない職員への接種で対応をしております。

2点目でございますが、未接種者への今後の対応でございます。

新型コロナウイルスワクチンの接種はあくまで任意でございます。決して強制するものではございません。しかし、新型コロナワクチンの効果については、十分有効性があるという専門家の意見もございますので、引き続き啓発し、一日でも早く新型コロナが収束するよう対策を進めてまいります。

3点目の64歳以下のワクチン接種の平日時間外接種を含めた具体的な実施要領でございますが、高齢者接種と同様に、町内の7つの医療機関での接種を基本といたします。64歳以下となると仕事をされている方も多く、どうしても土日や夜間でないと仕事の都合もつかないという方もいらっしゃると思えますので、土曜日、日曜日、夜間の集団接種を和気と佐伯で計画しております。接種規模は6回を予定しており、920人の枠を予定をしております。また、集団接種に係る医療従事者の派遣についても、和気医師会と調整をしているところでございます。なお、平日夜間の接種についてでございますが、医療機関においては日中診療を行っております。その後、診療後の接種をお願いするということでございますので、なかなか医療機関といたしましても協力が難しいというように考えておりますので、平日の夜間については実際には難しいのではないかと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山本泰正君） 4番 神崎君。

○4番（神崎良一君） 3点について御答弁いただきました。少し御質問させていただきます。

予約キャンセルが10件程度ですので大して多くはないんですけども、その予約をキャンセルした方への接種は今後どうなるっておっしゃったんかちょっと分からなかったんで、その説明と、それから2番目の未接種者への対応ということで、これはあくまでもそれぞれの任意だということなので、啓蒙啓発をしていくという、その啓蒙啓発の具体的な案というか、策があれば、それも教えていただきたい。

3点目は、やはりおっしゃるとおりで、実際にこれは64歳以下の方に接種をしてみて、金、土、日の接種状況によると思えます。初めから月曜、火曜日で開いてくれんかという話もおかしな話で、今後実施状況を見て、あまりにも少ないとか、思うたより金曜が増えるとか、土日にたくさん来てるということでもう対応が変わると思えますので、そのあたりは今おっしゃられたとおりで結構かと思えます。実績を見て今後の対応に当たっていただければと思います。

ですので、2点だけ再度質問させていただきます。

○議長（山本泰正君） 健康福祉課長 松田君。

○健康福祉課長（松田明久君） 失礼いたします。

予約キャンセルをされた方についてでございますが、予約キャンセルにつきましては大体2つパターンがございます。1つ目が接種をもう全く忘れて当日来られない方、それから1回目もしくは2回目のいろいろと情報を聞いたところやはりちょっと敬遠するということで、接種を急遽敬遠される方と、2パターンございます。もう全く忘れられていた方につきましては、再度予約を取り直してということをお願いをしております。それから、やはりもうちょっとしばらく遠慮するという方については、また状況を見てということで、接種する希望があれば接種の予約をしてくださいますということで御案内をさせていただいているところでございます。

それから、未接種者についての啓発でございますが、もうこちらにつきましてはなかなかワクチン接種を受けましょうというような表立った啓発というのは非常に難しい状況ではございますが、ワクチン接種を進めていくに従い、恐らく全国的にも感染者数も減ってくるというように想像しておりますので、特別に、具体的に接種を受けましょうというような啓発は難しいと、個人の判断に任せるということでいきたいというように考えておるところでございます。

○議長（山本泰正君） 4番 神崎君。

○4番（神崎良一君） 以上で私の一般質問は終わりますが、このワクチンの接種の一番大事なのは、ワクチン接種をした方々、その方々の後を見ていくというか、結果です。当然その方々が接種後に身体の異状を訴えればこれはもう大変な問題なので、それは別格としましても、健康に過ごされている方々の現状を見ていただいて、やはりいろんなところに行かれるとかということが増えたりした中でもやっぱりかからないとか、体の弱い方はかかれたとか、そういった後の接種した方々の十分な町としてのフォロー、病院にお願いすることになると思いますが、そうした人のフォローを十分にさせていただいて、今後のワクチン接種の有効性と未接種者へのより大きな啓蒙というか、心の許しというか、ができるような気持ちになればと思って、そういう情報をしっかりとつかんでいただく。ワクチン接種後の人々の体調、それから健康状態等の把握、これをしっかりとさせていただいて、非常に効果があるというようなことが分かれば、必ずそれを周知、町民の方に広めていただいて、より多くの人の接種を望んでいるところです。

以上で質問を終わります。

○議長（山本泰正君） これで神崎良一君の一般質問を終わります。

次に、2番 太田啓補君に質問を許可します。

2番 太田君。

○2番（太田啓補君） それでは、3点について質問をさせていただきたいと思います。

まず、1点目の質問ですが、学校給食のオーガニック化についてお尋ねをしたいと思います。

和気町の未来を担う子供たちの成長に大きな影響を及ぼす食の問題について質問をしたいと思います。

元農林水産大臣の山田正彦さんは、日本の子供たちの間でアトピーやアレルギー、さらには発達障害が異常なほどに増えているのは食べ物に影響していると指摘をされています。そうした中で、農薬も化学肥料も使わずに育てた有機米や有機野菜を学校給食に取り入れる動きが全国で広がり始めています。学校給食の有機化は、子供の食物アレルギーや発達障害に歯止めをかけ、かつ地域再生の起爆剤となり得ると農林水産省も期待を寄せ、支援策も講じているところです。

そこで質問ですけれども、1点目、本町では学校給食の食材調達はどのようにしているのでしょうか。

2点目、有機・無農薬食材は使用していますか。使用しているとすれば、その品目やどのくらいの量を使っているのか教えてください。

3点目、今後有機食材に変更あるいは使用していく考えはありますか。

以上3点、よろしくお願いたします。

○議長（山本泰正君） 教育次長 万代君。

○教育次長（万代 明君） 失礼します。

それでは、太田議員の質問にお答えさせていただきます。

食材の調達方法と仕入先ですが、調達方法は献立を1か月前に決定し、それぞれの調理場から20日前に1か月分を一括発注しております。納入においても、それぞれの調理場に基本は野菜を含め前日に、肉、魚、牛乳は当日に直接仕入れ業者が納入をしております。仕入先は、公益財団法人岡山県学校給食会を中心に仕入れております。安定的な供給と取引先の生産者、製造元が行う検査に加え、細菌及び理化学検査等の自主検査を実施して



いることによります。

また、おかやま有機無農薬農産物の認証を受けている和気健康農業研究会、それから和気町学校給食地産地消推進協議会、また地元業者からも納入をしております。

次に、有機無農薬食材の使用についてですが、現在和気町内産の有機無農薬野菜を和気健康農業研究会より年間を通じて購入をしております。野菜の種類は、葉ネギ、コマツナ、ホウレンソウ、タマネギ、ジャガイモ、エンドウ、大根、カボチャ、サツマイモなどです。前日に収穫したものを処理して納品をしており、令和2年度実績では野菜全体の約13%になっております。なお、岡山県産の地場産物活用の割合は県下でも上位の約7割となっております。

次に、食材の変更についてですが、有機無農薬食材の価格はほかのものに比べ約2から3割ほど高くなっております。そして、天候等により安定供給が難しく入荷できないことがあり、仕入れ予定が立てにくいこともあります。また、ホウレンソウなどの葉物野菜には害虫などが混入しないように細心の注意が必要で、ジャガイモなどの根菜類は形状がふぞろいのため下処理に時間がかかっている状況がございます。有機無農薬食材へのさらなる変更は、価格増による給食費への影響、安定供給ができるか、異物混入除去やふぞろい形状による下処理時間の増等の課題がありますが、現場や生産者と調整を行い、可能な範囲で有機無農薬食材を利用した学校給食に取り組んでいきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山本泰正君） 2番 太田君。

○2番（太田啓補君） 私の質問させていただいたことで大体分かりました。

それで、なかなか給食費も二、三割高くなったり、それから害虫の混入があったり、ふぞろいなものを分けたりするのがなかなか困難だというようなことを言われていて、なかなか有機食材に変更していくのは難しいのかなというようなことも思ったんですが、和気町健康農業研究会では、この有機無農薬農業に取り組みおいて、学校給食にも13%ですか、供給されているというふうにお聞きしました。特に今お二人でされているようですけども、お話を聞かせていただくと、採算は度外視をして供給させていただいてますと。もう直接校長先生にもお願いしてそういうことを始めたんですというようなことも言われていました。したがって、市場から入れるより13%は安く供給がされているというのが現実だというふうには承知をしていますけれども、産業振興課との連携も必要になってくるんでしょうけども、有機農業を行う生産者への支援策なんかは考えてないんでしょうか。教育委員会のほうではちょっと難しい質問になったかもしれませんが、そこを教えてください。

○議長（山本泰正君） 教育次長 万代君。

○教育次長（万代 明君） 失礼します。

今後、有機無農薬食材を学校等で推進していくためには、そういった団体等への支援も必要になってくるんじゃないかと考えておりますが、先ほども言いましたが、安定供給ができる団体、そういった団体がまず第一でございます。その上で、あと先ほどの和気町健康農業研究会につきましては、大変安い値段で納入いただいておりますが、一般的には2割から3割高くなるということも現実でございます。そういった価格等の問題もございます。今後、そういったことを踏まえて前向きに検討はしていきたいと考えております。

○議長（山本泰正君） 2番 太田君。

○2番（太田啓補君） 前向きに検討をいただくということで、そのようにお願いしたいというふうに思うんですけども。

1点、二、三割高くなると言われたんですが、今現在どのくらいの給食費がかかっているのかというのをひとつ教えてください。

それから、全国的に有機給食に転換している自治体がございます。少し時間をいただいて紹介させていただきたいんですが、千葉県のいすみ市では、2015年度から学校給食に地元産の有機米を採用して、3年後には市内全ての学校で有機米に切り替えているようです。野菜についても、7品目の有機野菜を使用するまでになっている。あるいは、石川県の羽咋市では、JAはくいと連携をして自然栽培でまちおこしを目指し、学校給食も有機給食にしていますし、そのほかにも愛媛県の今治市は早くからオーガニック給食で有名です。

岡山県の農林水産部農産課安全農業推進班によれば、2019年9月現在で岡山県内には36団体、個人を含め約100人の方が有機農業に取り組まれているそうです。その方々と連携することによって、先ほど教育次長が言われた安定供給の問題も解決をしていく可能性があるのではないかとこのように私は思っています。

学校給食は、子供の健康だけでなく、地域経済活性化の起爆剤になるという可能性を秘めています。産業振興課との連携を先ほど言いましたけども、有機農家を増やす施策を取ることによって、地元産の有機食材が増え、学校給食にも使用することによって販路も確保され、安定需要、安定供給というサイクルが確立し、給食費そのものも町外に流出することなく、町内で循環するという自体も生まれてくるのではないのでしょうか。有機給食は、和気町の特徴点やアピール点として移住を考える人たちにも大きな選択肢になり得ると思っています。

そうした観点から、トータル施策として学校給食のオーガニック化、有機学校給食導入を真剣に検討していただきたいというふうに思いますけど、最後、教育長、そのところどうでしょうか。

○議長（山本泰正君） 教育長 徳永君。

○教育長（徳永昭伸君） 失礼します。

先ほど太田議員から、給食費がどのくらいかかるとんかということでお尋ねがありました。小学生は1食が290円、中学生は340円という価格になっております。それぞれ、これ掛ける給食実施の回数という形で集金をしております。

また、議員から、学校給食のオーガニック化についてということで御質問いただいておりますので、私の考えを述べ、御答弁とさせていただきます。と思います。

詳細につきましては、教育次長から答弁させていただきましたように、有機無農薬食材を取り入れた給食実施には幾つかの課題があることも事実ではありますが、安全・安心という観点で考えますと、有機無農薬食材は大変有効であり、また野菜については以前から取り入れた給食を実施しております。教育委員会としましては、子供たちに安全・安心な給食を提供する、しかも安価でおいしい給食の提供というのは責務でありますし、大変重要なことであると考えております。そういった意味で、有機無農薬食材を取り入れた給食を実施するということは大変意味のあることで、また意義もあることだと思っております。

学校給食運営委員会や教育委員会会議等にも諮り、どのような形で学校給食のオーガニック化に取り組んでいけばよいか、調理場あるいは生産者の方の意見を聞きながら、また先ほど来議員からもいろいろ情報をお伝えしていただいております。そういうことを踏まえて、導入について今後十分検討してまいりたいと考えております。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（山本泰正君） 2番 太田君。

○2番（太田啓補君） 岡山県においては、一言で有機無農薬といっても、厳密には国が認定をする有機（JAS）農産物と、さらに厳しい基準で認定をするおかやま無農薬農産物というふうに区別がされています。今回は詳しく説明する時間がないので、機会を譲りますけれども、有機——オーガニックです——学校給食の積極的な、前向きな検討を先ほど教育長からも返答いただきましたので、ぜひよろしくお願いいたします。と思います。

2点目の質問に入りたいと思います。

海洋ごみについてです。

近年、海ごみ問題がクローズアップされています。海ごみの7割から8割が私たちの生活圏、いわゆるまちから発生したものだと言われていて、海ごみとされるもののうち、プラスチックが65%以上を占め、それが経年とともにマイクロプラスチックとなり、海の生物や人体に悪影響を与えています。ちなみに、瀬戸内海域に流入する生活ごみは年間4,500トンと言われています。和気町からも瀬戸内海にごみを流出させていることに鑑み、今後の対策も考えなければならないと思います。

岡山県は、昨年末に日本財団と近県4県、広島県、愛媛県、香川県、岡山県、この4県で瀬戸内オーシャンズXという海洋ごみ対策における広域でのモデル構築を目指した共同事業を開始しました。また、本町も加入している岡山連携中枢都市圏も、瀬戸内の海洋保全に関する取組の実施を進めていくことにしています。とりわけ外海からの海洋ごみ流入が少ない海域、いわゆる閉鎖的領域と言われますけれども、瀬戸内海を対象としての事業が取り組まれていて、和気町もその一翼を担うことになっています。

そこで、質問ですけれども、1点目、和気町から瀬戸内海に流入していると考えられるごみの量は年間どのくらいでしょうか。

2点目、それらの対策はどのようにしているでしょうか。

3点目、岡山連携中枢都市圏が取り組む具体的な施策は何でしょうか。

4点目、農業用肥料、いわゆる被覆肥料、一発肥えと言われるものですが、プラスチック殻が吉井川河口に堆積しているという問題が報道されましたけれども、町内の農家から流出していることは容易に予測されません。農家に対してどのような啓蒙や啓発を行っているのでしょうか。4点、よろしくお願いいたします。

○議長（山本泰正君） 民生福祉部長 岡本君。

○民生福祉部長（岡本芳克君） 失礼いたします。

それでは、太田議員からの質問にお答えさせていただきます。

まず、和気町から瀬戸内海へ流入しているごみの量についてでございますが、環境省の資料では、陸上から海洋に流出したプラスチックごみの発生量は、推計で年2万トンから6万トン流出していると言われていています。和気町から瀬戸内海へ流入しているごみの量については、不明ではございますが、各区が実施します河川美化活動などの清掃活動による回収ごみは年間プラスチックを含む可燃ごみが約500キロ、それと粗大ごみがございます。それらは和気町クリーンセンターへ持ち込まれ処理をしております。また、新田原井堰から年間約12トンの河川ごみが持ち込まれております。

続きまして、それらの対策はどのようにしているのかについてでございますが、和気町では毎年9月第2日曜日を不法投棄巡視の日として、環境衛生指導員が町内全域をパトロールし、粗大ごみの不法投棄を含め、弁当の空き容器、ペットボトルなどのポイ捨て状況を把握し、その後各区において区民協力の下、年2回清掃活動を実施して、原因となるごみの回収を実施しています。

さらに、海ごみで問題となっているプラスチック製品につきましては、リサイクルなどの適正な処理を進めるために、家庭からのペットボトル、プラスチック製容器包装、白トレーの分別回収を行い、また学校においては、環境学習の啓発を含め、牛乳瓶のキャップの回収を実施し、海ごみの発生抑制に取り組んでいます。

また、平成19年度に立ち上げられた岡山県海ごみ対策県市町村連絡調整会議に参加し、海ごみが内陸部も含めた全ての地域の課題であると認識し、海ごみ発生抑制のため、和気町においては不法投棄禁止の啓発看板の設置を行っております。

次に、岡山県連携中枢都市圏の取り組む具体的な施策は何かについてでございますが、本年2月に開催された協議会において協議され、海ごみ削減を目指した海岸や河川清掃などの実施、海ごみをテーマにしたフォーラム及びパネル展示が予定されております。

次に、4点目の農業用肥料のプラ殻の流出防止について、施策と啓蒙啓発について答弁させていただきます。

プラスチック殻で覆われている農業肥料、いわゆる一発肥えと言われるものにつきましては、効果が長もちするため、施肥作業の軽減や施肥量の削減につながるなどから、水稻を中心に広く使用されているところです。被覆肥料は、表面をプラスチック等の皮膜でコーティングしており、肥料成分が溶け出した後、被覆殻が水田に浮上し、河川や海洋等に流れ出ていると推測されております。県内の河川河口付近におきましても直径5ミリ以下のマイクロプラスチック状況での漂着が確認されており、環境への悪影響が懸念されているところです。国、県からも被覆肥料の被覆殻の流出防止について通知があり、被覆殻を流出させないために、浅水による代かきの実施、適切な水位調整、被覆殻が分解される速度の速い肥料の活用などのほか、排水口へのネットの設置や水田で浮上した被覆殻のすくい取りなどを農業者の方へ啓発する内容となっています。

本町においては、被覆殻の流出を防止するため、農業者の方へ町広報誌やホームページなどで周知を図るとともに、経営規模の大きい認定農業者や農業委員等へ個別の啓発活動を行ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山本泰正君） 2番 太田君。

○2番（太田啓補君） それでは、和気町の6月の広報誌にも入ってましたよね、パンフレットみたいなものが、チラシか、5月末に配ったやつの中に入っていました。こういうことで、啓蒙啓発されてるんだなということは分かりました。

もう時間を短くしたいんで、再質問を1点だけ。

5月30日がいわゆるごみゼロの日ですね。それから、6月5日が環境の日で、それを超えて6月8日が世界海洋デーということで、これを前後して、海ごみのゼロウイークということを設定されていますけれども、日本財団と環境省が全国一斉にキャンペーンを行って、それらの活動に本町として参加をしている、こういうようなことがあるのか。あるいは、参加を施しているのかということ。そういうことで、一斉清掃のキャンペーンなんかに参加したら何か特典があるとかというようなことも考えて、和気町のそういう団体がボランティア活動に参加するようなことも考えたらどうかということも思っているんで、その点1点お願いします。

○議長（山本泰正君） 民生福祉部長 岡本君。

○民生福祉部長（岡本芳克君） ごみの週間に併せての特別な行事は実施しておりませんが、それに代えて、先ほども言いました地区での一斉清掃等を7月、10月、12月、3月に実施いたしておりますので、これは従来から伝統的な行事ということで実施をさせていただいておりますので、それを引き続き実施をするということ。

あと、啓発活動として今後その週間に併せてできることを考えていかせていただきたいと思います。

○議長（山本泰正君） 2番 太田君。

○2番（太田啓補君） それでは、3点目の質問に移りたいと思います。

新型コロナワクチンの接種の進捗状況についてですけれども、2019年の年末から世界を震撼させているこの新型コロナなんですけれども、現在各自治体でワクチンの接種が着々と進んでいるということでもあります。私は、国民皆保険というこの医療保障については、一定程度の発展をしている日本において、ワクチンや新型コロナのそういう治療を受けることができずに死んでいくという状況が大阪市なんかを見るとそういうことがあるわけで、やはりそれは政府等、関係自治体の不策については厳しく批判されるべきだろうなというふうに思っています。

そうした中で、和気町においても着々と現在までに1回目を済んでいる人が45.3%ということに進んでいるわけなんですけれども、それぞれ同僚議員が聞かれましたが、簡単にもう4点だけお尋ねをしたいと思います。

医療機関の現状について、それと医療機関へのワクチンの配送体制と供給状況をお聞きをします。

それから、2点目が外国人の接種です。外国人の方がどのくらいおられて、接種場所をどこにして、その案内

や予約、それから副反応なんかがあった場合の言語対応を含めて、外国人の方々への対応がどのようになっているのかというのが2点目です。

3点目が、PCR検査や抗原検査についてです。ワクチン接種の対象外の児童・生徒です。12歳未満の方がおられますけども、治験がないというようなこともあってなかなか接種はできないんですけども、そういう子供たちに対するPCR検査や抗原検査を実施する考えはないのか。また、自主的に検査を受ける人への補助を考えることはしないのかという、この2点です。

最後に、各医療機関が非常に協力をしてくださっているという状況の中で、一般診療が少しできなくて減収をしているというような医療機関はないのでしょうか。あるとすれば、そこへの補填だとか、医師や最終的には看護師へ御協力いただいたということで慰労金なども考えるようなつもりはないのか。その4点お聞きをしたいと思います。

○議長（山本泰正君） 健康福祉課長 松田君。

○健康福祉課長（松田明久君） 失礼いたします。

それでは、太田議員の質問について回答を申し上げます。

まず、1点目でございます。

医療機関の現状についてでございます。まず、ワクチンの配送につきましては、和気町では国からのワクチンの供給をディープフリーザーを設置している北川病院で受け、管理いただいております。そこから町内の医療機関へ配送しておりますが、1週間分の必要数を毎週火曜日に配送しており、また配送の業務につきましては薬品の卸業者の株式会社サンキに委託して実施をしているところでございます。

次に、2点目でございます。

外国人の接種についてでございます。65歳以上の外国人登録をされている方は12名いらっしゃいます。また、64歳以下の方については281名の方がいらっしゃいます。基本的には技能実習生の方が多いかと思いますが、こういった方々は、勤務している事業所など日本語が話せる窓口となる方がいらっしゃると思いますので、その方が対応されるかと考えております。

また、予約窓口での対応についてでございますが、コールセンター職員の派遣元として日本旅行から来ていただいているところでございますが、その中には、簡単な英語でございまして、対応できる者もおりますので、そちらで予約対応をすることとしております。

3点目でございます。

PCR検査や抗原検査についてでございます。ワクチン接種対象外の児童・生徒への検査でございますが、これらの検査につきましては、新型コロナウイルスの感染者が身近に確認された場合に、保健所の指示及び学校で発生した場合には校医とも相談し、検査の範囲を決めた上で実施することが望ましいと考えております。

また、自主的に検査を受ける人への補助でございますが、個人の判断による念のための検査や個人的に県外等へ出かける場合に調べる検査などの補助については、現時点では考えておりませんが、非常に感染力の高い変異株の流行も懸念されますので、今後の動向を踏まえて検討していきたいと考えております。

最後、4点目でございます。

医療機関への応援体制についてでございます。各医療機関では、通常の診療とは別に、ワクチン接種を実施いただいております。したがって、負担等はかなり大きなものと考えております。町としましても、できる限り支援を行えるよう、職員25名の対策チームを設置し、職員や臨時の看護師、コールセンター職員で日々10名程度が医療機関に出向き、受付業務や経過観察、システム入力などの支援を行っております。

また、ワクチン接種実施による医療機関の収益、経費的な面での負担につきましても、医療機関からの直接的な話や要望はございませんが、全く影響がないわけではないと思いますので、接種実施に当たっての資材準備の

ための費用や接種費用の加算など、町独自の支援を行うことを考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山本泰正君） 2番 太田君。

○2番（太田啓補君） ワクチンの管理は北川病院で一括でしているということで、今般ディープフリーザーが壊れたりしてワクチンを駄目しているというような事態が発生していますから、できれば1か所で対応ということじゃなくて、分散をしたほうが私はいいいんではないかというふうに考えますけど、そのところが1点でございます。

あと、外国人の方々は、じゃあ和気町で順次受けられているということなんでしょうか。

それから、PCR検査のところは、これは長くなりますから、また個別にまた松田課長と話をさせていただくということ。

医療機関へは町独自の支援を考えるということで、よろしくお願ひしたいと思います。

したがって、最初言った2点について再質問させていただきます。

○議長（山本泰正君） 健康福祉課長 松田君。

○健康福祉課長（松田明久君） 失礼いたします。

ディープフリーザーの件でございます。国が示しております和気町の規模ですと、最大2か所に設置できるということになっております。町としましても、いろいろ医療機関とも検討して、ワクチンの配送それから管理等につきましても、2か所で管理するよりも1か所で集中的に管理するほうが間違い等なく管理ができるという判断の下、北川病院のみの1か所ということで設置をさせていただいて管理をしていただいているところでございます。

また、外国人につきましても、登録のある方につきましては和気町での接種ということになっておりますので、希望されている方は接種を受けられているというように考えております。

○議長（山本泰正君） 2番 太田君。

○2番（太田啓補君） あまりしつこくなくなってもいかなのですけれども、1か所だけで管理をするということで、もしそれで何かあると大変なことになるなと思っておりますが、そのところきちとした管理体制を含めてできるのかどうかと、そうなった場合責任体制がどうなるのかということで、町長、最後にそのところ、どのように考えられているのかということで。今聞かれてないんならば課長でも結構ですけども、御答弁をお願いしたいと思ひます。

○議長（山本泰正君） 町長 草加君。

○町長（草加信義君） 岡山県からは2か所ということで指定をいただいたんですが、ただ医師会との話合いの中で1か所で管理をしようということを医師会のほうが申出られましたので、そういう関係もありまして、医師会の意見を尊重させていただいたというのが1か所になった理由でございます。

それから、PCR検査、抗原検査等につきましても、今ワクチンが7月いっぱい確保できとんですが、この後を何とか確保したいというので、保健福祉部長、それから知事あたりにこの前もリモート会議でこの話をしたんですが、今後もそういう機会がありますので、ワクチンの充足だけは必ずやってほしいという話合いはこれからもやっいていこうと思ひております。

それで、ワクチン接種の希望者は10月末に済まそうという予定で今進めておりますから、この10月末で接種が済んだら、2週間たつと抗体ができると、こういうことを言っておりますから、2週間後、この動向によって、デルタ株が繁殖するとかというようなことがもしあるんなら、これはその対応をしないといけないと思ひますが、これが国民の40%へワクチンが浸透して抗体ができると、これはずっと減ってくるというようなことも言っておられるようでございます。そういう動向を見ながら、PCR検査、抗原検査等については考えさせては

しいと思っております。

○議長（山本泰正君） 2番 太田君。

○2番（太田啓補君） 最後に、町長のほうから、PCR検査も10月末以降また考えたいということの答弁もございました。ぜひよろしくお願ひしたいというふうに思います。

以上をもちまして私の質問を終わりにします。

○議長（山本泰正君） これで太田啓補君の一般質問を終わります。

本日の一般質問はここで打ち切り、明日6月15日午前9時から引き続き行います。

本日は、これにて散会します。

御苦労さまでした。

午前11時28分 散会

令和3年第4回和気町議会会議録（第8日目）

1. 招集日時 令和3年6月15日 午前9時00分
2. 会議の区分 定例会
3. 会議開閉日時 令和3年6月15日 午前9時00分開議 午前10時12分散会
4. 会議の場所 和気町議会議事堂
5. 出席した議員の番号氏名
 

1番 尾崎 智美	2番 太田 啓補	3番 從野 勝
4番 神崎 良一	5番 山本 稔	6番 居樹 豊
7番 万代 哲央	8番 西中 純一	9番 安東 哲矢
10番 当瀬 万享	11番 山本 泰正	
6. 欠席・遅参・早退した議員の番号氏名  
なし
7. 説明のため出席した者の職氏名
 

町 長 草 加 信 義	副 町 長 稲 山 茂
教 育 長 徳 永 昭 伸	民生福祉部長 岡 本 芳 克
総 務 課 長 永 宗 宣 之	危機管理室長 河 野 憲 一
財 政 課 長 海 野 均	まち経営課長 寺 尾 純 一
税 務 課 長 岡 本 康 彦	生活環境課長 山 崎 信 行
健康福祉課長 松 田 明 久	介護保険課長 井 上 輝 昭
産業振興課長 新 田 憲 一	都市建設課長 西 本 幸 司
上下水道課長 田 村 正 晃	総務事業課長 久 永 敏 博
会計管理者 清 水 洋 右	教 育 次 長 万 代 明
学校教育課長 國 定 智 子	社会教育課長 鈴 木 健 治
8. 職務のため出席した者の職氏名  
議会事務局長 則 枝 日出樹
9. 議事日程及び付議事件並びに結果

議事日程	付 議 事 件 等	結 果
日程第1	一般質問 1. 1番 尾崎智美 2. 8番 西中純一	



午前9時00分 開議

(開議の宣告)

○議長(山本泰正君) 皆さん、御苦労さまです。

ただいまの出席議員数は、11名です。

したがって、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

(議事日程の報告)

○議長(山本泰正君) 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。御了承願います。

ここで、議事に先立ち、昨日の一般質問に関し、2番 太田君から発言訂正の申出がありますので、この際発言を許可します。

2番 太田君。

○2番(太田啓補君) 貴重な時間をすいません、ありがとうございます。

私の昨日の一般質問の中で、海洋ごみの質問をいたしました。その際に、被覆肥料の被膜殻の流出について、岡山県の農林水産部のほうからチラシが出ていると、そのチラシを和気町の広報誌の中に入れて配っていましたねというようなことを発言しましたが、正確にはJA晴れの国おかやまの広報誌でございました。このようなチラシだったんですけども、これに流出防止の対策の案内があります。おわびをして訂正したいと思います。よろしく願いいたします。

○議長(山本泰正君) 以上で太田君の発言を終わります。

(日程第1)

○議長(山本泰正君) 日程第1、昨日14日に引き続き一般質問を行います。

それでは、1番 尾崎智美君に質問を許可します。

1番 尾崎君。

○1番(尾崎智美君) 一般質問をさせていただきます。

ワクチン接種の進捗状況及び今後の予定に関する質問をする予定でしたが、先日の議会全員協議会で新型コロナウイルスワクチン接種事業についての説明もありましたし、同僚議員の一般質問でも内容が分かりましたので、重なる部分は省略したいと思います。

現在のところ、ワクチン接種後の副反応なども報告がないと聞いております。取りあえずは安心いたしました。しかし、別の声も耳に入ってきました。某病院に勤めている知人が、ワクチンに対して不安があり、ワクチンを打ちたくないと思っていたが、とてもじゃないけど、打ちたくないと言えない雰囲気、同調圧力に負けて接種したとのことでした。このように看護師などの医療関係者に対する同調圧力もありますが、もっと深刻なのは病院に出入りする業者や清掃スタッフです。清掃員の多くは派遣社員で、ワクチンを接種しないと派遣切りになるので、本人の意思とは関係なくワクチンを接種せざるを得ないとのこと。行政としては、接種をするかしないかは本人の意思との通達も出し、ワクチン接種の同意書にも意思確認の欄が設けられていますが、現状は必ずしも本人の意思ではなく、同調圧力による場合も少なくないようです。とはいえ、これは行政側の責任というより、病院や企業側の責任ということになります。

ワクチンをめぐって接種を迷う人に対する強制や不利益を生じさせるような対応があることが、今月9日、日弁連のまとめで分かりました。医療従事者が打たなければ首と告げられた事例のほか、同調圧力への悩みも寄せられているようです。これは、日弁連が先月実施した新型コロナワクチンに関する人権差別問題ホットラインからのものです。当事者や親族、同僚らから、2日間で合計208件の相談が寄せられたそうです。本人の自由意思の尊重という人権の観点からも、これらの問題は改善されるべきです。このような現状を踏まえ、ワクチン接種をしない選択をした人が不利益にならないよう、いま一度広報していただければと思います。

議会全員協議会で中学校での集団接種の案が提示されました。個別接種のほうが適切ではないかとの意見もあり、集団接種は再検討との判断をいただきました。和気町が中学校でのワクチン集団接種を再検討へ方針変更との報道もありました。これには萩生田文部科学大臣が学校で直ちに集団接種を行うということは考えていないと、集団接種に慎重な姿勢を示したことにも強く影響してるようです。この発言は、ワクチン推進派と慎重派の両方に配慮した発言のようです。私としては喜ばしいことですが、残念に思う保護者も少なくないかと思いません。推進派と慎重派の両方の意見を見比べてみると、見ている世界が全く違うことが分かります。情報の量も違いますし、どこから情報を得ているかも大きな違いが見られます。子供に対して個別接種をするにしても、集団接種をするにしても、保護者の判断によるところが大きいのと思われまます。

私は、二十歳以下のコロナの死亡者がゼロ人、重症化率も0.0%という状況を見ると、子供にワクチンを接種するメリットは全くなく、リスクしかないように思いますが、考えは人それぞれです。新しいタイプのワクチンだからと私が心配し過ぎているのかもしれませんが、それが取り越し苦労であればいいのですが、ワクチンの慎重派の言い分にも耳を傾け、その上で判断していただきたいということに尽きます。保護者の知識が不足しているからといって、行政がワクチンのメリットとデメリットをまとめて広報するというのも、中立を保つのが難しいということもあり、やりにくいかもしれませんが、検討の余地はあるように思います。そういったことも含めて、小・中学校での集団接種に関しての考えをお聞かせください。他の議員の質問と重複する点は省略させていただいて構いませんし、それでほぼ言い尽くしたようであれば、特になくても構いません。

○議長（山本泰正君） 学校教育課長 國定君。

○学校教育課長（國定智子君） 失礼いたします。

尾崎議員から小・中学校での集団接種等について御質問をいただきましたので、お答えいたします。

このことに関しては、先日来マスコミやSNS等を通じ、賛否様々な意見が報道、公開されているところで、厚生労働省はファイザー製のワクチンについて、接種の対象年齢を12歳以上に拡大しましたが、治験の状況等から副反応への不安が拭えない状況です。その反面、変異株の流行により若年層の感染や重症化リスクの高まりも懸念される中、学校における子供たちの日常を取り戻す観点からも、ワクチンに一定の期待を寄せる声もあります。

先ほど議員もおっしゃいましたが、そのような中で萩生田文部科学大臣も記者会見で、直ちに集団接種とは考えていないと述べ、有識者から意見を聴取するなど、慎重な姿勢を示しています。これらのことを踏まえ、和気町では学校での集団接種について、子供たちの安心・安全のために、国や県の指導、動向を参考に、学校医とも協議、相談しながら検討を進めてきておりましたが、安全性や保護者の方の理解、接種を希望しない児童・生徒への人権的な配慮等も考え、総合的に判断しますと、現段階では厳しいと、難しいと考えております。先日の健康福祉課長の答弁にもありましたように、現在は個別接種の方向で検討を進めているところでございます。

先ほど議員の発言の中から、情報等が少ないというようなこともありました。校園長会等で、また資料等を提供しながら、保護者や子供がしっかりと考えて、あるべき判断ができるように教育委員会としても努めてまいりたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山本泰正君） 1番 尾崎君。

○1番（尾崎智美君） 保護者が考えて判断できるような対策をしたいということで、期待しております。

集団接種の歴史を振り返りますと、1977年、昭和52年に予防接種法が制定され、小・中学生に対して学校内での集団ワクチン接種が実施されるようになりました。しかしながら、この集団接種が続いたのは僅か11年で、1987年、昭和62年には保護者の同意を得た希望者のみに実施するように法律が改正され、さらに1994年、平成6年にはインフルエンザワクチンは任意接種になりました。インフルエンザと新型コロナと、ど

ちらが危険かに関しては様々な意見があるようですが、二十歳以下の若者に関して限って言えば、インフルエンザのほうが危険度が高いと断言してよいのではないかと考えております。その危険度が高いインフルエンザでさえ、紆余曲折の末、集団接種を取りやめる方向になったという経緯があるにもかかわらず、新型コロナに対して集団接種を復活させるということがもしあるならば、それは何らかの合理性を示す必要があるのではないかと思います。

ワクチンによる死亡者の記事が、先月の週刊現代に掲載されました。この情報は、早くからSNSでも話題になっていたのですが、週刊誌の記者が取材をしたために信憑性が高くなりました。記事を紹介します。

北海道旭川市の46歳の男性がワクチン接種の翌日に急死しました。接種の翌日、背中が痛いと訴え、病院に行きましたが、原因不明で別の病院を勧められたそうです。帰宅後、昼食中に突然意識を失ったため、救急車を呼び、勤務先の病院に搬送されたそうです。既に心臓が停止した状態で、手の施しようがなく、救命措置のいかにもなく、その日の夕方亡くなったとのこと。死因は、急性の大動脈乖離でした。大動脈乖離とは、大動脈が裂ける病態です。この方に基礎疾患はなく、身長180センチのがっちりとした体型でした。小さいお子さんもいて、家のローンも残っているそうです。

福岡県の公立病院に勤務する26歳の看護師は、接種の4日後に亡くなりました。ワクチン接種後に血栓ができて亡くなった方のニュースを聞いて、打ちたくないと言っていたそうです。しかし、職業上接種せざるを得なかったそうです。接種の4日後は、別の病院に移る前の最後の出勤日でした。同僚は花束や色紙を用意していたそうです。当日になっても出勤してこないために、御両親に連絡し、娘さんのアパートに行って、見てもらいました。父親が娘のアパートに着いたとき、娘があおむけで血を吐いて倒れているのを見て、誰かに殺されたのかと思ったとのことでした。朝食を食べている最中に異変が起きたようで、テーブルには御飯とみそ汁がそのままになっていて、お盆には嘔吐した跡が残っていたそうです。部屋には、その日に持っていくはずだったお弁当と、同僚に渡すつもりだったお菓子が置いてあったそうです。警察と救急が駆けつけ、勤務先の病院に搬送されました。CTスキャンの結果、脳出血とくも膜下出血が原因で、何の健康上の問題もない若い女性が発症するのは極めて珍しいことです。この方の葬儀の2週間後、病院の院長からワクチンとの関連性は不明と告げられたそうです。両親の話によると、娘は健康そのもので、基礎疾患どころか頭痛などのささいな不調もなかったそうです。

46歳の男性の場合も、病院はワクチンによる死亡例として厚生労働省に連絡しておらず、遺族の働きかけで報告に至ったそうです。厚生労働省の発表によると、省が把握しているワクチン接種後の死亡報告は、今月9日現在で196件あります。一件一件の詳細な情報がインターネット上に公開されています。その全てに対して、ワクチンの影響と考えられるか、考えられないか、それとも因果関係がはっきりしないかの評価の欄がありますが、196件全てが評価中、つまり因果関係がはっきりしないとのことでした。木で鼻をくくったような評価に驚きを禁じ得ません。先ほど紹介した2名の死亡も、その中に掲載されています。何かと霞ヶ関の疑惑を追及しまくるワイドショーが、この件に関しては大きく報道しないのが不可解です。

高齢者へのワクチン接種が進む中、日本人にワクチンがどのように影響するかを検証はようやく始まりました。大阪市立大病院の医療従事者や大阪市職員らから参加者を募り、1,500人規模で接種の有無でグループに分け、半年間観察するとのこと。ファイザー、モデルナ、アストラゼネカとも、海外の治験しかないので、日本人への治験にも着手したということになります。医学博士で徳島大学名誉教授の大橋眞先生は、今からでもワクチンを使って動物実験をすべきだと主張しています。ラットで実験して、子を産むか、子の数に変化はないか、確認すべきとも言っています。専門的な話は割愛しますが、大橋先生は公開されている厚生労働省のワクチン承認時の文書を示しながら、不妊になる可能性が否定できないことを動画で説明しています。

通常、ワクチンの認可には、動物実験のほか、短期毒性、長期にわたる毒性などの治験が必要ですが、今回はそれが十分にこなされていません。特に不妊の可能性など、長期毒性は心配です。立憲民主党の代表が、ウイズコ

ロナではなく、ゼロコロナと言いました。新型コロナウイルスを撲滅したいということでしょうか、ここまで世界中に広がったものを撲滅できると考えているからでしょうか。それは、偉大な自然の力を甘く見過ぎているのではないのでしょうか。

あともう一つ、私たちが甘く見過ぎているものがあります。それは人間が持つ免疫力です。ビタミンDが十分にあると重症化しないというデータを以前の一般質問で示しました。納豆などに含まれるアミノ酸の一種の5-ALAが新型コロナに有効だという研究データも出ています。お茶も効果があるという研究結果があるそうです。

マスクは免疫力を低下させます。そんなもので新型コロナに対抗できるはずがないと切って捨てる人もいますが、仮に効果がなかったとしても、副反応の心配はないので損はないでしょう。そういった身近なもので新型コロナ予防ができたなら製薬会社は商売になりませんから、広めたくないのでしょう。考え方は様々でしょうが、テレビ報道を見ていると、免疫力を高めるという方向性の話題は見当たらないようです。免疫力に頼らないとしたらワクチンに頼るしかなく、みんながワクチン漬けになる社会になるのでしょうか。製薬会社の人にとっては、それがいいことかもしれません。

WHOが、インド株といった国名がつく名前を廃止しました。なので、インド株といったものは、今後デルタ株と呼ばれるようです。PCR陽性者が減ったり、重症者数が減っても、変異株が見つかったと常に私たちを怖がらせてきましたが、統計の数字を見れば、昨年6月に比べて致死率は3分の1以下になり、全ての年代で大幅に減少しています。そのグラフを示しても難しい印象を与えるだけです。うそだと思える人は自分で調べてみていただきたいと思います。

ワクチンの話は終えて、マスクについての質問に移ります。

今年2月、大阪府高槻市の小学校で5年生の男子児童が体育の授業で5分間の持久走中に突然倒れ、搬送先の病院で亡くなりました。マスクをつけて持久走をしていたようです。マスクと死亡との因果関係は分からないとされていますが、父親の話では、持病などもなく、毎日とても健康な姿だったとのこと。それを受け、萩生田文部科学大臣は、体育の授業でのマスクの着用は必要ないと改めて周知していくとのことでした。この事故は2月に発生したにもかかわらず、ニュースとして取り上げられたのは先月末のことです。この一報があった後、徳永教育長が町内の小・中学校に体育時のマスクの着用に関する注意喚起をしてくれたということで、素早い対応に感謝しています。

質問いたします。

学校での児童や生徒へのマスク指導や熱中症対策についての考えをお聞かせください。

○議長（山本泰正君） 学校教育課長 國定君。

○学校教育課長（國定智子君） 失礼いたします。

それでは、学校のマスク指導や熱中症対策についてお答えいたします。

以前も申し上げましたが、学校では国や県の通知、学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルに基づき、身体的距離が十分に取れないときは原則マスクの着用を呼びかけておりますが、体育の時間や外遊びの場面、登下校、暑さで息苦しいと感じたときなどは、マスクを外したり、一時的に片耳だけにかけて呼吸したりするよう指導しているところです。低学年の児童は自分で適切な判断がしにくいことも踏まえ、指導者のほうから声をかけるようにしております。特に気温、湿度が上昇し、暑さには慣れていないこの時期には熱中症の発生リスクが高くなっており、気温や暑さ指数が高い日には熱中症への対策を優先し、十分な感染症対策を講じた上でマスクを外すような指導を学校にお願いしているところです。

ちなみに暑さ指数とは、人の体と外気との熱のやり取りに与える影響が大きい、気温、湿度、輻射熱の3つを1対7対2の割合で取り入れた指標のことで、熱中症の危険度を判断する数値として学校でも活用されていま

す。

また、熱中症が起きやすいとされる運動場面に限らず、エアコンやサーキュレーター等を活用した適切な空調管理、活動前後、活動中の小まめな水分補給等をはじめ、今まで以上に熱中症予防に努める必要があると考えております。今後も感染症対策と熱中症対策のバランスに配慮しながら、子供たちの健康管理に努めてまいりたいと考えております。

○議長（山本泰正君） 1番 尾崎君。

○1番（尾崎智美君） 対策もしていただいているということで、安心いたしました。

今朝の告知放送の中でも、熱中症対策とか、外では2メートル以上離れているときはマスクを外してくださいとの放送がありまして、そういったことを町民に言うてくださっているということを感謝いたします。

○議長（山本泰正君） 1番 尾崎君。

○1番（尾崎智美君） これから夏にかけて熱中症にも注意しなければなりません。昨年の夏は、マスクによると思われる熱中症も多数発生しました。学校現場においては、子供たちだけでなく先生方も注意していただきたいと思います。昨年夏も多くのマスクによる熱中症の搬送がありました。新型コロナだけが病気ではないということのを再認識していただき、児童・生徒への配慮もお願いしたいと思います。

私の長男は、春から岡山市内の高校に通っていますが、クラスメートの顔の下半分をほとんど見ていません。大学生もずっとリモート授業で、友達を作る機会もありません。子供が高齢者に移しては大変だとのことで、マスク生活を余儀なくされています。高齢者にワクチンが行き渡ったら、一刻も早く子供たちをマスクから開放していただきたいと思います。私のように、この騒ぎは過剰だと考えている人たちは、子供たちのマスクの自由化のために活動しています。人間の身体は、常時マスクをして生活するようにはできていません。マスクを外せと活動しているのではなく、マスクを外す自由を認めてほしいと活動しています。現在、子供のマスク着用を自由化しようの署名が約4,000人、募金も約50万円集まっています。マスクに関しては、今までも一般質問の機会を通じて発言してきましたが、知能低下のおそれがある乳幼児においては、保育士がマスクをし、スキンシップを減らすことによるコミュニケーション能力の健全な発達が阻害されるおそれがあります。警察庁のまとめによると、昨年1年間に自殺した小・中高校生は479人に上り、統計が残る1980年以降で最も多く、前年より140人も増えています。1.4倍です。大人の自殺者も増えていて、先月自殺した人は全国で1,745人で、去年の同じ時期に比べて154人と約10%増え、特に女性が大幅に増加し、深刻な状況が続いています。企業のリストラのしわ寄せは、非正規雇用に行きます。非正規労働の比率は女性が多いので、そのせいだと言われています。ほとんどは無症状であっても、人数がさほど多くなくても、学校でクラスターが出ると大騒ぎです。しかし、新型コロナによる自殺と思われる児童が出て、全く報道されません。報道されても数字だけです。

マスクの有効性に関しても、様々な意見があります。テレビや新聞の報道しか見ていない人は、様々な意見って否定的な意見もあるのと思うかもしれませんが、厚生労働省も次のように言っています。マスクについて、感染している人からの飛沫を防ぐ効果は期待できないので、過信しないようにしてください。マスクは症状等がある人が、飛沫によって他人に感染させないために有効です。一方で他人からの飛沫を防ぐ効果は、相当混み合っていない限り、あまり認められていません。これが正しいなら、子供が体育のときに外で運動するときにマスクをする意味はなく、ただ単にリスクを増やすだけです。

昨日、佐伯小学校の横を通ったら、運動場で子供たちがマスクなしで元気に遊んでいました。やっぱり子供は、そうでなくっちゃとうれしくなりました。新型コロナが流行し、インフルエンザの感染者が激減しました。そのことから、マスクが劇的な効果をもたらしたと考えがちです。しかし、そうではありません。ウイルス干渉という現象があります。ウイルス干渉とは、あるウイルスが流行するとほかのウイルスが流行しないというもの

です。インフルエンザもA型が流行する年はB型が流行せず、B型が流行する年はA型が流行しません。もしマスクの影響でインフルエンザが二桁以上も激減したのなら、アメリカでほとんどの人がマスクをしている州と、ほとんどの人がマスクをしてない州とでは、劇的な差が生じるはずです。しかし、大部分がマスクをしている州でも、そうでない州でも、ほとんど差がありません。

ウイルス干渉に加えて、昨年3月に日本医師会がインフルエンザの検査をしないようにとの通達を出したのも大きく影響していると思います。花粉はマスクの目より大きいので、マスクで防げますが、ウイルスは防げません。花粉症にはマスクは有効なので、ウイルスにも有効だと考えがちなのかもしれません。スーパーコンピューター「富岳」のシミュレーションでも、次のような分析結果が書かれています。20ミクロン以下の小さな飛沫に対する効果は限定的であり、マスクをしていない場合とほぼ同数の飛沫が気管奥にまで達する。

今月8日の京都府発表のデータです。新型コロナ死者の98%が60代以上とのことなので、注意すべきは若者ではありません。また、基礎疾患がある人が86%とのことでした。残りの14%も、基礎疾患がなかったのではなく、多くは基礎疾患の有無が不明だったとのことでした。高齢者と基礎疾患がある方は十分気をつけていただきたいですが、健康な若者がそれに巻き込まれる必要はないと思います。新型コロナそのものではなく、新型コロナ騒動で多くの若い命が失われ、飲食店をはじめとする多くの業種が苦しんでいます。

私の親もそうですが、起きている時間の大部分はテレビを見ているか、見ていなくてもつけています。なので、新型コロナ報道の影響を強く受けています。私の言うことなど聞きはしません。元内閣参与の高橋洋一氏は、海外に比べて日本の感染状況があまりに低いことをさざ波と表現してバッシングされました。そして、参与を辞任しました。第2波、第3波という波の表現は問題ないが、さざ波というのはよくないということなので、私も発言には注意したいと思います。高橋洋一氏は、グラフを示してさざ波と言いましたが、テレビではさざ波という発言の可否についてのみ議論し、肝心のグラフのほうの検証はほとんどないようです。こうなると、危機感はあるために、あえてグラフに注目させないようにしているのではないかとさえ思います。ですので、私の意見としてではなく、客観的な数字として、新型コロナの恐ろしさを客観的な数字で示すだけにして、判断は皆さんに任せたいと思います。

私がこうやって手を上に伸ばした高さが、ちょうど2メートルです。これを日本人の総人口の1億2,500万人としたとき、新型コロナで亡くなったとされる1万3,000人は何センチぐらいの高さになるでしょうか。何センチぐらいかといいましたが、実はミリのほうが適切です。答えは0.2ミリメートルです。1ミリの5分の1です。無用な批判を避けるために、これが大きいとか小さいとかは言いません。客観的な数字のみを述べます。PCR検査の陽性者数は1.2センチに当たります。その大部分は無症状と軽症状です。

4月30日に、日本肺がん学会が新型コロナの影響で約8,600人の新規患者が、診断と治療の機会を逸した可能性があるとして発表しました。新型コロナを恐れるあまり、病気の発見の遅れなどで、それ以上の被害が生じています。尾見会長をはじめとして、多くの専門家も、多くの都道府県知事も、新型コロナ以外の病気、精神疾患、企業倒産、失業といったことに気を配っているとは思えません。その影響で、知らず知らずのうちに新型コロナさえ抑えていればよいついていう思考回路にはなっていないのでしょうか。ゴキブリを退治するのに火炎放射器を使うような対応にはなっていないのでしょうか。現在社会に起こっている状況を、一旦心を落ち着かせて、俯瞰で見ればむちゃくちゃのことをしているのに気づくのではないかと思います。

私は、今回の治験が不十分なワクチンに関して、もう少し様子を見てからにしようと考えています。感染症の対策として、ビタミンDの不足にならないようにしたいと考えています。納豆は好きですし、お茶もよく飲むので、今までどおりにしたいと思います。私が意見を参考にしていない専門家は何人かいますが、中でも大阪市立大学分子病態学名誉教授の井上正康先生が主張されているように、トイレでの感染拡大に注意しています。新型コロナの受容体は小腸や大腸に多く、便に混じるので、トイレを通しての感染が多いとのこと。井上先生は玉

野市出身の方で、毎日国内外の論文を5本以上は読んでいるという専門家です。先生によると、新型コロナは飛沫や直接接触で人から人へ感染するよりも、人、物、人と、物を介しての感染が多いので、注意する場所が見当違いだと言ってます。新型コロナに関する著書もたくさんあります。私たちにも、子供たちにも、以前と変わらないマスクのない日常、毎日毎日が感染者数の報道がない日常を取り戻したいと思います。そのためにも、私たちが正しい知識を持ち、2メートル中の0.2ミリに対する対応として、どの程度の対応が適切なのかを考え、科学的合理性のある感染症対策をしていただきたいと思います。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（山本泰正君） これで尾崎智美君の一般質問を終わります。

次に、8番 西中純一君に質問を許可します。

8番 西中君。

○8番（西中純一君） まず1問目は、泉団地の継承、存続はできないかということで発言をさせていただきます。

県営泉団地は、戸数そのものは198戸あるわけですが、現在途中から募集停止という形になっておりまして、県のホームページを見ても全部が今募集停止で、その管理委託を受けているところも、いわゆる住宅家賃の収受、そういうものだけやってるというふうな形が出ております。あと修繕か、そういうことが出ておりました。残念ながら、現状では100戸を下回っているというふうに関係者からお聞きしました。いわゆる減る一方であるというふうに見ております。これでは人口も減っていきますし、そのせいで地方交付税も少しずつ減っていくわけでございます。

たまに、知人のところへ行くんですが、遊具等もかなりさびて、子供の声が聞こえるようなことは、その遊具の場所にほとんどないという状況でございます。一方、赤磐市においては、2階建てがある山陽6丁目の3棟、約1,100平米を市で取得して、今解体までいっているようでございますが、まだ正式にどういうものにするかというのは決まってないようでございますが、若者向けの住宅にリフォームしたらいいんじゃないかという形で、今事業が進んでいるようでございます。また一方、岡山県は、これは町長からお聞きしている話でございますが、3億円程度お金をつけるから、町のほうで受け取ってくれと言ってるということも聞いております。

かつて、泉団地というのは、もう亡くなっている方ですが、知人の親戚の方でも若い頃に町外から来られて、また、県外から御主人は来られて、結婚してあそこへ行って、別の団地に住宅を建てたというふうなことも聞いております。そういう方が結構いらっしゃいます。1つの和気町の発展の経過を象徴しているようなものではないかと思っております。その方法論はまだ分かりませんが、そういうことで何らかの形で泉団地を残すことを研究すべきではないかということで、1問目の質問でございます。よろしくお願ひします。

○議長（山本泰正君） 都市建設課長 西本君。

○都市建設課長（西本幸司君） 失礼いたします。

それでは、西中議員の御質問にお答えいたします。

泉団地の継承ができないかについてでございますが、県営住宅泉団地は岡山県が管理しており、老朽化等の理由により、平成25年4月から入居募集を停止しておるところでございます。本年5月末現在の入居者は101戸で、空き家が97戸ございますので、計198戸の管理戸数がございます。建物は簡易耐火構造で建築されており、建築時期は昭和45年から48年であるため、法定耐用年数の45年を超えており、近年老朽化が進んでおるところでございます。

以前、岡山県から譲渡の話があり、当面の修繕料相当分の交付金を支払う条件が提示されましたが、老朽化により建て替え時期が来ていることと、将来多額の町負担が生じることから、譲渡を断念した経緯がございます。昨年度になり、新たに移住者向け住宅等、様々な方向より泉団地再編計画を検討してまいりましたが、これにつ

いても多額の負担が生じることから、当該計画を進めることができない状況になっているところでございます。

議員御指摘の赤磐市では、一部住宅を購入して若者用住宅を準備しているとのことですが、赤磐市の場合には入居者のいない空き家となった住宅部分の一部を岡山県から購入したものでございまして、泉団地はそれよりも規模が大きい上に、全ての棟に居住者がいるという大きな違いもあるところでございます。

以上のことから、当面和気町の対応といたしましては、岡山県の今後の方針や判断にもよりますが、従来どおり、区としての行政単位を現状のまま維持していきたいと考えておるところでございます。県営住宅泉団地の存続問題につきましては、和気町の重要な課題でもあり、今後も引き続き岡山県等、関係機関からの情報の収集に努め、同様の案件のある他の自治体の動向も注視していきたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上、西中議員への答弁とさせていただきます。

○議長（山本泰正君） 8番 西中君。

○8番（西中純一君） なかなか解決する方法を見つけるのは大変なことだろうと思うんですが、じゃあ県の方針にもよるということで、今後いろいろ検討はされるということでございますね。これをこのまま放っておいたら、いわゆる廃住宅的な形、少しずつ少しずつ住民の方が減っていくので、それを座して放っておく形になると思うんですね。

もちろん、先ほど赤磐市の場合は確かにもう全部なくなったところを買われたということで、まだ泉団地の場合は住んでいる方がいるから、なかなかそれも難しいということですが、それから、まだ和気町が泉団地を管理してわけではないので、宮田団地のように移動してもらって、そこだけどうこうとかというふうなことも難しいものなんでございますね。その辺のもう少し突っ込んで買取りができるかできないか、その辺についてもやはり少し研究する必要があるんじゃないかなと思いますけれど、あえて町長のお考えは、今言われたわけですが、県の泉団地っていうのは、もう少し話ができるような話はないんですか。その辺の町長のお考えはどうなんですか、それだけお聞きして終わりたいと思います。

○議長（山本泰正君） 町長 草加君。

○町長（草加信義君） 先ほど西本課長のほうから御答弁申し上げたとおりでございますが、県との話合いについては、実は移住性住宅、それに一般住宅と両方で何とかならないかなというので、私は県との交渉をやりました。その中で4億円なら出すぞという、そこまでは行くんですが、その場合、4億円頂いてあの県営住宅を頂きますと、これは公営住宅法の適用を受けますので、入居等につきましても今までどおり家賃等についても非常に問題がある。しかも、建物そのものが45年からもう48年ぐらい、50年近くたっておる建物でございますから、なかなかこれ今住んでおられる方が各棟へ皆おられます。

そこで、私はできることならあれを買取りするということが、買取りをすれば思うように普通住宅として町の財産になって、普通のその運営ができるんですが、今4億円の交付金を頂いてあの住宅を頂くということになりますと、解体したり維持管理をしたりするだけでも、もうとんでもない費用がかかる。そこで、最初250戸あったんですが、今198戸になっております。あれを約200戸として、1戸当たり300万円で、6億円なら受けようじゃねえかという話をしたんですが、町長、和気だけじゃありませんから、県下広く公営住宅がありますから、なかなか6億円というのはテーブルの上へのせた話にはなりませんという回答でございまして、もうそういうことになりますと、ほかに方法がもう買取りをするよりほかにねえなと思うんですが、買取りをした場合にはもう多額の費用がかかってくる。移住者をどうするかという問題も大きな問題になってくる。

赤磐市が買取りをしたんです。買取りをして、今撤去して、それを若者の住める分譲地にするということで計画をしておられるようでございますが、ハウスメーカーに引き取らせて、ハウスメーカーのほうで分譲、建築をした建物を建て売り住宅をというような計画をされておるようでございますが、これもなかなか前へ行きようら



れんというような話も、ちょっとこれは事実はどうか知りませんが、そんな話も聞いておるところでございます、これが用途廃止をして、和気町単独になって、和気町が自由にとということになるんなら、まだやり方があるんですが、もう公営住宅法の適用を受けて、そのまま4億円の持参金ということじゃあ、もうどうにもなりませんので、今のところ、ただ話は保留して、そのままにしております。継続しております。内部でもいろいろ協議をしていますが、なかなかいい考え方が出てこないというのが現実でございます。このあたり御理解をいただきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山本泰正君） 8番 西中君。

○8番（西中純一君） ちょっと次とも関連があるんで、もう次へ行きます。

残念ながら、今のところはっきりとしたこの見通しというか、研究するにしてもなかなか難しいというような案件だと思います。ぜひいろいろと方策も研究して、前へ行くようにお願いしたいとは思っています。

次の、大本の住宅政策というものが今どうなってるのか、ちょっと心配な状況だと私は思っております。

今、老朽化した宮田団地、朝日団地、これを一部廃止して分譲地を開発しようとしているということでございます。遅れておりますが、どうも11月ぐらいに整地を宮田団地もするようなことをちょっと聞いておりますが、本来はこういう分譲地を造るといのは、何ぼか今まで佐伯町時代にもやって、佐伯地域の矢田の駅前とか、原団地とか、それから日笠住宅の分譲とか、いろいろやっているわけでございますが、本来的には町がやる仕事かどうなのかなと、私は疑問点を持っているものでございます。

今の政策としては、町営住宅はそのまま置いて、持ち家を奨励しているように見えるわけでございます、それは本当はどうなのかなと。いわゆる若い方や家のない方向けには、ある程度の低家賃の住宅を維持していくのが本当は筋じゃないかなというふうに私は思っております。そういう点で、今回配付されましたけど、黄緑の冊子ですね、総合計画ですか。それを見ると、136ページ、138ページに出ておりますが、賃貸住宅の整備というの、令和7年に35軒、令和12年には35軒というのはあまり造るつもりはない。なお、分譲住宅地の整備については、令和7年に25軒、それを令和12年には40軒、分譲住宅地を整備すると、そういうふうな計画も町の総合計画には出ているということでございます。今、町営住宅が183戸ある。それから、ちょっとこれは状況が変わってきましたけど、ビレッジハウス、雇用促進住宅って言われとんが80戸あると思います。これ何戸空いてるんか、ちょっと分からないんですけど。それもあの中で、ある程度はやはり今までをずっと続けるということは無理かもしれませんけど、そういう町営住宅をある程度保存しながら、住宅政策を取り組んでいくべきじゃ、町として低家賃の住宅を保存していくべきじゃないかと、そのように思います。ぜひその点で御答弁をお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（山本泰正君） 都市建設課長 西本君。

○都市建設課長（西本幸司君） 失礼いたします。

それでは、西中議員の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の老朽化した住宅を廃止して分譲地を開発しようとしている、本当に可能かについてでございますが、現在宮田分譲地、朝日分譲地につきましては、御承知のとおり、それぞれ予算を議決いただき、事業を進めているところでございます。

宮田分譲地でございますが、前年度に測量設計を終え、本年10月末の完成を目指して工事を発注していく予定でございます。当該用地は既に建物はなく、更地の状態の現状でございます、計画といたしまして18区画で1区画75坪前後、総宅地面積約4,500平米を計画しておるところでございます。

朝日分譲地でございますが、本年度測量設計を予定しております。レイアウトはできておりませんが、面積として約3,600平米を予定しているところでございます。居住者の方は7世帯ございましたが、全ての方に丁

解をいただき、6月末をめどに順次引っ越しをしていただいているところでございます。今後宮田分譲地、朝日分譲地につきましては、様々な方向から進めていきたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

次に、2点目の本来は町が低家賃の住宅を維持していくのが筋ではないか、住宅政策をについてでございますが、空き家政策対象戸数を除き、現在受入れ可能な町営住宅は119戸あり、そのうち111戸、入居しておりますところでございます。平成以降に建築した町営住宅につきましては、その都度修繕をし、長寿命化を図り、低家賃の住宅を供給していく考えであります。世帯数に対する公営住宅比率が高いこともあり、耐用年数が過ぎた住宅につきましては新規募集をせず、跡地利用につきましても今後慎重に検討していきたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上、西中議員への答弁とさせていただきます。

○議長（山本泰正君） 8番 西中君。

○8番（西中純一君） 再質問します。

今、町営住宅が119戸あって、そのうち111戸が入居されているということでございますかね。だから、その点については、もう修理しながら、あと耐用年数がどれぐらいあるんか知りませんが、耐用年数も教えてほしいですけど、管理していきたいと。ただ、朝日団地、宮田団地については、朝日はまだ区画は分かりませんが、宮田が18区画ですから、恐らく7、あるいは10か、その辺のことを考えているんだろうと思います。以上、そういうふうな方向なんですか、もう一遍ちょっとそこをお願いします。

○議長（山本泰正君） 都市建設課長 西本君。

○都市建設課長（西本幸司君） 失礼いたします。

住宅のほうで入居可能な戸数が119戸で、現在御入居いただいておりますのが111戸です。それと、平成以降の建物を全て修繕をかけながら長寿命化を図っていくということでございまして、平成以降の建物でございますので、法定耐用年数にはまだ達しておりませんので、十分住宅としての機能を果たすという考えであります。

それと、朝日につきましては、測量設計を入れて今後進めてまいりたいと思っております。宮田につきましても、順次発注していきたいと思っておりますので、御理解をよろしくをお願いいたします。

○議長（山本泰正君） 8番 西中君。

○8番（西中純一君） 分かりました。

十分ではないとしても、今の宮田だとか、現在ある住宅については維持していくと。本当言うと、佐伯地域の住宅についてもかなり老朽化してるんで、それをどこまで、どうするのか、もうちょっとリフォームということも考えていかなきゃならない場面が出てくるんだろうと思うんですけど、ぜひともそういう、ある程度低家賃の住宅を維持する形で住宅政策というものを持っていていただきたいというふうに思っております。

宮田でも3階建てありますね。あの隣を売却しようとしたことがありましたけど、それはまだ売却できてないですよ。だから、もちろん何軒か入るかとは思いますが、そう簡単に、今の経済状況でございますから、思うように建設が進むかどうかは、それはなかなか厳しい面もあるというふうに思っている、民間の方が結構今やられているということもあるんでね。ぜひとも低家賃の住宅を維持していくということを、県営住宅の存続についても何度か手を入れながらいていただきたいなというふうに思っております。ぜひよろしく申し上げます。

次の質問に行かせていただきたいと思います。

3番目が、学校給食の公会計化と無償化をということでございます。

今年度から山形県の寒河江市というところで、新たに学校給食の無償化を実施いたしております。赤磐市と同じぐらいの町でございまして、この新聞を、さがえ民報というのを見ますと、小・中学校が1億9,000万円ぐらい、それから幼稚園が5,000万円ぐらい、幼稚園の副食費ですか、無料化ということで。合わせて2億

4, 000万円ぐらいの新たな支出ということで、これをやられているというふうなことが出ておりました。また、近隣では鳥取県の大山町が、去年コロナ禍の中で大変だということで無料化をしている。今年も継続しようということを決めたということも聞いております。それから、近隣ではもう一つ、相生市がその無償化をやっているというふうなことでございます。

それから、公会計というのでございますが、公会計っていうのは久米南町がたしかやってると思います。要するに和気町の一つの会計ということなので、役場へ給食費を納めてもらえば、学校の先生方がそういう集金とか、しなくてもいいということで、負担軽減になるのではないかなと思っております。学校給食というのは今の寒河江市とも近くの山形県の鶴岡市で欠食児童、いわゆる御飯が食べれない子供を救うべきじゃないかということで、学校給食というのを始めたというふうに聞いております。

ぜひとも今コロナ禍で、先ほど同僚議員も言われましたけど、シングルマザーとか、いろいろ困窮する世帯もいらっしゃるということで、そういう家庭の手助けにもなりますし、和気町の移住者を増やしていこうということとは今までずっとやっている、最近やっているわけでございます。そういうことのためにも学校給食の無償化をやるべきじゃないかなって、たしか以前聞いたときには六千何百万円ぐらいで、小・中学校の学校給食が無料にできると聞いております。ぜひともそれが実現できますように、御検討のほうよろしくお願ひしたいと思っております。ぜひお願ひいたします。

○議長（山本泰正君） 教育次長 万代君。

○教育次長（万代 明君） 失礼いたします。

それでは、西中議員の質問に回答をさせていただきます。

まず、学校給食の公会計化についてですが、令和元年7月に文部科学省において地方公共団体における学校給食費の公会計化を促進し、保護者からの学校給食費の徴収管理業務を地方公共団体自らの業務として行うことにより、公立学校における学校給食費の徴収、管理に係る教員の業務負担を軽減することなどを目的に、学校給食費徴収管理に関するガイドラインが作成されております。県内では、鏡野町、久米南町、真庭市が既に取り組んでおり、新見市と津山市も取組に向け、検討していると聞いております。

当町では、学校給食費に関する事務のうち、大半の事務は各学校の事務職員と教職員業務負担軽減のために配置した業務アシスタントが担っており、現金ではなく金融機関での自動引き落としにより処理され、現状では滞納がないと聞いておりますが、年度中途では口座から残高不足により入金がない場合等は担任の教員や教頭が対応するなど、苦慮するとの声も聞いております。

ガイドラインによりますと、公会計化を行うことで教員の負担軽減、保護者が納付できる金融機関が増える、滞納者への対応について税等の他の債権も含めて一元的に管理が可能、給食費の管理において透明性が図れるといったことがメリットとして挙げられております。しかしながら、これまでなかった報告事務の発生や未納保護者との信頼関係に基づく徴収折衝がなくなるなどの課題もあります。また、納付書の発行等、新たな業務への対応や、管理する業務システムなどが必要となりますので、費用、効果等も含め、早期導入に向け、調査研究を進めているところでございます。今後は給食運営委員会等の関係機関とも協議しながら、実施に向け、進めてまいりたいと考えております。

次に、給食費の無償化についてですが、現在小学生では1食290円、中学生では1食340円の食材費を給食費として頂いております。年間で小・中学生合わせて約5,000万円です。給食を作るための人件費、光熱水費等は公費で支出をしており、安心・安全な給食を安価に提供できていると考えております。また、所得の少ない方には、就学援助として給食費の扶助も実施しております。よって、現段階では給食費の助成は考えていないのが現状でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山本泰正君） 8番 西中君。

○8番（西中純一君） この辺は、もう最後は言うても政治決着というか、町長がそういうふうな考えを変えていただければ、それはできると思います。来年は選挙があるようでございます。ぜひとも隣の備前市の新しくなられた市長は、たしか学校給食無料化を言われて、前回なられたときもちょっと議会の同意が得られなくて、実際には給食無料化はできなかったようでございますが、そういう状況でございます。

それから、もっと大きいところへ行きますと、明石市がたしか学校給食、どこまでだったかちょっと覚えてないんですが、小学校だけだか小・中か、ちょっと覚えてない。ちょっとこれは、10億円って言ったか、相当な額なんでございますが、これを実行しようというふうな動きも出てきているやに聞いております。ぜひとも和気町のもっとそういうシティプロモーションというか、そういう宣伝もされるわけございまして、義務教育は本来無償化というふうなたてりでございます。たしか、憲法でうたわれていたと思います。ぜひとも今後そういう点について御検討をよろしくお願ひしたいので、ぜひ町長の御答弁をお願ひいたします。

○議長（山本泰正君） 町長 草加君。

○町長（草加信義君） 小・中学校の給食費の無償化っていうことでございますが、備前市がこの前、まだはつきり市長のほうから指示は出てないというふう聞いておりますが、第3子以上は無償化というような方向性を公約で出されたようなふうでございますが、まだ実施には至っていないというふう聞いておるところでございます。学校給食っていうのは、児童・生徒の健全な発達に資するものでありまして、非常に重要なことだということ、私も十分認識はいたしております。

ただ、県内でも無償化に踏み切っておる自治体も二、三、ありますが、今の段階で和気町でこれを無償化っていう決断には至っていないというのが事実でございますが、今後検討はさせていただくと。大体5,000万円から6,000万円ぐらい、年間に一般財源を投入していくということになりますので、財政状況等も勘案しながら検討させていただくということで、答弁に代えさせていただきたいと思ひます。

○議長（山本泰正君） 8番 西中君。

○8番（西中純一君） 前向きな答弁だと私は判断しました。

先ほど申しましたように、明石市というところがたしか10億円以上だったと思ったんですけど、相当な額をかけて給食無償化をやるというふうなこともたしか出たと思っております。それから、今鳥取県の大山町もそういうふうなことをやるというふうなことも聞いておりますし、やはり先ほど町長言われたように義務教育、学校給食は教育の一環でございます。和気町は、センターが3つあるわけでございますが、いわゆる直営でまだやっている。きちっとした給食、それから同僚議員からもおいしい給食はやはり有機の無農薬の食材がいいんじゃないかとか、いろいろそういう議論もあります。あるいはもうちょっと言いますと、佐伯地域の学校給食センターがちょっと老朽化しているから、ぜひ途中でよろしくお願ひしたい、直していただきたいとは思っているんですけども、そういう問題もあるわけでございますが、取りあえず学校給食の無償化について、ぜひとも早期に決断をして実施をしていただければ、子供たちも喜びますし、そういう教育に熱心な和気町ということになって、いずれはもっと多くの人移住して下さって、すばらしい教育の町、和気町というふうになるんじゃないかなと思っております。ぜひともよろしくお願ひします。ということで、一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（山本泰正君） これで西中純一君の一般質問を終わります。

以上で、一般質問は全て終了しました。

明日は、午前9時から本会議を再開しますので、出席方よろしくお願ひいたします。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

午前10時12分 散会

令和3年第4回和気町議会会議録（第9日目）

1. 招集日時 令和3年6月16日 午前9時00分
2. 会議の区分 定例会
3. 会議開閉日時 令和3年6月16日 午前9時00分開議 午前10時55分閉会
4. 会議の場所 和気町議会議事堂
5. 出席した議員の番号氏名  
1番 尾崎 智美                      2番 太田 啓補                      3番 從野 勝  
4番 神崎 良一                      5番 山本 稔                        6番 居樹 豊  
7番 万代 哲央                      8番 西中 純一                      9番 安東 哲矢  
10番 当瀬 万享                      11番 山本 泰正
6. 欠席・遅参・早退した議員の番号氏名  
なし
7. 説明のため出席した者の職氏名  
町 長 草 加 信 義                      副 町 長 稲 山 茂  
教 育 長 徳 永 昭 伸                      民生福祉部長 岡 本 芳 克  
総 務 課 長 永 宗 宣 之                      危機管理室長 河 野 憲 一  
財 政 課 長 海 野 均                      まち経営課長 寺 尾 純 一  
税 務 課 長 岡 本 康 彦                      生活環境課長 山 崎 信 行  
健康福祉課長 松 田 明 久                      介護保険課長 井 上 輝 昭  
産業振興課長 新 田 憲 一                      都市建設課長 西 本 幸 司  
上下水道課長 田 村 正 晃                      総務事業課長 久 永 敏 博  
会計管理者 清 水 洋 右                      教 育 次 長 万 代 明  
学校教育課長 國 定 智 子                      社会教育課長 鈴 木 健 治
8. 職務のため出席した者の職氏名  
議会事務局長 則 枝 日出樹

9. 議事日程及び付議事件並びに結果

議事日程	付 議 事 件 等	結 果
日程第 1	議案第 4 6 号 和気町介護保険条例等の一部を改正する条例について	原案可決
	議案第 4 7 号 令和 3 年度和気町一般会計補正予算（第 2 号）について	原案可決
	議案第 4 8 号 物品購入契約の締結について	原案可決
	請願第 1 号 選択的夫婦別姓制度の法制化を進める意見書の提出を求める請願	採択
	請願第 2 号 選択的夫婦別姓制度の法制化に反対する意見書の提出を求める請願書	不採択
	陳情第 1 号 区内の排水路調査研究に要する作成費の早急な予算措置の要望書	趣旨採択
	陳情第 2 号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情	採択
日程第 2	発議第 1 号 和気町議会会議規則の一部を改正する規則について	原案可決
追加日程第 1	発議第 2 号 選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書	原案可決
	発議第 3 号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書	原案可決
日程第 3	議会閉会中の調査研究の申出書について	承認

午前9時00分 開議

(開議の宣告)

○議長(山本泰正君) 皆さん、御苦労さまです。

ただいまの出席議員数は、11名です。

したがって、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

(議事日程の報告)

○議長(山本泰正君) 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。御了承願います。

ここで、6月14日、議会運営委員会を開き、協議した結果について委員長から報告を求めます。

議会運営委員長 山本君。

○議会運営委員長(山本 稔君) 皆さん、おはようございます。

それでは、去る6月14日月曜日、本会議終了後、3階第1会議室において、委員全員、執行部より町長、副町長、総務課長出席の下、議会運営委員会を開催いたしました。その結果を報告いたします。

まず、各常任委員長から付託案件の審査結果の報告がありました。

次に、討論の申出については、請願第1号に反対討論2件、賛成討論2件、請願第2号については賛成討論が1件であります。

次に、和気町議会会議規則の一部改正について、発議第1号として提出することになりましたので、御審議をよろしく願います。

また、閉会中の調査研究の申出について、議会運営委員会、各常任委員会及び各特別委員会から提出されておりますので、本日の議題といたしております。

以上、議会運営委員会の委員長報告といたします。

○議長(山本泰正君) ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長(山本泰正君) 質疑なしと認め、委員長の報告に対する質疑を終わります。

委員長、御苦労さまでした。

(日程第1)

○議長(山本泰正君) 日程第1、議案第46号から議案第48号までの3件及び請願2件及び陳情2件を一括議題とし、各常任委員長に審査結果の報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長に報告を求めます。

総務文教常任委員長 居樹君。

○総務文教常任委員長(居樹 豊君) それでは、総務文教常任委員会の委員長報告をいたします。

令和3年第4回和気町議会定例会におきまして当委員会に付託されました議案3件につきまして、去る6月10日午後1時から、和気町議会議事堂におきまして、委員全員出席、執行部より町長、教育長、各担当課長出席の下、慎重に審査した結果を報告いたします。

議案第47号令和3年度和気町一般会計補正予算(第2号)についてであります。審査の結果、全会一致で原案可決であります。

なお、審査の過程で、次のような質疑、答弁がありました。

委員から、地方創生臨時交付金事業の需用費、修繕料の詳細はどの質疑に対し、音声告知放送システム端末の修繕、町体育館のフローリングの修繕などとの答弁がありました。

また、別の委員から、公民館費の2,700万円については、ソーラーシステムの整備と説明があったが、規



模的に蓄電だけでなく売電も可能なのではとの質疑に対し、能力的には日常の電力をカバーできる程度であるが、天気のよい日に余剰電力ができれば売電も可能となるとの答弁がありました。

また、別の委員から、小・中学校の業務アシスタントの人数はとの質疑に対し、佐伯小及び佐伯中の兼務で1人、和気小、本荘小及び和気中に各1名の合計4人の配置であるとの答弁がありました。

次に、請願第1号選択的夫婦別姓制度の法制化を進める意見書の提出を求める請願についてであります。審査の結果、可否同数となり、委員長裁決により採択といたしました。

なお、審査の過程で、次のような意見がありました。

委員から、現在、総社市と倉敷市だけが結論を出している状況の中で、和気町議会として近隣の状況を見極めてから結論を出すのがいいと思われるので、継続審査をお願いしたいとの意見がありました。また、別の委員から、請願者は和気町議会としての結論をお願いしたいとの意見であるので、今議会において採決すべきではとの意見がありました。また、別の委員から、請願第2号の紹介議員であり、この請願には反対である。夫婦が別姓を選択すると、その子供と親が別姓となり、多大な影響が出ると思われる。日本では差別問題や子供のいじめもあり、この選択的夫婦別姓制度を導入することで子供たちの差別が増えるのではないかと懸念している。子供や大人に対する影響への法制化も進んでいない中、この制度を進めるのは反対であるとの意見がありました。また、別の委員から、選択的夫婦別姓制度を導入すると混乱が生じると思う。日本だけが夫婦同姓であるとの意見だが、他の国でも夫婦同姓はあるし、強制的夫婦別姓の国もある。現在結婚して姓が変わることの不便を解消するため、通称使用の拡大が行われている。結婚して姓が変わることによって不自由があることを戸籍にメスを入れて解消していくのか、戸籍にメスを入れずに通称使用の拡大で実現していくのか。戸籍は日本が世界に誇れる制度で、戸籍が法令のベースになっているので、混乱が生じるのではないかと意見がありました。また、本請願につきましても、別の委員から、和気町議会として和気町民の方から出されている選択的夫婦別姓制度を進める請願を受けるべきでないかと意見がございました。

次に、請願第2号のほうですけれども、選択的夫婦別姓制度の法制化に反対する意見書の提出を求める請願書についてであります。審査の結果、可否同数となり、委員長裁決により不採択といたしました。

以上、総務文教常任委員会の委員長報告といたします。

○議長（山本泰正君） ただいまの委員長報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 質疑なしと認め、委員長報告に対する質疑を終わります。

委員長、御苦労さまでした。

次に、請願第1号選択的夫婦別姓制度の法制化を進める意見書の提出を求める請願についての討論を行います。

反対討論の通告のありました山本 稔君に発言を許可します。

5番 山本君。

○5番（山本 稔君） 私は、選択的夫婦別姓の提出に反対でございます。

選択的夫婦別姓は、選択制だからと言っておられますが、選択する人と選択しない人がばらばらになる状況でございます。そうすると、選んだ人は子供と親の姓が違ってまいります。そういうことができますと、子供の差別が生まれるのが目に見えております。ですから、こういう問題もあるということを入れて、これからそういうことが起こらないような何かいい方法がないか考えて、法制化をするのがいいんじゃないかと思っております。また、男女平等の観点から言いましても、結婚するとどちらの姓を名のるかは自由でございます。そこら辺において、平等というのがなされていないというのはおかしいんじゃないかなと思っております。また、家族制

度が別姓を選んでくると、家族の名前、ファミリーネームですかね、山本家とかというのがなくなってきます。別々です。個人です。個人の名前ということになりまして、家族の名前というのはなくなってくる。そういうふうになっております。ですから、こういうこともありますし、それから現在においては旧姓の使用が認められてきて、いろんなところで旧姓使用ができております。ですから、どうしても別姓をしたいんだということになっているんだと思いますが、そうでなくても社会で通称で皆さんが認められるようになると、別に問題がないんじゃないかと私は考えております。

明治以降、明治の新しい政府でこういう同姓になったわけですが、最初は別姓だったそうです。ですが、庶民のほうから同姓のほうがいいということで、同姓ということで法律が決まったそうでございます。それから、明治からずっと今まで伝わってきた文化というのがここで決まると、別姓になりますと、そういう文化、ファミリーネームとかというのが崩れてきまして、そういう文化もだんだんなくなってくる。よその国では、名字がない国もあります。それから、並列して名字を書いている国もあります。いろんな国があると。それが自由でいいんじゃないかと。日本も、だからそれに、よそがしているところをまねて、そこに合わせなければいけないということはない。ですから、今、早く国会のほうに法制化を進めるというのをもっと考えていただいて、もっと皆さんが幸せになれる法律を考えて法律の原案を提出していただいて、それを論議するというのをやっていただきたいと思いますので、今早急な法制化を進めるというのは反対であります。

○議長（山本泰正君） 次に、賛成討論の通告のありました神崎君に発言を許可します。

4番 神崎君。

○4番（神崎良一君） 請願第1号選択的夫婦別姓制度の法制化を進める意見書の提出を求める請願について、次の5点の理由で賛成いたしますので、討論させていただきます。

まず1点目、現在の制度は、夫婦どちらかの姓を義務づけていることに対して、今回の意見書は、同姓にするのもよし、別姓にするのもよいという選択制であり、個々の事情に対応できる合理的な制度である、このように考えています。

2番目、選択的夫婦別姓制度の法制化により、長年望まぬ改姓、事実婚、また通称等の不利に今まで苦しんできた方が多々ある、このように聞いておりますので、そういう方々が開放されること。言い換えれば、現代のような複雑また多様化した今日の婚姻関係にぴったりしているのではないか。今までの制度で通称を使えば、それで現状に対応できるという方のことをおっしゃっていますが、現在の法律に例外を設けたり、それを通称でやれば、それで事足りるということ自身が、法律であることの根本的な意味を疑います。明治時代にできた制度を今も適用するというのは、現代の社会のいろんな複雑な環境といえますか、個々の皆様方の生活を本当に補完、担保しているのかと非常に疑問を感じます。通称で行けるからいいんじゃないかということの考え方自身が、法律の在り方に対して問題を提起していると強く思います。

3番目、インターネット等で見てみると、夫婦選択的別姓制度の法制化にたくさんの意見が見られます。インターネットですので、SNS等で、根拠のあるなしがありますが、ただ多いかどうかというようなところとか、いつ頃からこんな話が出たのかということになってみますと、ある程度そこらうかがい知り得るものがあるので、参考にさせてもらいました。やはり別姓であったほうがよいという方の意見が多いということと、その意見が二十数年、25年ぐらい前ですか、国のほうでも審議されて、それからずっとたなざらしというか、そのまま来ていたという現状。その原因もしっかりとつぶさに見る必要がありますが、ただ人々の意見、考え方がそうであるという事実は曲げることはできません。そういう問題があつて苦しんでおられた方々がずっと何十年間かあったというのも事実ですので、そこらあたりに光を当てていくというのは大事なことでないでしょうか。

4点目、法制化を反対する理由として、家族の絆や一体感を危うくしてしまうとの御指摘もある。また、子供の差別にもつながるといったようなことも聞きますが、現段階で、核家族が進んだのは昭和の高度経済成長期で

あります。それが平成、令和と来て、今や私の周りには独居老人なるものが多々おられます。そういう中で家族制度が維持されているというのも、はたまたどうかと思いますし、そういうお一人で住まれている方が、息子さんや娘さんが都会で元気にされているにもかかわらず、地方に帰ってこれないという現実もあります。これが、現代の世界でございます。また、離婚率も2000年代に入って高い水準がずっと続いております。そういう中であって、夫婦別姓にすることが家族の絆や一体感を危うくするというのは、到底考えづらい。現代がそうなっておるといふうにさえ思います。

最後に5点目、自分の姓、特に名字を結婚まで使用して愛着を感じてきたこと、また自分自身の固有の生き方や価値観を感じてその姓を使ってこられた方、こういう方が結婚という事情にもかかわらず、一生それを使っていきたいと願うことは、人として生まれた以上自然な願いであり、そう思うことを、別姓にするのは駄目だ、どちらかの姓に固めなさいというのは、非常につらいものがあるなど個人的には思います。

以上のような観点から、この請願に強く賛成するものです。

○議長（山本泰正君） 次に、反対討論の通告のありました尾崎君に発言を許可します。

1番 尾崎君。

○1番（尾崎智美君） 討論の機会をいただき、ありがとうございました。選択的夫婦別姓制度の法制化に反対の立場から討論させていただきます。

一口に反対といいますが、細かいところの意見の差異はありますが、大きく推進か反対かと言うならば、反対と御理解ください。

前置きになりますが、名字や姓のことを法律上の用語としては、氏と書いて「氏」としています。口頭での討論なので、改姓と言うと名字を変えるほうか法律を改めるほうか混乱しますので、同音異義語対策として「うじ」と言ったり「し」と言ったり、「姓」と言ったりすることを御了承願います。同様に、選択的夫婦別姓制度の法制化を推進する側のことを推進派と言ったりすることも御了承願います。

選択的夫婦別姓を推し進める側は、姓を変える側が職業上や生活上の不利益を被ることを解決したいと考えておられると思います。私も全く同感です。推進派の方も安心してください。対立するものではありません。ただ、目指すところは推進派と同じですが、手段は違います。推進派は、現行の戸籍制度にメスを入れることによって、それを達成しようとする主張です。しかし、私は、戸籍制度にはメスを入れず、婚姻前の名字の通称使用を広めることによって問題解決を図るほうがよいと考えています。今回提出されている請願第2号も、選択的であっても夫婦別姓は認めないとの主張のように誤解されがちですが、内容を読めば、旧姓の通称使用を拡大することによって不便を解消するとの主張であり、私の考えと一致します。裏返せば、請願第2号に反対する側は、通称使用の拡大よりも、民法や戸籍を変えることのほうがメリットが大きいことを反対討論で示すべきだと私は考えます。

今年の4月1日、婚姻前の氏の通称使用の拡大と周知を促すための議員連盟が発足しました。私は、これを支持します。既に、身分証などに使用するマイナンバーカード、パスポート、免許証、住民票、印鑑証明は、戸籍氏と旧氏の併記が可能になっています。医師や看護師などの師業や、侍業とも言われる弁護士や税理士などの国家資格の士業のほとんどで、免許への旧氏併記や旧氏使用が可能となっています。それに倣って、婚姻前の旧姓を通称として使用できる措置を国、地方公共団体、公私の団体、事業者が義務づければ、不便はなくなります。そのため、婚姻前の氏の通称使用に関する法律案も準備されています。つまり、戸籍制度にまで手をつけなくても、不便の多くは解消されるように既になっています。それを周知、拡大していけばいいと考えます。

反対派は日本の戸籍が破壊されると主張し、推進派は日本の伝統ではないと主張します。夫婦同姓は、明治31年の民法制定以後、全国に普及しました。そう考えると、伝統というほど昔からではありません。そもそも姓は日本固有の文化ではなく、中国からの輸入文化だと推進派は言います。しかし、戸籍制度については、飛鳥時

代の645年の大化の改新で戸籍が制度化され、670年に庚午年籍と呼ばれる制度がつくられたのが始まりです。これが日本で最初につくられた、整った形での全国的な戸籍とされています。もちろん、それは現代の戸籍とは随分違ったものですが、ルーツをたどれば歴史あるものだと言えますし、1,000年以上前のものなので、伝統と言って差し支えないでしょう。そもそも戸籍とは、人の出生から死亡に至るまでの親族関係を登録し、公証するものです。親子2代までが1つの戸籍に入り、結婚、離婚、子の誕生といった人間関係が記録されています。海外の多くの国では、個人の情報は管理されていますが、人間関係までは記録されていないのが普通のようなのです。そのため、戸籍によって婚姻関係や親子関係が明確になります。韓国では、2007年に戸籍が撤廃されました。欧米では、個人を管理する仕組み、アメリカではソーシャルセキュリティーナンバーはありますが、戸籍のようなものはありません。私は、日本の戸籍制度は長い伝統もあり、世界に誇れるものだと思います。先祖が遡れ、住戸のチェックなども容易であることなど、優れている点があります。加えて行政の基盤となっていて、これを変えると様々な法律に影響するようです。

御存じのように憲法改正に関しては、保守派の大部分は推進派で、リベラル層の大部分は合憲派です。ですが、夫婦別姓に関しては、リベラル陣営が推進側です。現行の日本国憲法が時代に合っているか、合っていないかではなく、憲法の条文を一言一句変えさせたくない、リベラル派の本音はそこのところにあります。少しでも憲法の条文が変えられると、それが蟻の一穴になり、憲法がどんどん変えられることを恐れているとのことです。それと同様に、選択的夫婦別姓に反対する保守派の本音の中には、これを一里塚として、戸籍制度が破壊されてしまうのではないかという懸念があるようです。それもあってか、私から見ても、別姓反対派の主張の中には無理筋のようなものがあるように思います。

本来、こうした内容は国会で取り扱う内容であり……。

○議長（山本泰正君） 尾崎君、要旨を簡潔にお願いいたします。

○1番（尾崎智美君） 準備していたのが、なかなかアドリブでは難しいんですが。

○議長（山本泰正君） 反対討論ですから、そのあたりは趣旨をわきまえてよろしく申し上げます。

○1番（尾崎智美君） 内容ですか。はい。ちょっと省略しまして。

リベラル対保守の論争のようにも思います。

我が国には、スパイ防止法がありませんので、スパイ天国と言われ、多くの敵国スパイが工作活動をしています。選択的夫婦別姓を推進している人の多くは、名字が変わることによっての不便を解消してあげたいという親切心からの活動かとは思いますが、しかし、外国のスパイが日本の弱体化、日本の混乱、日本の戸籍制度の破壊をもくろんで、別姓推進派活動をしていると考える別姓反対派も少なくないようです。日本に敵対する国にとって、戸籍制度が破壊されることは望ましいことです。工作員は背乗りしやすくなり、活動しやすくなります。背乗りとは、工作員などが正体を隠すために日本人の戸籍や身分を乗っ取って、その人物に成り済ますことです。西洋人の犯罪の場合、報道でアンダーソン容疑者といったように片仮名で名前を書かれますので、その容疑者は外国人なんだなとすぐ分かりますが、在日韓国人などが逮捕された場合、テレビ報道でも実名ではなく、日本人と区別がつかない通名で報道される場合が多いようです。それを隠れみのに、犯罪を犯すために通名を何十回と変えた在日韓国人もいました。2013年に在日外国人の通名変更を制限する通達がなされるまで、外国人登録証の通名変更が容易だったために、これを悪用して名前の違う健康保険証を何十枚も取得する在日韓国人もいました。

戸籍制度を守り、特定の国の外国人に日本人以上の特権を与えないようにすることは、治安上の問題、国防上の問題にもつながっていると私は思います。同様に考えている保守派、別姓反対派も少なくないと思います。工作活動の手段としては、お金で買収したり、ハニートラップを仕掛けたり、弱みを握って脅したりという方法がありますが、美しい理想論のように見せかけて、実は工作員側に有利な方向に世論を持っていくという世

論工作もあります。一旦それが成功すると、放っておいても自分の意思で職員側に有利な方向に熱心に活動し続けてくれます。活動資金も自分で捻出してくれますし、仲間を増やしてくれたりもします。実に安上がりです。効率的です。私が職員なら、この工作活動に最も力を入れます。職員は、善良で純真な人に対して基本的人権、平和、戦争反対などの美しい理想論を語り、そのための活動をしようと働きかけますが、結局は日本の弱体化を狙っているのです。安保法制とか戦争法と呼ばれる平和安全法制も、アメリカ、イギリス、フランス、ドイツなど、民主主義国が賛同する中、独裁国家である中国や北朝鮮は反対していました。放送法遵守を求める視聴者の会の調査によると、世論が割れている中、ほぼ全てのテレビ局で反対派の論調に偏った報道をしています。例えば、テレビ朝日の報道ステーションでは、時間比で95%を反対意見に使い、賛成意見はほんの紹介程度の5%でした。銃弾が飛び交うのが戦争だという認識は、もはや古過ぎます。職員らは、彼らに都合のよい歴史認識を日本に広める歴史戦、都合のよい法律を通そうとする法律戦、マスメディアを利用して世論を有利なほうに動かすメディア戦など、多岐にわたる攻撃を仕掛けてきています。それを超限戦といいます。

若干タブーに切り込んだような話になりましたが、ここからはそういったことを抜きにして、純粋になぜ選択的夫婦別姓制度の法制化に反対なのかを述べていきます。できるだけ推進派の主張の全てに反論したいと思いますので、若干長くなりますが、請願第2号の賛成討論はいたしませんので、御了承いただければと思います。

推進派は、夫婦別姓では解決しない問題があることにお気づきでしょうか。和気太郎さんと佐伯花子さんが結婚を考えているとします。そして、どちらもできれば姓を変えたくないと思えます。これだけだと、夫婦別姓で解決すると思われがちです。しかし、佐伯花子さんは、将来生まれる子供も含めて家族全員が同じ名字がいいと考え、和気太郎さんは子供の名字にはこだわらないと考えていた場合、佐伯花子さんの側が妥協して和気姓に変えざるを得なくなるでしょう。つまり、夫婦は互いに別姓でもよいと考えており、かつ子供の姓にもこだわらないというカップルであれば、自分の姓が変わることと家族の姓がばらばらになることを比較したときに、後者が重要だと思う場合は、そう思うほうが姓を変えざるを得なくなります。しかし、通称使用の拡大ですと、戸籍上は和気姓にして、子供も和気姓を名のり、佐伯さんは通称で働けば特に問題ないはずですが。別姓が可能になった場合、それを逆に利用されるケースも考えられます。富豪院 豊さんと平山並子さんが婚約し、並子さんは富豪院の姓になることを願っているとします。しかし、豊さんの母親がこう言う可能性があります。婚姻は両性の合意でのみ成立ですから反対しませんが、あなたのような庶民の娘さんが由緒正しい富豪院家の姓を名のることはありません、夫婦別姓が選択できるんですから、並子さんは平山姓のままで結婚してください、そして子供は富豪院の姓を名のらせません。その場合、並子さんは豊さんと結婚しても、豊さんの親族からはずっと家族として受け入れられないようなことになるでしょう。そのようなドラマのようなことは起きないと一笑に付されるかもしれませんが、様々なケースを考えておくべきで、選択制だから誰も困らないというのは早計な判断ではないでしょうか。

推進派のメインの主張は、これではないでしょうか。夫婦同姓を希望する人には何も影響がないんだから、他人が別姓にする自由は認めてあげるべき、自由度が高まるんだから何も問題ないだろう、そう考える人に対して、幾つか尋ねたいと思います。

1、一夫多妻や重婚に関して、日本でその制度を導入したほうが良いと思いますか。2、近親婚、例えば血のつながったきょうだいで結婚を認めてもいいと思いますか。3、ヤマダカズコさんがサトウさんとの結婚を機に、名字をサトウでもヤマダでもないシラトリにしたい、ついでにカズコも変えて、おしゃれな名前のシラトリレイコにしたいと言った場合、それを認めたほうが良いと思いますか。夫婦別姓に賛同的な人も、そこまで行くと、いや、ちょっと待ってと言う人が多いと思います。私はイスラム教に改宗した、だから一夫多妻制を認めてくれ、選択的だからいいだろう、今までどおり一夫一妻が良い人はそのままいいんだから、誰にも迷惑をかけないだろうと言われたとき、選択的だから問題ないと主張する人は、それに対してどういうロジックで反対する

のでしょうか。私たちは、兄と妹だけど愛し合ってるんだ、みんなにそうしろとは言わないから、選択的に認めてくれと言われたらどうでしょうか。認めないのは人権侵害だぞと言われたら、どうでしょうか。一生同じ名前を使いたい人の権利は侵害しないから、選択的に自由な改名を認めてくれと言ったらどうしますか。海外ではミドルネームが認められているんだから、日本でも認めるとか、人名漢字からしか名前が選べないのは人権侵害だ、それ以外の漢字も認めろ、何ならシャープやびっくりマークなどの記号も名前として認めろという人に対してはどうでしょうか。私たちは、ネットの世界では自由にハンドルネームを名のることができます。記号も使います。芸名でも、つのだひろさんは間に星が入りますし、ダイヤモンドユカイさんも間に六芒星が入ります。パソコン入力で変換するのは面倒ですが、ありでしょう。しかし、それを戸籍にまで広げるとなると、勘弁してもらいたいと思います。私たちは、人名で使える漢字を人名漢字として制限しています。自由を制限なく認めると、社会が混乱します。社会の混乱を抑えるための制限と、人々の利便性を高める制限解除とのちょうどいいバランスを考慮して決めたのが、人名漢字です。名前の漢字とその読みが乖離した、いわゆるきらきらネームというのがありますが、それも行き過ぎると本人も周囲も不便な思いをすることがあります。きらきらネームの例として、七音、7つの音と書いてドレミとか、黄色の熊、黄熊と書いてプーといったものがあるそうです。何でもかんでも自由度が高いほうがいいとは言いません。そう考えてみれば、戸籍をいじるよりも通称使用を拡大させたほうが、さほど弊害なく混乱もなく、自由度が高く、選択肢は広がると思います。選択肢は多いほうがいい、自由度は高いほうがいいと考える人に向けて、必ずしも……。信号機も、自動車を制限するために赤信号をつuckingしているのではなく、みんながスムーズに安全に目的地に到着できるようにと赤信号があるのです。制限には、それなりの合理性がある場合が多いのです。やたらと自由にしろと言うことで、むしろ混乱が生じます。私たちの……。

○議長（山本泰正君） 尾崎君。この討論は、事件に対する賛成または反対の表明ですので、自己発言の繰り返しは控えていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○1番（尾崎智美君） 私たちの戸籍も同様です。生まれた男の子にユイと名づけたり、女の子にゲンと名づけることは、恐らく違法ではなく、可能だと思います。しかし、名前で性別が推測できたり、名字で家族関係が推測できることは、多くの人にとって便利なことだと思います。親子の名字が同じ場合もあるし、違う場合もあるとなれば、混乱も生じるでしょう。同姓を選択する人にも影響が出ます。災害時などは、それによる身元の確認の遅れといった不幸な事態もないとは言いきれません。

私の戸籍の名字は、たつききと呼ばれるほうの「尾崎」です。ですが、子供の頃からずっと学校で習うほうの「崎」を使っていました。そのことを知ったのは、小学校の高学年ぐらいだったと思います。それで、何ら不便も問題もありませんでした。運転免許証も、私が通常どおり使っているほう、つまり戸籍どおりではないほうの「崎」になっています。名前のほうは「ともよし」ですが、漢字で書くと「智美」なので、文字だけで判断すると女性と勘違いされる名前です。私は、自分の名前が嫌いではありませんが、女性と間違えられるので、不便なこともありました。FOS少年団でキャンプに行ったとき、一人だけ女の子のグループに入っていたこともありましたが。私は一時期、自営業用の名刺に、「ともよし」とも読める別の漢字を当てていた時期がありました。お客さんが、名刺から女性だと勘違いされることを避けるためでした。そうするに当たって、役所に届出を出したということはありません。戸籍をいじらずとも、通称の使用の運用で問題ないと思います。

推進派は、夫婦が同じ氏であることを強制しているのは日本だけだと主張します。議論の際に、他国との比較がしばしば行われます。それは参考にはなりますが、推進の理由にはなりません。もし、夫婦同姓は日本だけだから選択制にすべきという理由、理屈なら、軍隊を持たない国は日本ぐらいだから、日本も軍隊を持つべきだ、一度も憲法を改正していない国も日本だけです。ならば、憲法を改正すべきだということになります。推進派の方々は、それらには賛同するのでしょうか。諸外国の事例を参考にするのは有益ですが、自分の都合のよい主張

をするときだけに外国の事例を持ち出し、逆の場合は無視するなら、それは御都合主義でダブルスタンダードです。

夫婦が同じ姓であることを強制しているのは日本だけとの主張の背後には、日本は考え方が古い、時代遅れだとの気持ちが見え隠れします。推進派は、現在の状況を強制的夫婦別姓制度だと言ったりします。お隣の韓国、北朝鮮、中国はどうでしょうか。女性は、結婚しても姓は変わりません。変わらないのではなく、変えられないのです。子供は、父親の姓を名のります。つまり、家族の中でお母さんだけ名字が違うのです。父親がはっきりしない子供の場合などを除いて、そうです。だから、家族の一体感がないとは言いませんが、お母さんとけんかをしたときに、一人だけ名字が違う人というような言い方をするのは、韓国人あるあるです。それこそ、強制的夫婦別姓制度です。我が国の場合、女性が姓を変えるのは大多数だから、男女平等ではないと主張しますが、韓国、北朝鮮、中国では父親が母親の姓を名のることも、子供が母親の姓を名のることもできないですから、それらの国々のほうがジェンダー平等とは程遠い社会制度だと言えます。別姓推進派は、夫婦が別姓だからといって一体感がなくなるということはない、同姓でも仲の悪い夫婦は存在するし、別姓でも仲のよい夫婦は存在する、姓は関係ないと主張します。それに関しては、私も反論いたしません。反対派の言わんとするところは理解できます。スポーツなどでも、何とかジャパンとかチーム何々と言うと、一体感があるような気がします。戸籍における氏は、その役割を果たしているとも言えます。婚姻によって子供が独立して、新しい戸籍が誕生し、その戸籍に入るといふ人は、一つの氏のワンチームになるのです。尾崎家は、チーム尾崎とも言えるのです。

推進派は、しばしば同姓を選択するには何も影響がないと言いますが、影響は大いにあります。これまでの戸籍の姓が、あたかもチーム名のような意味合いであったものが、単なる個人の名前の上半分という意味合いになります。戸籍における氏の意味合いが根本から変わりますので、同姓を選択する人にとっても大きな影響があります。推進派の同姓か別姓かで家族の一体感は計れないという主張は認めつつ、家族としてのチーム名とも言えるファミリーネームが失われることに対して、同姓を選択する人には影響がないとの意見には賛同できません。推進派が、名前が変わることによる苦痛を理解してくれと言ったりしますが、同様にファミリーネームが失われることによる苦痛にも配慮していただきたいと思います。ファミリーネームが失われると、戸籍が家族単位でつくられる意味合いが薄れてきます。個人は、ばらばらの戸籍に向かっていくかもしれません。姓が変わるのは不便だという声が上がると、肯定的な意見も多く聞かれます。

平成29年の内閣府による家族法制に関する世論調査を紹介します。婚姻によって自分の名字が相手の名字になった場合、どのような感じを持つと思うかということ聞いたところ、最も多かったのが、名字が変わったことで新たな人生が始まるような喜びを感じると思うが42%でした。次いで、相手と一体となったような喜びを感じると思うが31%です。これは、複数回答であることは補足しておきます。統計の数字は、印象操作に使われる場合があります。うかうかすると、ついだまされてしまいます。推進派は、96%もの女性が姓を変えているから不平等だと主張します。うっかりしていると、96%の女性が不満に思い、不利益を被っていると錯覚してしまいます。一見正しそうに見えますが、統計の取り方として間違っていると私は思います。

(4番 神崎良一君「議長」の声あり)

○議長(山本泰正君) ここで暫時休憩とします。

午前9時46分 休憩

午前9時47分 再開

○議長(山本泰正君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

1番 尾崎君。

○1番(尾崎智美君) 反対討論として、具体的な反対のことを多々用意してありましたが、そういった指導もありますので、またそれは、この議会では言わずに、まとめに入ります。

主張として、改姓による不利益を解消する手段としては、戸籍や民法をいじらなくても、通称の拡大使用を促進するほうがよいと結論づけます。それで、ほぼ問題が解決すると思われま。逆に、戸籍や民法にまで踏み込むことは、多くのトラブルを生じさせることにつながりますし、別姓を希望する以外の人には影響はないというのは間違いだと思います。よって、本請願には反対いたします。

長時間にわたり、ありがとうございました。いろいろ御迷惑をかけたこともありまして、おわびいたします。これで終わります。

○議長（山本泰正君） 次に、賛成討論の通告のありました太田君に発言を許可します。

2番 太田君。

○2番（太田啓補君） それでは、請願第1号選択的夫婦別姓制度の法制化を進める意見書の提出を求める請願への賛成討論をさせていただきたいと思ひます。

選択的夫婦別姓制度とは、夫婦は同じ姓を名のるという現在の義務的的制度に加えて、希望する夫婦が結婚後にそれぞれの結婚前の姓を名のることを認めるという制度です。言うまでもなく、全ての夫婦が別々の姓を名のらなければならないということではありません。選択的的制度なので、これまでと同じように夫婦が同じ姓を名のりたい場合にはそれで構わないし、夫婦が別々の姓を名のることを希望した場合には、別々の姓を名のることもできることにしようと、至って民主的かつ平等な制度だと思います。

選択的夫婦別姓制度のメリットとして、ジェンダー平等の促進が言われています。これまでは、結婚したら女性側が姓を変えるのが一般的とされてきましたが、女性が合わせるべきという固定観念がなくなることで、どちらか一方だけが不利益を被る必要がなくなり、ジェンダー平等が促進されると考えられます。また、結婚のしやすさ、結婚に対する障壁が下がるというふうに思ひます。これまで名のってきた姓を別のものへと変えることは、自分の一部を失うという意味で、とても大きな覚悟が必要だと思います。また、姓を変えらると、戸籍や免許証や銀行口座など、様々な変更手続が必要になりますし、抱える負担も大きいと思ひます。しかし、結婚に伴い、強制的に姓を変えなくてもよくなれば、結婚に対する障壁が下がり、姓の変更を理由にして結婚をちゅうちょする必要がなくなります。この制度のメリットは、ほかにも多く指摘されていますけれども、本町に置き換えてみますと、今年作成をされました第2次和気町総合計画では、SDGsの推進をうたっています。そのSDGsが掲げる17項目の5番目に、ジェンダー平等を実現しようということがうたわれています。先ほど述べたとおり、選択的夫婦別姓制度のメリットと言われるジェンダー平等の思想が確立をされ、本町においても総合計画を推し進めていく上で重要な課題だと思います。さらに言うならば、先ほどの委員長報告では、強制的夫婦同姓制を取っているのは日本以外にもあるというような意見があったと報告をされましたけれども、2018年には、法務省民事局長が衆議院法務委員会の中で、婚姻後に夫婦のいずれかの氏を選択しなければならない夫婦同氏制を採用している国は、法務省の把握している限りで日本のみと説明しているとおり、国際社会の中では特異な制度であると言えるのではないのでしょうか。また、1979年に国連において、女性に対する差別の根絶を目的とした女性差別撤廃条約が締結され、日本においても1985年に批准をされています。国連から、再三夫婦同姓などの撤廃を求める勧告もされているところです。

以上の観点から、私は選択的夫婦別姓制度の法制化を進める意見書の提出を求める請願については、賛成を表明させていただき、ぜひとも皆様に採択をお願いしたいと思ひます。

○議長（山本泰正君） これで討論を終わります。

これから、請願第1号選択的夫婦別姓制度の法制化を進める意見書の提出を求める請願についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

請願第1号に対する委員長の報告は、採択であります。請願第1号は、委員長の報告のとおり決定することに



賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（山本泰正君） 起立多数です。

したがって請願第1号は、委員長の報告のとおり採択とすることに決定されました。

次に、請願第2号選択的夫婦別姓制度の法制化に反対する意見書の提出を求める請願書についての討論を行います。

賛成討論の通告のありました山本 稔君に発言を許可します。

5番 山本君。

○5番（山本 稔君） 請願第1号は通りましたので、第2号についての討論、やっても意味がないんじゃないと思いますが、私はこの夫婦別姓は必ず子供たちに悪影響があると信じております。大人の自由は確立されますが、子供たちにとっての利益はなくなる。そういうことでいいんでしょうか。ですから、私はこの夫婦別姓の制度を推進することに反対いたしますので、反対のほうに賛成といたします。

○議長（山本泰正君） これで討論を終わります。

これから、請願第2号選択的夫婦別姓制度の法制化に反対する意見書の提出を求める請願書についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

請願第2号に対する委員長の報告は、不採択であります。

ここで念のため申し添えます。

本請願に対する採択を諮るものであり、先ほどの委員長の報告に対する賛成を諮るものではございません。

これから本請願に対する採決を行います。

請願第2号選択的夫婦別姓制度の法制化に反対する意見書の提出を求める請願書については、原案のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（山本泰正君） ありがとうございます。起立少数です。

請願第2号は、否決されました。

したがって請願第2号は、不採択と決定しました。

ここで場内の時計で、10時15分まで暫時休憩といたします。

午前 9時58分 休憩

午前10時15分 再開

○議長（山本泰正君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、厚生産業常任委員長に報告を求めます。

厚生産業常任委員長 西中君。

○厚生産業常任委員長（西中純一君） それでは、厚生産業常任委員会の委員長報告をいたします。

令和3年第4回和気町議会定例会におきまして、当委員会に付託されました議案5件につきまして、去る6月10日午前9時から、和気町議会議事堂におきまして、委員全員出席、執行部より町長、副町長、各部・課長出席の下、慎重に審査した結果を御報告いたします。

まず、議案第46号和気町介護保険条例等の一部を改正する条例についてであります。特に意見もなく、審査の結果、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第47号令和3年度和気町一般会計補正予算（第2号）についてであります。審査の結果、全会一致で原案可決であります。

なお、審査の過程で次のような質疑、答弁がありました。

委員から、地方創生臨時交付金事業のらくらく証明交付サービス事業について、現在のマイナンバーカードの取得状況はとの質疑に対し、和気町での交付率は35.21%で、4,961人の方が取得されており、岡山県並びに全国の平均交付率をいずれも上回っているとの答弁がありました。

また、同委員から、同じく交付金事業の健康づくり事業の詳細についての質疑に対し、健康測定機器の設置で、血管年齢を測る機械、脳年齢を測る機械、体内の老廃物を測る機械、高精度の体組成分析装置を購入する予定で、設置場所は和気鶴飼谷温泉、サエスタ、町体育館、役場に設置する予定との答弁がありました。

別の委員から、新生児の特別定額給付金について、年々新生児の出生数が減少する中で、積極的に予算編成すべきではないのかとの質疑に対し、前年度の実績を踏まえて、令和3年度は50人の出生を見込み、500万円の予算であるとの答弁がありました。

また、同委員から、ロマンツェ支援事業について、昨年度の修繕及び今年度の施設修繕の内容についての質疑に対し、前年度の修繕内容は展望風呂の換気扇の修繕で、今年度は浴室手洗いの非接触型の交換や戸別の間仕切り、1階、2階のトイレの換気扇の改修等であるとの答弁がありました。また、別の委員から、ロマンツェの運営について、指定管理によるこれまでの10年の収支状況はとの質疑に対して、指定管理者から収支報告書等が提出されており、過去10年分についてお示ししたいとの答弁がありました。

また、同委員から、飲食店感染防止対策支援事業について、新型コロナウイルス感染防止対策機器の購入に対する補助であるが、対象となる機器はとの質疑に、補助要綱を定めており、感染防止対策を行うため購入した感染予防用品、飛沫感染予防用品、接触防止用品等で、今年度4月1日に遡って適用させていただくとの答弁がありました。

次に、議案第48号物品購入契約の締結についてであります。審査の結果、全会一致で原案可決であります。

なお、審査の過程で、次のような質疑、答弁がありました。

委員から、入札を辞退した指名業者の辞退理由はとの質疑に対し、辞退の主な理由は、特装車の取扱いがない、メンテナンスができない等であるとの答弁がありました。また、同委員から、特装車の取扱いができない業者を選定することはあり得ないと思うがとの質疑に対し、庁用車の購入については町内業者を選定しているとの答弁がありました。また、別の委員から、どういった場合に入札が不調になるのかとの質疑に対し、入札に対して応札する業者が2者以上ない場合や、全者の応札額が予定価格に達しなかった場合であるとの答弁がありました。

次に、陳情第1号区内の排水路調査研究に要する作成費の早急な予算措置の要望書についてであります。採決の結果、採択と趣旨採択が同数となり、委員長裁決により趣旨採択といたしました。

なお、審査の過程で、次のような質疑、答弁がありました。

委員から、町へ提出されている要望書については、どのような状況であるのかとの質疑に対し、工業団地の整備に向けた開発協議において、新たに遊水池を整備し、下流の湛水防除施設も処理能力を倍にして対応しているといった回答内容であるとの答弁がありました。また、別の委員から、工業団地の整備に当たり、地元と協議がなされて納得されているものと思っていたが、コミュニケーション不足を感じる陳情書のように思われるとの意見がありました。

次に、陳情第2号安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情についてであります。特に意見もなく、採決の結果、全会一致で採択となりました。

以上、厚生産業常任委員会の委員長報告といたします。

○議長（山本泰正君） ただいまの委員長報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 質疑なしと認め、委員長の報告に対する質疑を終わります。

委員長、御苦労さまでした。

次に、議案第46号は、討論の申出がありませんので、討論を省略します。

これから、議案第46号和気町介護保険条例等の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第46号に対する委員長の報告は、原案可決であります。議案第46号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認めます。

したがって議案第46号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第47号は、討論の申出がありませんので、討論を省略します。

これから、議案第47号令和3年度和気町一般会計補正予算（第2号）についてを採決します。

議案第47号に対する各委員長の報告は、原案可決であります。議案第47号は、各委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認めます。

したがって議案第47号は、各委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第48号は、討論の申出がありませんので、討論を省略します。

これから、議案第48号物品購入契約の締結についてを採決します。

議案第48号に対する委員長の報告は、原案可決であります。議案第48号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認めます。

したがって議案第48号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、陳情第1号は、討論の申出がありませんので、討論を省略します。

陳情第1号区内の排水路調査研究に要する作成費の早急な予算措置の要望書についてを採決します。

陳情第1号に対する委員長の報告は、趣旨採択であります。陳情第1号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認めます。

したがって陳情第1号は、委員長の報告のとおり趣旨採択とすることに決定しました。

次に、陳情第2号は、討論の申出がありませんので、討論を省略します。

陳情第2号安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情についてを採決します。

陳情第2号に対する委員長の報告は、採択であります。陳情第2号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認めます。

したがって陳情第2号は、委員長の報告のとおり採択とすることに決定されました。

（日程第2）

○議長（山本泰正君） 日程第2、発議第1号和気町議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題とします。

ここで、事務局長に議案を朗読させます。

事務局長 則枝君。

○事務局長（則枝日出樹君） 発議第1号朗読した。

○議長（山本泰正君） 次に、提出者であります山本 稔君に趣旨説明を求めます。

5番 山本君。

○5番（山本 稔君） それでは、発議第1号の和気町議会会議規則の一部を改正する条例について趣旨説明を行います。

この規則改正については、全国町村議会議長会において標準町村議会会議規則の一部を改正することが決定したことによるものであります。今回の改正理由は、議員活動と家庭生活との両立支援策をはじめ、男女の議員が活動しやすい環境整備の一環として、出産、育児、介護など、議員として活動するに当たっての諸要因に配慮をするため、議会への欠席事由を整備するとともに、出産については母性保護の観点から産前・産後の欠席期間を規定するものであります。また、請願者の利便性の向上を図るため、議会への請願手続について、請願者に一律に求めている押印の義務づけを見直し、署名または記名押印に改めるものでございます。

なお、改正内容につきましては、先ほど事務局長が朗読いたしました改め文のとおりでございます。

以上、発議第1号の趣旨説明といたします。

○議長（山本泰正君） これから発議第1号の質疑を行います。

質疑はありますか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 質疑なしと認め、発議第1号の質疑を終わります。

お諮りします。

発議第1号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認めます。

したがって発議第1号は、委員会付託を省略することに決定しました。

次に、お諮りします。

発議第1号を討論を省略し、採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認め、これから採決します。

発議第1号和気町議会会議規則の一部を改正する規則については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認めます。

したがって発議第1号は、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩といたします。

午前10時32分 休憩

午前10時40分 再開

○議長（山本泰正君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

先ほど、議会運営委員会を開き協議した結果について、委員長から報告を求めます。

議会運営委員長 山本君。

○議会運営委員長（山本 稔君） それでは、先ほど開催いたしました議会運営委員会の審議結果を報告いたします。

本日の日程第1において採択されました請願第1号及び陳情第2号を発議第2号、発議第3号として本日追加提案することに決定いたしました。

以上、議会運営委員会の委員長報告といたします。

○議長（山本泰正君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 質疑なしと認め、委員長の報告に対する質疑を終わります。

委員長、御苦労さまでした。

お諮りします。

発議第2号及び発議第3号の2件についてを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認めます。

したがって発議第2号選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書及び発議第3号安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書についてを日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

（追加日程第1）

○議長（山本泰正君） 追加日程第1、発議第2号選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書についてを議題とします。

意見書案につきましては、お手元に配付しておりますので、御覧ください。

次に、提出者であります西中純一君に趣旨説明を求めます。

8番 西中君。

○8番（西中純一君） 選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書について、委員長に代わり副委員長の私が発議をいたします。

選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書案、2ページにあります。文章を読みます。

2018年に内閣府が公表した世論調査において、夫婦同姓も夫婦別姓も選べる選択的夫婦別姓制度の導入に賛成、容認と答えた国民は66.9%となり、反対の29.3%を大きく上回りました。このうち、多くの人が初婚を迎える30から39歳における賛成、容認の割合は84.4%に上っています。夫婦同姓を義務づけている国は、世界で日本だけです。法制審議会は、1996年に選択的夫婦別姓制度の導入などを含む民法の一部改正を答申し、1999年に施行された男女共同参画社会基本法制定時にも、選択的夫婦別姓制度は中心的な政策課題とされました。国連女性差別撤廃委員会をはじめとする国連や国際機関も、日本政府に対し3度にわたり民法改正の勧告をしています。この数十年で世界各国では法改正がなされましたが、日本では全く進んでいない状況です。別姓を望む人にその選択を認める選択的夫婦別姓制度の導入を求める声は、ますます切実です。

現行の民法では、夫婦別姓での婚姻が認められていません。女性の社会進出が進み、平均初婚年齢が30歳前後となっている現在では、婚姻前に個人の信用や実績を積んでいる場合が多く、望まぬ改姓、事実婚、通称使用などによる不利益、不都合を強いられている人が増えています。また、妻の姓に改姓した男性からも、社会的な不

利益を訴える訴訟が相次いでいることから、選択的夫婦別姓制度の導入は男女どちらの利益にもかなうものであると言えます。選択的夫婦別姓制度は、夫婦の姓の在り方を強制ではなく選択としており、夫婦同姓を希望する人の権利を奪うものでもありません。日本も多様性を認め合う社会へと進んでいるところであり、夫婦の姓の在り方についても見直す時期です。ついては、選択的夫婦別姓制度の法制化を強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

あとは、以下省略します。

○議長（山本泰正君） これから発議第2号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

西中君、御苦労さまでした。

お諮りします。

発議第2号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認めます。

したがって発議第2号は、委員会付託を省略することに決定しました。

次に、お諮りします。

発議第2号を討論を省略し、採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認め、これから採決します。

発議第2号選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認め、発議第2号は原案のとおり可決されました。

次に、発議第3号安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書についてを議題とします。

意見書案につきましては、お手元に配付しておりますので、御覧ください。

次に、提出者であります山本 稔君に趣旨説明を求めます。

5番 山本君。

○5番（山本 稔君） それでは、発議第3号の安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書について、趣旨説明を行います。

意見書につきましては、お手元に配付のとおりであります。

新型コロナウイルスのパンデミックは、日本国内でも大きな影響を広げており、経済活動や国民生活に深刻な影響を及ぼすとともに、都道府県によっては医療崩壊が起こるなど、国民の命と健康が脅かされております。今回の新型コロナウイルス感染拡大により感染症病床や集中治療室の不足や新興・再興感染症に対応する国立公的病院の重要性、医師や看護師、介護職員の不足、保健所、保健師の不足などが課題となっております。新型コロナウイルスを抑制し、今後発生し得る新興・再興感染症から国民の命と健康を守るために、政府に対して今後も発生が予想される新たな感染症拡大などの事態にも対応できるよう、医療、介護、福祉に十分な財源確保や医療体制の充実、安全・安心の医療・介護提供体制の確保、社会保障に関わる国民負担軽減を図ることなどについて

意見書を提出するものであります。

以上、発議第3号の説明といたします。

○議長（山本泰正君） これから発議第3号の質疑を行います。  
質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。  
山本君、御苦労さまでした。

発議第3号は、会議規則第39号第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認めます。  
したがって発議第3号は、委員会付託を省略することに決定しました。  
次に、お諮りします。  
発議第3号の討論を省略し、採決したいと思いますが、御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認め、これから採決します。

発議第3号安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認め、発議第3号は原案のとおり可決されました。  
（日程第3）

○議長（山本泰正君） 日程第3、議会閉会中の調査研究の申出書についてを議題とします。

皆様のお手元に配付のとおり、議会運営委員会及び各常任委員会並びに特別委員会より、議会閉会中の調査研究の申出書が提出されております。

お諮りします。

議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会が、議会閉会中においても調査研究できるよう承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認めます。

したがって議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会が、議会閉会中においても調査研究できることに決定しました。

以上で、今期定例会に付議された事件は全て終了しました。

閉会に当たり、町長から挨拶がございます。

町長 草加君。

○町長（草加信義君） 令和3年第4回和気町議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今回提案をいたしました報告4件、承認1件、条例改正1件、補正予算1件、物品購入契約1件、その他発議等につきまして慎重に御審議をいただきまして、大変御苦労さまでございました。

特に、皆様方に大変御心配をおかけいたしておりますコロナ禍でございますが、この新型コロナ感染防止対策、これはもとよりワクチンの接種に全力を傾注いたしまして、7月末には、65歳以上の一部御本人の特別の事情がある方を除きまして、希望者全員に接種を終了いたしまして、64歳以下の接種対象者のうち希望者全員

の接種に、またファイザー社ワクチンの確保に努めまして、一日も早く接種を終了し、皆様に抗体ができ、今後の感染防止につながりまして、また経済の再生にもつながり、皆様が日々安心して生活が送れることを心から願っております。どうぞより一層の御協力をお願い申し上げる次第でございます。

議員の皆様方におかれましては、特に健康に御留意されまして、ますます町勢発展のため御活躍されますようにお祈りをいたしまして、閉会の御挨拶といたします。ありがとうございました。

○議長（山本泰正君） 今期定例会の閉会に当たり、一言御挨拶申し上げます。

まずは、今定例会が議員各位の終始極めて真摯な御審議により議了できましたこと、皆様方の御精励に対し、衷心より厚くお礼を申し上げます。

本定例会も、町長をはじめ執行部の皆様方には、審議に対しまして真摯な態度をもって御協力いただきましたことに敬意を表しますとともに、会議で議員各位が申し上げました意見なり要望事項につきましては、特に考慮を払われ、行政運営に反映されますよう要望を申し上げておきます。

なお、執行部におかれましては、新型コロナウイルス感染症対策について、現在も国の緊急事態宣言下ではありますが、現在順調に進んでおります高齢者へのワクチン接種、そして間もなく開始されます64歳以下の接種に鋭意取り組んでいただき、町民の安全・安心のため、引き続き諸施策を強力に展開していただくよう切に希望するものであります。

最後になりましたが、議員及び執行部の皆様方には、これから本格的な夏を迎えます。健康には十分留意くださいようお願い申し上げます。誠に簡単ではございますが、閉会の挨拶とさせていただきます。

これをもちまして令和3年第4回和気町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

午前10時55分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和3年6月16日

和気町議会議長 山 本 泰 正

和気町議会議員 山 本 稔

和気町議会議員 居 樹 豊